

令和 6 年

国見町議会会議録

第 5 回 定例会

令和 6 年 9 月 3 日開会

令和 6 年 9 月 13 日閉会

国 見 町 議 会

令和6年第5回（9月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（9月3日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
伊達地方消防組合議会（小林聖治君）	7
福島地方水道用水供給企業団議会（佐藤定男君）	8
請願の付託	8
議案の上程（報告第7号～諮問第3号）	8
町長提案理由の説明	9
協議会関係の報告	16
代表監査委員の報告	17
散会の宣告	18

第2号（9月4日）

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
遅参及び早退議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	20
本会議に出席した事務局職員	20

開議の宣告	21
一般質問	21
7番 穴戸武志君	21
①当町における「全国学力テスト」の結果について	
8番 山崎健吉君	27
①小中学校の教育現場の状況と教員の働き方等について	
②認知症支援「チームオレンジ」について	
11番 渡辺勝弘君	40
①ごみの排出量の低減に向けた取り組みと今後の課題について	
12番 松浦常雄君	45
①高温による農作物の被害状況とその対策を伺う	
②町内の鳥獣被害状況と対策を伺う	
③熱中症の患者数とその予防対策を伺う	
5番 蒲倉 孝君	51
①「くにみ学園構想」凍結後の進捗を伺う	
②屋外遊具修繕検討を伺う	
6番 八巻喜治郎君	57
①国見町の活性化について	
10番 小林聖治君	62
①町内会要望への対応について	
②情報公開条例に基づく開示請求について	
③職員採用試験について	
3番 佐藤 孝君	69
①町内会施設建設事業補助事業の見直しについて	
②生活道路等の整備基準について	
散会の宣告	84

第3号（9月6日）

議事日程	85
出席議員	86
欠席議員	86
遅参及び早退議員	86
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	86
本会議に出席した事務局職員	86
開議の宣告	87

報告第 7 号	健全化判断比率の報告について	87
報告第 8 号	資金不足比率の報告について	87
報告第 9 号	教育委員会の事務に係る点検評価報告について	87
議案第 6 0 号	国見町犯罪被害者等支援条例	88
議案第 6 1 号	国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	89
議案第 6 2 号	国見町行政手続条例の一部を改正する条例	93
議案第 6 3 号	国見町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例	94
議案第 6 4 号	国見町税条例の一部を改正する条例	94
議案第 6 5 号	国見町税特別措置条例の一部を改正する条例	95
議案第 6 6 号	国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例	95
議案第 6 7 号	国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	96
議案第 6 8 号	国見町農村地域工業等導入審議会条例の一部を改正する条例	96
議案第 6 9 号	国見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	98
議案第 7 0 号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例	98
議案第 7 1 号	工事請負契約の一部変更について	99
議案第 7 2 号	伊達市桑折町国見町火葬場協議会規約の一部変更について	100
議案第 7 3 号	令和 6 年度国見町一般会計補正予算（第 2 号）	100
議案第 7 4 号	令和 6 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	112
同意第 4 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	112
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	113
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	113
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	113
散会の宣告		114

第 4 号（9 月 1 3 日）

議事日程	115
出席議員	116
欠席議員	116
遅参及び早退議員	116
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	116
本会議に出席した事務局職員	116

開議の宣告	117
認定第 1 号 令和 5 年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について	117
認定第 2 号 令和 5 年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について	150
認定第 3 号 令和 5 年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について	150
認定第 4 号 令和 5 年度国見町石母田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	151
認定第 5 号 令和 5 年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	151
認定第 6 号 令和 5 年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	152
認定第 7 号 令和 5 年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	153
認定第 8 号 令和 5 年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	153
認定第 9 号 令和 5 年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について	154
認定第 10 号 令和 5 年度国見町水道事業会計決算認定について	154
認定第 11 号 令和 5 年度国見町下水道事業会計決算認定について	157
常任委員長報告	
請願第 3 号 国見町大字藤田字日渡三地内造成について意見書の提出を求める 請願	158
追加日程の議決	161
議員の派遣について	161
常任委員会の所管事務調査について	161
町長挨拶	161
閉議及び閉会の宣告	162

国見町告示第89号

令和6年第5回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月19日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和6年9月3日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（10名）

1番 佐藤多真恵君	3番 佐藤 孝君	4番 （欠番）
5番 蒲倉 孝君	6番 八巻喜治郎君	7番 宍戸武志君
8番 山崎健吉君	9番 （欠番）	10番 小林聖治君
11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君	13番 （欠番）
14番 佐藤定男君		

・ 不応招議員（1名）

2番 菊地勝芳君

第 1 目

令和6年第5回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願の付託
 - 請願第 3号 国見町大字藤田字日渡三地内造成を求める請願について
- 第 5 報告第 7号 健全化判断比率の報告について
- 第 6 報告第 8号 資金不足比率の報告について
- 第 7 報告第 9号 教育委員会の事務に係る点検評価報告について
- 第 8 議案第60号 国見町犯罪被害者等支援条例
- 第 9 議案第61号 国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
- 第10 議案第62号 国見町行政手続条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第63号 国見町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第64号 国見町税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第65号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第66号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第67号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第68号 国見町農村地域工業等導入審議会条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第69号 国見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第70号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例
- 第19 議案第71号 工事請負契約の一部変更について
- 第20 議案第72号 伊達市桑折町国見町火葬場協議会規約の一部変更について
- 第21 議案第73号 令和6年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第74号 令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第23 認定第 1号 令和5年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 2号 令和5年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 3号 令和5年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 4号 令和5年度国見町石母田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第27 認定第 5号 令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 6号 令和5年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第 7号 令和5年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第30 認定第 8号 令和5年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第31 認定第 9号 令和5年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第32 認定第10号 令和5年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第33 認定第11号 令和5年度国見町下水道事業会計決算認定について
- 第34 同意第 4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第35 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第36 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第37 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

・出席議員（10名）

1番 佐藤多真恵君	3番 佐藤孝君	4番 （欠番）
5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君	7番 穴戸武志君
8番 山崎健吉君	9番 （欠番）	10番 小林聖治君
11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君	13番 （欠番）
14番 佐藤定男君		

・欠席議員（1名）

2番 菊地勝芳君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	高橋幸子君	総務課長	澁谷康弘君
職務代理者		税務課長	佐藤光男君
企画調整課長	大勝宏二君	ほけん課長	佐藤温史君
住民防災課長	榊英則君	農業委員会会長	佐藤智宏君
産業振興課長	佐藤智昭君	農事務局長	
建設課長	村上幸平君	上下水道課長	穴戸浩寿君
会計管理者兼	阿部善徳君	教育総務課長	大勝晴美君
会計課長		生涯学習課長	小野笑子君
教育施設課長	中條伸喜君	代表監査委員	佐藤徳正君
農業委員会会長	八島富一君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	実沢隆之君	書記	八島章君
書記	豊野好洋君	書記	木村恒夫君
書記	丹治琴音君		

◇開会の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおります。暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、菊地勝芳議員より、病氣療養のため本日の定例会を欠席する旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（佐藤定男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番山崎健吉君、10番小林聖治君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（佐藤定男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの11日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（佐藤定男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（実沢隆之君） 議会関係についてご報告いたします

令和6年第4回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告3件、議案15件、認定11件、同意1件、諮問3件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願 1 件、陳情 1 件です。

一般質問の通告は 8 議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（佐藤定男君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、伊達地方消防組合議会について、10 番小林聖治君。

10 番（小林聖治君） 伊達地方消防組合議会について報告いたします。

去る 6 月 21 日、菊地勝芳議員と共に伊達地方消防組合議会臨時会に出席してまいりました。

それでは、臨時会の報告に移ります。

午後 2 時より伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、午後 3 時半より令和 6 年第 4 回伊達地方消防組合議会臨時会が開かれ、まず、管理者から、消防組合の諸般の報告、提案理由の説明があり、直ちに議案審議に入りました。提出された議案は、報告 2 件、議案 3 件であります。

報告第 1 号は、令和 5 年度伊達地方消防組合一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、中央消防署西分署改築工事について、継続費繰越計算書を調製したことの議会への報告でありました。

次に、報告第 2 号は、令和 5 年度伊達地方消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは、中央消防署南分署移転新築事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したことの議会への報告でありました。

次に、議案第 10 号は、工事請負契約の締結についてであります。

これは、消防本部中央消防署浸水対策工事等工事の請負契約の締結についてでありまして、令和 6 年 5 月 21 日に 6 社による条件付一般競争入札の結果、川俣町の香野建設株式会社と 1 億 4 9 6 0 万円で契約を締結することになったため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 11 号は、動産の取得についてであります。

災害対応特殊ポンプ自動車 1 台の購入について、令和 6 年 4 月 23 日に 7 社による指名競争入札の結果、宮城県仙台市の株式会社モリタ仙台支店と 4 7 6 3 万円で契約を締結することになったため、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第 12 号は、損害賠償額の決定及び和解についてですが、これは、令和元年 7 月 15 日に東北自動車道で発生した中央消防署西分署配置の化学消防ポンプ車の衝突事故について、損害賠償の額が決定したため、和解することについて議会の議決を求めるものであります。

なお、和解金額については3324万円であります。

これら議案3件は、採決の結果、いずれも原案のとおり可決、認定されました。

なお、お手許のタブレットPCに議案書の写しを掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で令和6年第4回伊達地方消防組合議会臨時会の報告を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、本席より私から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

提出された案件は、議案2件、報告1件であります。

議案第3号は、令和5年度水企業団事業会計の決算認定であります。

収益的収支は事業収益が40億1874万4000円、事業費用が36億3759万7000円となり、純利益は3億8114万7000円となりました。

議案第4号は、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

報告第1号は、水企業団関係予算の繰越しの件であります。令和5年度から令和6年度へ資本的支出の工事請負費の予算を繰り越したもので、繰越額は453万7000円です。

以上、提出された案件は、全て原案のとおり可決されました。

詳細につきましては、お手許に配付の資料を参照願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◇ 請願の付託

議長（佐藤定男君） 日程第4、請願の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情1件であり、お手許に配付した請願文書表のとおり、請願第3号は産業建設常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

陳情第12号は資料配付としましたので、ご報告いたします。



◇ 議案の上程（報告第7号～諮問第3号）

議長（佐藤定男君） この際、日程第5、報告第7号から日程第37、諮問第3号までの報告3件、議案15件、認定11件、同意1件、諮問3件を一括上程いたします。

なお、この33件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第7号から議案第74号及び同意第4号、諮問第3号までの22件については、6日に議案説明、質疑、採決を行い、認定第1号から認定第11号までの令和5年度各会計決算認定につきましては、最終日の13日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）



◇町長提案理由の説明

議長（佐藤定男君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和6年第5回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様には出席いただきありがとうございます。

本定例会に提案した議案について説明します。

本定例会には、健全化判断比率の報告などの報告3件、条例の改正、廃止などの一般議案13件、一般会計と各特別会計の補正予算議案2件、令和5年度一般会計と各特別会計歳入歳出決算認定など11件、人事案件4件の計33件の当面する緊急で重要な案件を提案しました。

初めに、7月25日に発生した秋田・山形豪雨の対応についてです。

豪雨災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

この豪雨災害に関して、町は8月7日に町内4か所に募金箱を設置し、募金活動を行っています。

次に、令和6年6月第4回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルス感染症は、7月以降感染者が増えており、8月25日までの1週間の定点報告数で、県北管内は13.33人となっています。町では引き続き基本的な感染対策の呼びかけを行います。

なお、10月から、65歳以上の方を対象に予防接種が始まりますが、本定例会に関係する予算を計上しています。

また、今年も気温が高く蒸し暑い日が続いていることから、8月5日から防災行政無線による熱中症予防の呼びかけを行っています。

次に、健康づくりの推進についてです。

町民に、より一層、健康づくりに関心を持ってもらうための取り組みとして、10月14日にくにみ健康フェスタ2024を開催することとしています。町応援大使の野崎洋光さんの健康レシピの実演を交えた講演などを行う予定です。

次に、健康相談についてです。

総合健診結果を町保健師や看護師が詳しく説明し、健康づくりを支援する健康相談は、8月20日から9月5日にかけて開催し、30人が申し込んでいます。

次に、敬老会についてです。

今年度の敬老会は、各地区の役員会で調整し、これを基に9月14日に町内3か所で開催することとし、準備を進めています。

次に、百歳県知事賀寿と敬老祝金の贈呈についてです。

百歳を迎えた樋口ナヲさん、渡邊喜美子さんに県知事賀寿と町の敬老祝金を贈り、家族と共に長寿をお祝いしました。

次に、生活支援特別給付金についてです。

物価高騰の影響が大きい低所得者への支援として、令和6年度新たに住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給します。また、18歳以下の子どもがいる世帯には1人当たり5万円を加算して支給します。該当する世帯には、既に案内を送付しています。

2つ目、安全・安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

まず、防災訓練についてです。

9月8日に、5年ぶりの防災訓練を町内7か所で実施します。

第1部として、自主防災会を中心に、避難誘導、一時避難場所への避難、安否確認の訓練を行うほか、各指定避難所では避難所開設訓練、防災倉庫確認を行い、第2部では、炊き出し訓練や防災講話を予定し、防災力の向上を目指します。

次に、県不動産鑑定士協会との包括連携協定についてです。

地震などの災害で被害のあった家屋の被害調査などの対応や空き家活用など、まちづくり全般にわたる連携強化のため、7月22日に福島県不動産鑑定士協会と包括連携協定を締結しました。

次に、地域公共交通あり方協議会についてです。

7月24日、移動手段の確保と利便性の向上、そして実情に即した輸送サービスの実現のため、地域公共交通あり方協議会を開催し、昨年10月から今年の9月まで実証実験しているタクシー利用補助事業（ももたんパス）について協議しました。委員からは引き続き継続との意見があり、10月から正式運用で進めることとします。これに伴う関係事業費を本定例会の補正予算に計上しました。

なお、登録者数は287人で、7月末現在の利用者状況は723件です。

次に、小学生交通安全標語コンクールについてです。

7月18日、交通事故防止運動の一環として募集し、応募のあった172点の標語を審査し、26点を優れた標語として選び、表彰しました。

入選した標語は、交通安全啓発看板として町内各所に掲示しました。

次に、要望活動についてです。

7月31日、福島市長、伊達市長、桑折町長と共に国土交通省政務官、道路局長、財務省主計局次長、自民党幹事長代理に対し、国が計画している福島北道路の早期計画策定を要望しました。

8月5日、県北建設事務所長に対し、牛沢川改修及び適正な維持管理と西大枝原町地内、県道五十沢国見線の歩道設置を要望しました。

なお、7月29日、町の要請により福島県主催による牛沢川に係る地元説明会を開催しています。

次に、信号機設置についてです。

町が設置要望を行っていた国道4号石母田字上野地内交差点信号機は設置が完了し、9月上旬から運用開始を予定しているとの報告を受けています。

次に、クリーンアップ作戦についてです。

7月7日、町内各所でクリーンアップ作戦を展開し、河川等の環境美化の意識向上を図りました。

次に、滝川、滑川河川改修事業についてです。

県が実施している滝川、滑川築堤の河川改修工事の進捗率は70%で、滝川築堤はおおむね完了し、現在、滑川築堤を進めています。

なお、滑川改修事業完了は令和7年度になるとの報告を受けています。

次に、令和6年産米のモニタリング検査についてです。

本年産米についても、町内3か所の圃場を選定し、9月下旬からモニタリング検査を実施する準備を進めています。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

まず、出産・子育て応援事業についてです。

妊娠・出産を応援・支援するため、妊娠した際の出産応援給付金5万円を5人に、出産後の子育て応援給付金とすくすくももさぼ祝金を合わせて10万円を3人に給付しました。

次に、県北中学校の学習活動についてです。

地域課題探究型国見学の推進として、国見を知る、国見に学ぶ、国見と歩むをテーマに、1年生は職業人に聞く、2年生は職場体験、3年生は子ども議会を実施し、地域への興味関心を高め、まちづくりを自分ごととして捉える取り組みをしています。

次に、国見小学校の学習活動についてです。

異学年交流として縦割り班での活動を進めています。上学年と下学年が混合でグループごとの活動に取り組みながら、他者意識や自己有用感を醸成し、豊かな心を育てています。

次に、給食センター体験ツアーについてです。

夏休み期間を利用して、ふだんは入れない調理室を見学したり、調理を体験したりする給食センター体験ツアーを実施しました。小学生とその親6組11人が参加し、地場食材の豊かさや食育など、安全安心の給食について学びました。

次に、原材料高騰に伴う給食単価の見直しについてです。

5月30日と7月31日に開催した給食センター運営委員会で協議を進めた結果、十分な量と栄養価を確保し、地場産食材の活用を推進するために、45円から65円の値上げが必要と判断しました。本定例会の一般会計補正予算において、賄材料費の増額補正を計上しています。

次に、社会教育の推進についてです。

地域学校協働本部事業では、「放課後塾ハル 夏の宿題おわらせちゃおう！キャンペーン」、「放課後塾ハル 見晴るかすツアー」、「高校入試対策講座Ⅲ」、「国見っ子わんぱく広場の野外体験活動・夏まつり」、「少年仲間づくり教室キャンプ」、「夏休み学習会」、「親子クッキング教室」を実施しました。夏休み期間の学習と体験活動は、児童生徒の心身の成長の糧となっています。

青少年育成町民会議は、7月29日に「ごみ拾い大作戦！」を実施し、11人の小

学生が参加しました。観月台周辺のごみを拾い、衛生処理組合に持ち込み、ごみの分別や処理についての学びを深めました。

また、全国大会、東北大会、県大会に出場となった青少年12人、2団体に対し奨励金を交付し、活躍を讃えました。

次に、施設管理事業についてです。

観月台文化センター改修工事は、藤棚改修、分電盤改修、センター棟の電灯LED化改修工事が終了しました。ホール棟の電灯LED化改修など、他の観月台文化センターの改修工事についても順次進めていきます。

次に、社会体育施設の在り方検討についてです。

今後の社会体育施設の在り方を検討するため、社会体育施設あり方検討会を8月29日に開催しました。学識経験者や様々な体育館関係団体から意見をいただいています。

次に、スポーツ事業についてです。

ももたんスポーツクラブでは、8月12日に夏祭りを開催し、総合型地域スポーツクラブについて地域の方に知っていただく機会としました。

夏休みスイミング教室は、小学生を対象に7月29日から8月1日の4日間、福島スイミングスクールほばらで実施し、25人の児童が泳力を向上させました。

SAGA2024国民スポーツ大会バウンドテニス競技、第38回全日本シニアソフトボール大会に出場する3人に、8月21日、文化・スポーツ活動等激励金を交付しました。

次に、芸術文化事業についてです。

囲碁・将棋体験教室は、8月3日、小学1年生から75歳までの初心者10人が講師の指導を受け、囲碁と将棋にチャレンジしています。

務川慧悟ピアノリサイタルを8月17日に開催しました。町内はもとより、県内外からも多くの方が来場し、ベーゼンドルファーの調べを心ゆくまで堪能しました。また、ベーゼンドルファー試弾会を8月19日、20日の2日間実施し、18組がベーゼンドルファーの音色と感触を楽しみました。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、農業部門の地域おこし協力隊についてです。

国見町に移住した2人は、自立就農に向け、果樹農家宅でモモを中心に精力的に研修しています。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所についてです。

長期・短期それぞれの研修は、計画どおり進んでいます。長期研修生2人は、来春の自立就農に向け、精力的に研修しています。また、8月3日と4日には、あつかし農友会主催の夏マルシェを道の駅国見あつかしの郷で開催しています。

次に、新規就農者の確保についてです。

新規就農を目指す意欲ある人材の確保に向け、7月14日と8月31日に東京都内、8月31日に福島市内で開催されたそれぞれの就農フェアに参加しました。

これまで3回の就農フェアで15組20人が国見町ブースを訪れ、うち2人が見学会で国見町を訪れました。

今年度は、今後4回の就農フェアに参加することとしています。

次に、鳥獣被害対策についてです。

7月7日に侵入防止柵の移設などに関する座談会を貝田公民館で、8月27日に猿被害の軽減対策に向けた実施隊全体会議を開催しました。また、農作物の被害防止に向け、7月から8月にかけて実施隊でカラスと猿の一斉追い払いを実施しました。

引き続き、実施隊や鳥獣対策アドバイザーと連携しながら、地域ぐるみで鳥獣害対策を講じます。

次に、果物の盗難防止パトロールについてです。

7月1日、福島北警察署桑折分庁舎で桑折・国見地区果物盗難防止パトロール出発式が行われました。モモの出荷時期に合わせ、関係機関で盗難防止のパトロールを強化しました。

次に、風評対策事業についてです。

モモの最盛期に合わせ、7月17日は宮城県石巻市、7月20日は岩手県平泉町、7月21日は栃木県茂木町、7月27日と28日は岐阜県池田町、そして8月3日と4日は北海道ニセコ町でモモのPR販売を行い、いずれも好評でした。

次に、国見町を巡るツアーについてです。

6月15日から16日の第2回は4人が参加し、アンズや野菜の収穫体験、地元食材による食事、加工場の見学など地産地消をテーマに、7月20日の第3回は11人が参加し、陶芸体験、千年公園散策、モモの食べ比べなど、歴史と食をテーマにそれぞれ開催しました。今年度は、10月と12月にも開催することとしています。

次に、道の駅国見あつかしの郷についてです。

指定管理者第三者評価選定委員会を開催し、指定管理者の国見まちづくり株式会社の令和5年度の評価を行いました。増収増益の黒字決算となったことは評価しつつも、改善点も指摘されています。今後は、第2回委員会を10月1日に開催し、報告書を取りまとめる予定です。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

まず、第6次国見町総合計画と過疎地域持続的発展計画の進捗管理についてです。

8月28日に国見町総合計画管理本部会議を開催し、第6次国見町総合計画と国見町過疎地域持続的発展計画の成果・進捗状況について評価を行いました。9月19日には国見町総合計画審議会を開催する予定です。

次に、個人県民税優良市町村に対する県知事感謝状についてです。

8月1日、福島県県北地方振興局長から町に、本年度の知事感謝状の贈呈伝達が行われました。令和5年度の個人県民税収納率は、現年課税分と滞納繰越分を合わせ99.84%（前年比0.06ポイント増）となり、平成17年度から18期連続での受賞となりました。引き続き収納率の向上に努めます。

最後に、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

初めに、合併70周年記念式典についてです。

式典は9月18日と決定し、出席者の取りまとめと式典の準備を進めています。

次に、地方創生推進事業についてです。

国見町コーポレート・アイデンティティ策定の提案書の参加申込の公募を7月1日から7月31日の期間、実施しました。25社からの申込みがあり、今後、専門家による1次審査と町民による投票を行う予定です。

次に、東京ふるさと国見会桃フェス開催についてです。

8月10日、東京赤坂で会員の拡大と会員に国見町産のモモを堪能してもらうために、桃フェスを開催しました。モモを食べながら会員同士で会話が弾んでいました。

次に、福島ユナイテッドFCホームタウン・サンクスデーについてです。

8月17日、福島ユナイテッドホームタウン・サンクスデーが、とうほうみんなのスタジアムで開催されました。よさこいの披露、ジェラート、モモ、焼き鳥の販売、ニュースポーツ体験など、国見をPRするブースにはたくさんの人が訪れていました。また、試合前のセレモニーでは、福島ユナイテッドと対戦相手のFC琉球に国見産のモモを贈呈しました。

次に、地域おこし協力隊活動事業についてです。

地域おこし協力隊がSNS（インスタグラム）を活用して、町内のグルメ・歴史・観光などを順次紹介し、国見町の魅力を発信しています。また、7月20日に藤田駅前「アカリ」で開催したマルシェは、たくさんの人でにぎわいました。加えて、モモの木、りんごの木オーナー制度や空き店舗をアートスタジオに改修することなど、関係人口や交流人口の創出、起業の準備を進めています。

次に、義経まつりについてです。

実行委員会を立ち上げ、開催日を9月23日と決定しました。今年度の義経まつりは、引き続き藤田商店街をメイン会場とし、町民が多く参加できるイベントを企画し、準備を進めています。また、9月7日に国見町合併70周年記念事業として、わらび座「義経 平泉の夢」を開催します。

次に、二重堀サポートネットワーク主催の「くにみ蓮まつり2024」についてです。

7月6日から7月28日まで、あつかし千年公園で、土・日・祝日に関連イベント蓮マルシェ、染物体験などを行い、多くの来場者がありました。

次に、七夕まつりと国見夏まつりについてです。

7月27日、あつかし歴史館で大木戸むらづくりの会と町が共催して七夕まつりを開催しました。

風鈴絵つけ体験、メダカすくい、流しそうめんなどを行い、多くの子ども連れでにぎわいました。

また、8月3日には実行委員会による道の駅国見あつかしの郷で国見夏まつりが開催されました。ステージイベントや露店の催しとともに、藤田商店街では、働く車とレトロカーの展示もありました。フィナーレの花火の打ち上げまで大盛況でした。

次に、移住・定住に関する支援事業についてです。

7月から8月にかけて、移住定住相談会を東京都内で3回実施し、31組44人と情報交換を行いました。引き続き、これらの対象者と連絡を密にし、移住・定住に繋がりたいと考えています。

それでは、本定例会に提案した各議案の概要を申し上げます。

報告第7号「健全化判断比率の報告について」から報告第9号「教育委員会の事務に係る点検評価報告について」までの3件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会へ報告するものです。

議案第60号「国見町犯罪被害者等支援条例」は、犯罪被害者の生活の再建を図りつつ、地域社会全体で支えることを目的に制定しようとするものです。

議案第61号「国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」は、町の自然環境や景観などの保全と再生可能エネルギー発電設備設置との調和を図るため、必要な事項を定めようとするものです。

議案第62号「国見町行政手続条例の一部を改正する条例」から議案第69号「国見町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、上位法令の一部改正に伴うもの、または現状に即した所要の改正を行うものです。

議案第70号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例」は、減免の対象となる期間が経過したため条例を廃止したいとするものです。

議案第71号「工事請負契約の一部変更について」は、防災行政無線更新工事に係る契約金額の変更のため、議決を求めるものです。

議案第72号「伊達市桑折町国見町火葬場協議会規約の一部変更について」は、協議会の事務所の位置の変更があったことから、改正を行うものです。

議案第73号「令和6年度国見町一般会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6636万8000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5267万1000円とするものです。

歳出補正の主なものは、のり面修繕工事、新型コロナウイルスワクチン接種事業、障がい児通所給付費、防火水槽設置事業、営農再開支援事業などの増によるものです。

議案第74号「令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、事業費の増や繰越金の整理などによるものです。

次に、各会計の決算認定についてです。

まず、認定第1号「令和5年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入決算額は77億2236万2000千円、歳出決算額は70億4362万9000円で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、5億9535万6000円の黒字決算となりました。

令和4年度決算と比較すると、歳入で7.4%の減、歳出で0.9%の減となり、実質収支は4604万8000円減少しました。

その主な理由は、歳入については災害復旧に係る特別交付税が減少したこと、歳出については福島県沖地震による災害対応事業の減などによるものです。

次に、認定第2号「令和5年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から認定第9号「令和5年度国見町潟水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件ですが、いずれも黒字決算です。

なお、これら特別会計の決算内容は、それぞれに管理会や運営協議会が設置されている場合は、それぞれ同意を得ています。

次に、認定第10号「令和5年度国見町水道事業会計決算認定について」は、当年度の純損失が653万円で、前年度未処分利益剰余金から純損失を差し引いた当年度未処分利益剰余金は25万4000円となり、そのまま翌年度への繰越利益剰余金とするものです。

なお、この決算内容は、水道事業経営審議会の同意を得ています。

次に、認定第11号「令和5年度国見町下水道事業会計決算認定について」は、当年度純利益が1278万2000円で、そのまま翌年度への繰越利益剰余金とするものです。

次に、同意第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、引地亨委員が令和6年9月30日で任期満了となるため、新たに菊地貴雄さんを適任と認め任命したいので、議会の同意を求めるものです。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、畑善徳委員が令和6年12月31日で任期満了となるため、引き続き畑善徳さんを適任と認め推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、佐藤勢津子委員が令和6年12月31日で任期満了となるため、引き続き佐藤勢津子さんを適任と認め推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、佐藤ユキ子委員が令和6年12月31日で任期満了となるため、新たに石塚いずみさんを適任と認め推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

以上、本定例会に提案した各議案の提案理由の主旨を申し上げましたが、各議案の内容、係数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。よろしくお願ひします。



◇協議会関係の報告

議長（佐藤定男君） 続いて、協議会関係について、担当課長の説明を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について。住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、ご報告申し上げます。

去る8月20日、桑折町役場会議室におきまして、令和6年度第2回伊達市桑折町

国見町火葬場協議会が開催されました。

提出されました案件は2件でございます。

認定第1号、令和5年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額は1992万4102円、歳出決算額は1697万9434円であり、歳入歳出差引残294万4668円は翌年度へ繰越しとなりました。

歳入の主なものは、負担金の1709万6000円でありまして、そのうち国見町分は482万1000円で、負担率は28.2%でありました。

歳出の主なものは、火葬場施設における燃料費及び修繕料、電気料から成る需用費の719万8960円と、火葬及び施設管理費から成る委託料の926万4344円でありました。

なお、国見町の火葬場の利用件数は144件であり、令和4年度より11件少なく、令和元年からは25件と増加しています。

以上、令和5年度決算については、原案のとおり認定されました。

次に、その他としまして、伊達市桑折町国見町火葬場協議会規約の一部改正についてであります。

桑折町役場庁舎の移転により事務所の位置が変わり、規約の変更が必要となったことから、本9月議会で1市2町が規約の一部改正の議案を提出しております。

なお、詳細につきましては、配付されております資料の写しをご覧ください。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（佐藤定男君） 以上で、町長提案理由の説明、協議会関係の報告は終わりました。



◇代表監査委員の報告

議長（佐藤定男君） 次に、令和5年度各会計決算審査及び健全化判断比率、資金不足比率の審査の結果について、佐藤徳正代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。代表監査委員（佐藤徳正君） 令和5年度の決算審査について報告いたします。

令和5年度の各会計決算審査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率について審査を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

審査に付されました令和5年度一般会計並びに特別会計の決算、健全化判断比率並びに資金不足比率につきまして、8月19日から8月28日までの期間の中で審査をいたしました。

まず、決算審査手続きにつきましては、各会計決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書など、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、さらに財政運営が適正であったかどうかを主眼として審査を行いました。

その結果、総括的には一般会計をはじめ各会計とも黒字を維持しており、計画的な財政執行により収支の均衡と健全な財政運営が行われているものと認められました。

次に、健全化判断比率、資金不足比率の審査につきましては、提出された健全化判

断比率の算定とその基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、いずれも適正に行われているものと認められました。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに実質収支は赤字でないため、この比率は発生いたしません。

実質公債費比率は3.3%であり、早期健全化基準である25%を下回っているため良好と言えます。

将来負担比率はマイナス1%で、基準の350%を下回っているため良好な状態にあります。

公営企業の経営状況を示す資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業会計、土地開発事業特別会計のいずれも資金不足がないため、この比率は発生いたしません。

詳細につきましては、議員の皆様のお手許に配付しております意見書をご覧くださいと存じます。

簡単ではありますが、決算審査及び健全化判断比率並びに資金不足比率についての審査報告といたします。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午前11時5分より、本議場において議案調査会を行います。

その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたします。

明日4日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時57分）

第 2 日

令和6年第5回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月4日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（10名）

1番 佐藤多真恵君	3番 佐藤孝君	4番（欠番）
5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君	7番 穴戸武志君
8番 山崎健吉君	9番（欠番）	10番 小林聖治君
11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君	13番（欠番）
14番 佐藤定男君		

・欠席議員（1名）

2番 菊地勝芳君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	高橋幸子君	総務課長	澁谷康弘君
職務代理者		税務課長	佐藤光男君
企画調整課長	大勝宏二君	ほけん課長	佐藤温史君
住民防災課長	榊英則君	産業振興課長	佐藤智昭君
福祉課長	黒田典子君	建設課長	村上幸平君
農業委員会	佐藤智宏君	会計管理者兼	阿部善徳君
事務局		会計課長	
上下水道課長	穴戸浩寿君	教育施設課長	中條伸喜君
教育総務課長	大勝晴美君	農業委員会	八島富一君
生涯学習課長	小野笑子君	会長	
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	実沢隆之君	書記	八島章君
書記	豊野好洋君	書記	木村恒夫君
書記	丹治琴音君		

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（佐藤定男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、7番宍戸武志君。

宍戸武志君。

（7番宍戸武志君 登壇）

7番（宍戸武志君） 一般質問に先立ちまして、今回各地で災害に遭われ、けがをした方々、災害を負った方のお見舞いと亡くなった方のご冥福をお祈りします。また、今後一日も早い復旧を願っております。

一般的にお金の話と教育の話はタブーとされております。しかし、お金の話、皆さん大概関心があります。気になります。教育、学力の件も同様であります。あまり口には出さないようですけども、これは本当に関心があるところでございます。あえて今回も提案させていただきたいと思っております。

まず今回、参考文献としまして「学力と幸福の経済学」、日本経済新聞社が発行しております。1、生きる力を身につける教育とは何かを徹底解明する。学校教育は予想以上に人生を左右するということが述べられております。京都大学の先生方が主に執筆なさっております。

当町における「全国学力テスト」の結果について。

文部科学省は7月29日、2024年度の全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果を公表いたしました。本件の小学校の国語と算数、中学校の国語と数学の正答率は、いずれも全国平均を下回りました。本県の結果は、小学校の国語が39位、算数が43位、中学校の国語が25位、数学が43位と、小学校では昨年度より大幅に順位を下げ、総じて全教科、全国平均を下回る結果となりました。当町の結果はどうであったかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 7番宍戸武志議員のご質問にお答えいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査の結果については、町村単位や学校単位の順位は出されておられません。また、当町は小中学校が1校ずつですので、町では素点そのものを公表しておられません。全国平均との比較で申し上げますと、小学校国語は同等、

小学校算数、中学校国語、数学は低いという結果です。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 私、この結果で気になる兆候があります。教育は長い取り組みで、相乗効果を上げると、短期決戦でないということも十分承知してございます。気になる兆候を3つ述べさせていただきたいと思います。

まず、下降トレンドになっているのではないかと。6次長期計画等も見させていただきますと、だんだん下がっているような傾向があります。国見町における全国学力・学習状況調査、2015年から2019年、国語なんですけれども、こういう折れ線グラフになっています。それと一昨年、昨年、今年というような形で折れ線グラフを作りますと、下降トレンドになっているのではないかなと危惧しております。

2番目に、特に中学校の低下が著しいです。小学校はある程度あれなんですけれども、中学校はすぐに社会に出る方、または上の学校に行く方ということで、仕上げの段階でございます。義務教育の仕上げでございます。これが下降トレンドになっているということは、問題があるのではないかなと思います。

3番目に、今回数学はありますが、英語がないです。しかし、英語は数学と相関関係がございますので、この辺どのように分析されているのか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

全国学力・学習状況調査につきましては、毎年小学校6年生、中学校3年生のテストを行っております。その年その年での調査結果となっております。それぞれ将来の目標、なりたい将来像があって進学先を決めるものだと思いますので、偏差値の高い進学校に入ることだけが全てではないとは思っておりますが、そういった高校にどのぐらい入れたかということで申し上げますと、福島高校、橘高校に入学した生徒は、令和5年度卒業生は64人中9人です。参考に申し上げますと、令和4年度が60人中10人、令和3年度は74人中10人という結果です。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 私は、高校進学の際のこのことを聞いているわけではございません。全体的な問題についてお伺いしております。下降トレンドになっているのは確かだと思います。中学校を見ますと、昨年よりも相当低いという形で、教育委員会から出されております。中学校は相当低いと国語と数学に丸がついております。この辺を現実的に受け止めて、今後どうされるのか、お願いしたいと思います。

次に、移ります。

県は相当の危機感を持っております。8月5日に各市町村、教育委員会を交えた臨時の対策会議を開き、具体的な施策を協議し、全体の学力の底上げを目指すとのことです。具体的な会議の内容をお伺いしたいと思います。

また、当町も同様に、それ以上の、危機感を持って学力向上に向けた取り組みをな

すべきだと思います。今やらないと、今後5年、10年同じような結果になりますので、この辺をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

8月5日に、福島県義務教育課の主催で学力向上対策会議が開催されました。福島県全体として低迷が続いている現状から、全国学力・学習状況調査の目的である結果の分析を基に、夏休み明けに共通実践の提案をすること、県全体で同一步調で授業の改善をしていかなければならないという説明がありました。具体的には、教師が「話す」授業から「みる」「きく」「つなぐ」授業へ。子どもが「感じて動き出す」学びへの変換を図るという内容です。

町では昨日、小中学校の管理職と学力向上担当者を招集し、学力向上研修を実施いたしました。県からの情報伝達と課題の共有、学校ごとに具体的な検証を指示、指導したところでございます。今後はこの検証結果をまとめて、対策を検討してまいります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 私は全国学力テストの問題を拝見しましたが、昔と大分違っていません。よく考えないと答えが出ない問題形式なので、この辺の対応もしっかりお願いしたいと思います。

次に、昨年度の結果を踏まえ、昨年度に改善したところと未改善のところをお伺いします。また、今年度はどのような取り組みを行っているのか、今後の予定も含めてお伺いしたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

昨年度の全国学力・学習状況調査の結果を受けて、5点の課題に取り組んでおります。

1点目は、家庭学習の手引きを小中学校相互に確認し、それぞれの発達段階に応じた内容を確認。2点目には、読書のさらなる推進。3点目に、ICT機器を活用した授業の質的改善。4点目に、Q・Uテストの活用による、よりよい学級内の人間関係の醸成。5点目には、全教員で授業研究会を行い、授業の質的改善を進めています。

結果がすぐに見えるものではありませんので、今後も継続的に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） しっかり取り組むようお願いしたいと思います。

次に、数学や英語について、苦手分野克服のために、昨年度、県北教育事務所より指導主事を招き、研究・指導するとしていましたが、成果はどうだったのか。また、今年度も継続するのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

本町では、幼稚園、小学校、中学校それぞれにおいて、年度ごとに県北教育事務所から指導主事を招き、授業研究を基に指導をいただいています。昨年度は中学校の全教員が授業を行い、担当教科の質的改善について学んでおります。数値として結果を示すことは難しいですが、授業改善に役立っており、今後も継続して活用いたします。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 継続するようお願いしたいと思います。

次に、県では2学期から、対象科目を国語にも拡大して、支援体制を強化しております。当町でもぜひ支援チームの活用を手を挙げてはどうかと思いますが、町の考え方をお伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

福島県として、支援体制を拡大したことは喜ばしいことですので、積極的に活用していきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 積極的な活用をお願いしたいと思います。

次に、当町でのICT活用についてお伺いします。

アンケート調査の分析から、ICT（情報通信技術）活用頻度で正答率に影響を及ぼすことが判明いたしました。当町では、児童生徒1人に学習用端末1台が配備されております。ICT活用の状況とICT指導員の有効活用策をお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

小中学校では、タブレットを活用した授業を学年の発達段階に応じて行っています。学習状況調査のアンケートでは、ICT機器を活用することによって自分のペースで学習を進めることができるか、楽しみながら学習を進めることができるか、また自分の考えを分かりやすく伝えることができるかなどの質問では、「とてもそう思う」と回答した児童生徒は全国平均より上回っております。

また、ICT支援員について、6月から新規で小中学校に1名配置しています。システムやソフトの活用などの授業支援のほか、機器設定やトラブル対応、研修などの支援を行っています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） これについては、先生方のICT活用の技量が問われているので、その辺を同時に上げていただきたい。その上で、教育に臨んでいただきたいと思えます。

次に、同様のアンケート調査によって、児童生徒出身家庭の社会経済的地位（SES）が正答率に影響を及ぼすかの分析が行われました。ちょっと悪く言えば、親ガチャ問題です。今回は、指標として各家庭の蔵書数を用いて分析されました。蔵書数が少ない家庭の児童生徒ほど、各教科の正解率が低い傾向が見られるとのことですが、当町ではどうだったかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

各家庭の蔵書数と正答率の関係は、当町では児童生徒の数が少ないため、明らかな傾向として捉えることが難しいと考えております。読書については継続的に推進しており、家庭の蔵書数にかかわらず、学校図書館や観月台文化センター図書館の活用を図るよう進めていきたいと考えます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） これも、学習、教育の取り組みの工夫によっては改善されるという事例もございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、昨今の携帯、スマホ、SNSの閲覧についてお伺いします。

同様のアンケート調査によって、自宅でのSNS等の利用時間が長いほど平均回答率が低かったと分析されております。当町での傾向をお伺いすると同時に、教育として、SNSの閲覧について、主に利用時間等の指導をしているのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

蔵書数の傾向と同様に、明らかな傾向として捉えることは難しいと考えますが、全国的に様々なデータが取られており、SNSが学習に及ぼす影響については指摘されているところです。情報モラル教育として、SNS利用による弊害等についての指導をしています。また、中学校では生徒会が「9時になったら親スマホ」をスローガンに、スマートフォンの利用時間の制限を呼びかけております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） よろしくお伺いしたいと思います。

では、次に移ります。

同様の調査により、新聞を読む頻度で正答率に差が出るという結果が出ました。新聞は格好の教育材料と言えます。昨今、新聞を取っていない世帯が多いと聞きます。読書を補うためにも、新聞の活用、利用を進めてはどうですか。手法の一つとして、学校で生徒用に新聞を取ってはどうかと思います。当町では新聞を教育指導に活用しているのか、あるいは検討の余地はあるのかお伺いします。

毎日、新聞を読んでいる生徒は全科目10ポイント上回っています。これは生徒の自覚にもよりますが、やはり新聞を読むという教育も必要なのではないかと思います。

どう考えているのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

学習状況調査のアンケートでは、小中学校ともに、「新聞はほとんど読まない」と回答した割合は70%ありました。全国・県平均とほぼ同様の傾向にあります。新聞を教材として活用する学習は、膨大な情報が行き交うインターネット社会で正しい情報を取捨選択し、読み解く情報活用力を高めること、社会への興味関心を高め、自分事として考えを深めることにつながります。国見小学校でも、低学年では新聞から漢字を見つける学習、高学年では記事を使い、自分の考えをまとめる学習に取り組んでいます。

しかしながら、新聞もデジタル化されたり、若い世帯では新聞を取っていないなど、子どもたちが新聞に出会わないことが多い時代になっています。今後も学習ツールの一つとして活用してまいります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 穴戸武志君。

7番（穴戸武志君） よろしくお伺いします。いろんな角度から利用し、いい方向に持って行っていただきたいと思います。

最後に、東北では秋田県が全国トップ級の順位を維持しております。当町でも秋田県から学ぶことが多々あると思います。この件について、秋田県への研修視察の有無と秋田県の取り組みについて、当町の考え方を伺います。

昨年、ある投書欄に国見町のマツダさんという方が投書しまして、その方がたまたま秋田県に転勤になりました。秋田県では、父親の飲み会でも全国学力テストの話題になっている、俎上にのっているということで、そのくらい身近になっているのではないかと伺いました。

当町でも、生徒または児童、学校の先生方だけではなく、町民全員が学力向上に取り組むべきだと思います。その辺も一緒にお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

秋田県が学力向上の要因として挙げていることは、1つ目に、望ましい学習習慣や生活習慣が定着するよう家庭・地域と連携を進めてきたこと。2点目に、一人ひとりへのきめ細かな学習指導対策を講じてきたこと。3点目に、学校教育、家庭教育、社会教育が連携していること。4点目に、就学前指導と生涯学習の充実。5点目に、秋田大学と連携し、教職員研修を進め、質の高い授業を行っていることなどを挙げています。

本町でも、秋田県の実践については研修し、進めているところです。研修結果から見える本町の大きな課題は、一人ひとりへのきめ細かな指導と考えております。また、家庭や地域との連携による望ましい生活習慣の確立や生涯学習の視点に立った就学前からの教育など、総合的に進めていくことも再確認したところです。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 我々町民も、この教育問題については無関心ではいけないと思います。ですから、全員が関心を持って、底上げを図って学力向上に資して、協力したいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） 教育総務課長の答弁に補足でお答えいたします。

今、議員がおっしゃったように、教育というのはすぐに効果が出ないという面もございますが、町全体として行政、そして教育委員会ともに県の教育委員会との連携を深めながら、また、あるいは町と連携の協定を結んでいる福島大学との連携なども含めながら、教育の底上げを図っていきたいと思っておりますので、ご承知おきください。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） しっかりお願いしたいと思います。

以上です。

議長（佐藤定男君） 次に、8番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（8番山崎健吉君 登壇）

8番（山崎健吉君） それでは、さきに通告しました2件の内容について伺いたいと思います。

全国的な少子高齢化により、今年度の当町の小学校の入学者は38人と前年より8人減少しています。また、今年4月に小学6年生と中学3年生を対象にした全国学力テストの結果が7月に発表されました。このことについてはさきに宍戸議員がお話ししましたので、結果についてはお伺いしませんが、対策については伺いたいと思います。

なお、当町の教育現場の実態と教員の働き方改革による部活の地域移行等、当町の教育全般について現状を伺いたいと思います。

1つ目に、小中学校の教育の現状と部活の地域移行等について伺いたいと思います。

令和3年度の全国の小中学校の不登校者数は29万9048人と前年より5万4108人増加とあります。率にすると、実に前年比22.1%増加しているそうです。福島県については、令和3年度、小学生が1,049人、中学生が2,497人、合わせて義務教育課程においては3,546人が不登校で、率にすると、小学生は59人に1人で1.7%、中学校では17人に1人で6%となっておりますが、これを踏まえ、当町の不登校者数とその原因は何か突き止めているか、お答え願います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 8番、山崎健吉議員のご質問にお答えします。

令和5年度の不登校人数を申し上げます。国見小学校6人、県北中学校12人です。本人に起因する要因として、無気力、不安、生活リズムの乱れ、家庭に起因する要因としては、親子の関わり方と推察しております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 小学生6人、中学生12人というのは昨年度の数字なんでしょうけれども、この不登校者の自立に向けた指導はどのように、誰が行っているか、教えていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

観月台文化センター内に教育支援センターステップを令和4年度に開設いたしました。不登校などで学校へ行けない児童生徒の居場所として専門指導員2人を配置し、受入れ指導を行っています。今年度は児童生徒8人が利用しております。ステップを利用しながら週一日、二日は学校へ通う子、午前中はステップに来て午後学校へ通う子、今はステップでリモート学習を頑張る子など、個々に応じた対応を行っています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 今8人というお答えでした。この内小中学校それぞれ何人かは分かりませんが、結果的にどのような児童生徒が観月台文化センターまで取りあえず1人で来るのか、保護者が付き添ってくるのかを教えていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

小学生については、保護者の付添いの下に観月台文化センターに送り届けていただくことにしており、中学生については、自分で登校してもらうようにしています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） こういう問題が国見町にも当然あるわけですが、毎年行われているいじめ問題対策連絡協議会の目的です。当然いじめの問題だと思いますが、誰が委員になって、そして問題があったときにどのような対策を行って、どのように周知しているのか教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

いじめ問題対策連絡協議会は、国見町こどもいじめ防止条例第11条に規定するいじめ防止等に関する機関及び団体の連携推進に関し必要な事項を協議するとともに、協議会及び団体相互の連絡調整を図ることを目的とし、年2回程度開催しています。委員は学校、教育委員会、警察、児童相談所、法務局、保護者、青少年育成団体、行政機関から委嘱し、組織しています。いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に大きな被害が生じた疑いがあるなど重大事態が発生したと認める場合には、町長へ報告するとともに、調査組織である学校設置の学校いじめ防止対策委員会、また教育

委員会設置の国見町いじめ問題専門委員会での調査に入ります。その結果について町長へ報告し、その後、再調査が必要と判断した場合には、町設置の国見町いじめ問題調査委員会で再調査が行われ、結果については町議会へ報告することになります。

現在、再調査などで公表するような事例はありません。周知、公表が必要な場合には、プライバシーに関わることであるため、関係者の個人情報に十分配慮し、対応することとしています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 先月、総務文教委員会で小学校、中学校を視察しました。そのときに、いじめ問題があるかという話があったときに、1件あったという話でしたが、これはどの辺まで知らせる状況だったのか、教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

重大事態までには至らないということで教育委員会へ報告があり、町長へは報告しています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） では、2番目に入ります。先ほどスマホの話も出ましたが、スマホ、それから携帯電話、これは小中学校ではどのくらい持っているのか把握しているのかを教えていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

スマートフォンの所持について小中学校での調査は行っておりませんが、4月に実施した全国学力・学習状況調査のアンケートでは、小学校6年生の不所持率は33%、中学校3年生はゼロ%でした。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） これは、学校によると思いますが、いずれも登校時にスマホとか携帯電話を回収し、下校時に返すという対策を行っている学校もあるようです。当町では所持数を把握していないことから、これはないという理解でよろしいですか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 文部科学省では、小中学校への携帯電話は原則持込禁止として、個別の状況に応じて、やむを得ない場合には例外的に認めることとしています。国見小学校、県北中学校でも同様です。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 先ほどもお話しがありましたが、スマホ、それからSNSのいじめ問題は、陰湿で社会問題になって、大分テレビ等々で報道されました。先ほど言った

ようにスマホの実態がよく分からない状態で、学校ではなかなか発見しづらい。そうかもしれませんが、発見しづらい中でもどんな対応をしているか、教えていただければ。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

小中学校では情報モラル教育として、SNSやスマートフォン等の利用について指導しています。中学校1年生の親子講演会において、「スマホをどのように使えばよいか、一緒に考えよう」と題して、生徒と保護者に対して毎年講演会を実施しています。

また、児童生徒が不安や悩みなどを表出する生活アンケートを小中学校ともに年2回実施し、子どもたちの細かな変化に気づき、対応できるよう取り組んでいます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 次に移ります。

全国学力テストの結果については今ほど宍戸議員からいろいろお話がありました。これも重複するかもしれませんが、今後の取り組みについて、お伺いしたいと思います。

私も親ですから、親として、子育てはいろいろとあると思います。小さいうちは元気なほうがいい、そのまま育てほしいと願ってはいるものの、だんだん小中学校、高学年になるにつれて、子どもの将来を考えて、いい中学校、それからいい高校、いい大学、これを親は望んでいます。そうすると、今まで元気だけが取り柄の子が、親も一緒に、小中学校の勉強の方法とか、あと先生方の教え方、それから塾の選び方、こういうことで大変悩むと思います。

そこで、教育委員会としては、親とか子とかのそのような思いをどのように受け止めているか、お話をしているか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

基本的に学校と塾の役割は異なります。学校は集団生活の中で多様性を学び、基礎学力と社会性の習得、豊かな学びと成長を保障する場です。一方、学習塾は個人の学力向上、志望校合格に特化しています。

町では、地域学校協働本部事業として公営塾である放課後塾ハル、それから高校入試対策講座、質問のできる学習室などを開設しまして、児童生徒の学力向上と中学3年生が希望する進学先へ行けるよう取り組みを進めています。児童生徒、保護者の思いに寄り添いながら、それぞれの目標達成に向けた支援に努めているところです。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） 補足で答弁をします。

今、教育総務課長のお話ししたとおりなんですけど、まず、町と教育委員会はそれぞれ

れの親と子どもたちが望む選択肢を増やしていく取り組みをこれまでしてきましたので、その拡充あるいは深掘り、こういったことも親と子どもに対しての行政の在り方なのかなと思っておりますし、教育委員会としては、学校と連携をしながら、あるいは公営塾との連携を密にしながら、子どもたちあるいは保護者の思いに応じていければいいのかなと思っております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 小学校、中学校の校長先生をはじめ教員の教え方について、以前伺ったときには、教育委員会で言っているのかどこで言っているのか分かりませんが、県では上位のほうだと、先生も含めて。しかし、厳しい言葉かもしれませんが、今回のこのテストの結果を見ると、言い方は悪いですが、先生の指導方法が本当にいいのか、悪いのか。あるいは別な問題があるのか。この辺について、宍戸議員から同じような質問がありましたが、今回の結果を見てどのように分析しているのか、お願いします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

今回の結果を受けて具体的な検証を進めているところですが、平均正答数は全国と県と比較してもほぼ変わりません。しかし、平均正答率を比較すると、ポイントが大きく下回っています。町として、母数が少ないために、1人、2人の数が全体に大きく反映された結果と思っています。同じ授業をしていても、理解している子と理解していない子がいる状況に対してどのように手当てをしていくのか、これが課題と考えています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今年度からICT支援員を活用した取り組みも始まったとお聞きしています。運用はどのように行っているのか。また、先ほども出ましたが、8月8日の民友新聞の社説欄に、教える側がICTの利用に消極的なため、学力に差が生じるようなことがあってはならないとありました。子どもたちの使用状況はどのような状況か。また、先ほどもお話があったように、8月5日、県の教育長から、創意工夫を凝らして授業はしているが、十分に育成できていないというコメントがありました。これを当町になぞらえると、このコメントをどのように思いますか。

また、先ほどの話のように、秋田県の児童生徒は常に上位の成績を取っていますが、先日、数人の議員の有志で講演を聞きました。秋田県教育庁へ勤務して、現在は文科省の政策課のヒヤマさんという方の講演を聞くことができました。内容は、今現在文科省ですから、秋田県の教育指導についての詳細は語られませんでした。結果的に県全体で統一した教育を行い、先生がどこに転勤しても同じ進め方をしているので、児童生徒のレベルがあまり変わらないのではないかという話がありました。なぜいつも上位をキープしているのかは話されませんでした。結果的に私が個人的に理解し

たのは、授業を先生と生徒が楽しくやっているということです。詰め込みではないということを行っているように思っています。

先ほどもあったように、ぜひ、秋田県という上位の成績を誇る県を視察して、生かしていただきたいなと思っております。

次に入ります。

公営塾ハルの指導と義務教育の指導について伺いたいと思います。

令和5年度の国見町地域学校協働本部事業のアンケートを拝見しました。内容を見ますと、参加児童生徒による集計では、学習に興味や関心が高まった、ハルの先生の教え方がいい。それから保護者のアンケートでは、ハルに参加して学習面や生活について効果を感じている、ハルの指導者の姿勢に信頼感がある。大変効果があると期待しています。

ですから、先ほどの義務教育課程と塾は違うという話は当然分かりますが、どこが違うのか、指導効果も含めてご回答ください。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

放課後塾ハルでは、通常の学習に加えまして、児童生徒の視野を広げる様々なテーマ学習を実施しております。それが通塾生の学習に対する興味、関心を高める結果につながっているものと考えています。放課後塾ハルは、希望する児童生徒が通塾しているということ、また、小人数での学習指導となっているため、通塾生やその保護者とハルの指導者の距離が近く、学習の理解の深まりや信頼関係の構築に有効なものとなっていると考えます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 次に移ります。

教員の働き方改革と超過勤務についてお伺いしたいと思います。

公立教育職員の給与等は、ご存知のように特別措置法によって、その人の給料月額 $\frac{100}{4}$ に相当する額を基準として教職調整額を支給しなければならないと規定しています。簡単に言えば、4%は基準外労働に該当し、その他の労働外時間に発生する賃金は支給しないということだと思います。

例えば、40歳の教員の35万円の給料の4%は約1万4000円です。これが超過勤務時間としての額で、時間に換算すると約5時間程度です。あと、行政職の同じ40歳ですと、大体月額16時間の時間外労働をすれば4、5万円支払われます。教職調整額については今現在、国で議論されているようですが、令和4年度、5年度、国見小学校、県北中学校の教職員の実質平均の超過労働時間はどのくらいになっているか教えてください。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

教職員の超過勤務時間の平均は、国見小学校は令和4年度、43時間、令和5年度

は33時間です。県北中学校は令和4年度、67時間、令和5年度57時間です。なお、この時間は在校時間管理簿によるものになります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 全国的な平均時間については、私、手許に持っているのですけれども、中学校で大体56時間48分だそうですから、同じくらいなのかなとは思っています。

次に移りますけれども、部活の具体的な地域移行についてお伺いしたいと思います。

現在の部活は運動部、それから文化部に分かれると思いますが、それぞれどのような地域移行を検討して、また実施時期はいつぐらいか、具体的にお願ひしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

国は令和7年度末までに学校部活動の休日の活動について、地域クラブ活動へ移行することを示しています。これに伴い、町では令和5年2月から令和6年3月までに延べ11回、部活動地域移行検討会及び推進協議会を開催しました。そして、子どもたちのやりたい活動ができる環境整備のため、今年4月に国見町コミュニティクラブを設立して、現在は卓球部の休日の活動に地域クラブの指導者が入り、一緒に活動をしています。地域で活動する運動クラブ、またスポ少チームと連携を図り、条件が整ったところから部活動に指導者を派遣しています。今は部活動としての取り組みを継続しています。今後、文化部についても検討を進めたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今の答弁ですと、卓球部だけはもう進んでいて、そのほかについてはまだという回答だと思います。

それで、会計年度任用職員、中学校には7名配置されていますが、この人たちはどのような仕事をしているか、教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

中学校におります会計年度任用職員につきましては、特別支援教育支援員、用務員、それから英語指導助手、そして部活動指導員1名が入っています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 質問が逆になりましたが、地域移行に伴い、それぞれボランティア、指導する人が必要だと思います。卓球以外にバレーボールやバスケットボール、文化部、その必要な人たちの人数の計画はある程度目安はついているのか、予定数はどれくらいなのか、分かれば教えていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

現在、国見町コミュニティクラブに登録いただいている指導者の人数を申し上げます。卓球あつかし会9人、ソフトボールスポ少の県北スターズ2人、駅伝競走部3人、ソフトテニススポ少11人です。部活動のある競技はもちろんですが、部活動の競技以外にも地域でできる活動を広げて、子どもたちのやりたい活動ができる環境を整えたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 次にいきます。

ヤングケアラーの認定基準についてお聞きします。令和4年3月定例会で、佐藤議長の質問に、実態調査をしたと。そのときに、特にヤングケアラーと判断される生徒は県北中学校にはいない、こういう答弁がありました。が、そもそもヤングケアラーというのはどういう認定基準なのか、教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えします。

こども家庭庁のヤングケアラーの定義は、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係、心身の不調など影響が出ている場合に、ヤングケアラーとして支援が必要と判断いたします。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 認定についてはそういう認定ですね。

それで、ヤングケアラーの児童生徒対策ということですが、その年の9月に福島県がヤングケアラーの実態調査をしました。そうしますと、小学生が5人、中学生が4人、高校生が9人、計18人という資料があります。3月に答弁した、ヤングケアラーと判断される中学生がゼロですというのは、大分数字的に乖離がありますが、このときの認定基準が曖昧だったのか、逆に、資料が正しいのか、うそなのか教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えします。

令和4年9月に福島県がヤングケアラーの実態調査をした資料では、国見町の小学生5人、中学生4人がお世話を必要としている家族がいると回答していますが、ヤングケアラーに該当する児童生徒はいませんでした。ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合には、本人や家族の生命の危機や心身に危険が及んでいたりする可能性があるかなど、すぐに支援につなげる必要があるかどうかを町が判断し、対応いたします。家族のお世話を日常的に担っている場合には、負担軽減のために、既存の福祉サービスにつないでいきます。家庭の状況は複雑で簡単に解決できる問題ではないため、本人や家族が学校の先生など、相談しやすい支援者に長期的に関わってもらい、

状況を把握いたします。また、心配な児童がいる家庭は、町の要保護児童対策地域協議会に登録し、関係機関と連携し、必要な支援機関につなげていきます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今の答えだと分かりづらいのですが、そのときの国見町は、ヤングケアラーと思われる人はいませんでしたということでした。県は、中学生だけだと4人いましたと。この差を聞いています。もう一回教えてください。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 先ほども説明をさせていただきましたが、ヤングケアラーの実態調査の中では、小学生5人、中学生4人は、お世話を必要としている家族がいるとの回答の数字でした。ヤングケアラーの場合ですと、責任や負担の重さにより、学業や友人関係、心身の不調など影響が出ている場合にヤングケアラーとしての支援が必要と判断するため、今回、小学生、中学生につきましては、家族の世話は行っていますが、ヤングケアラーとしての判断まではつかないということでした。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 解釈が難しいということがよく分かりました。

資料を拝見すると、ヤングケアラー、そもそも本人も家庭も意識していない、私のうちはヤングケアラーではない、本人もそうでないというのは資料から見てとれます。それをもう少し簡単に説明していただきたかったのですが、分かりました。

結果的に、例えばヤングケアラーという人が分かっているながら、結局相談しなさいというのが行政の仕組みなんです、多分。しかし、支援者が来ないからやれないということでは困るわけですから、そのときは、相談があればできるよということを親や子どもがどのようにすればいいと行政として考えますか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

もし国見町にヤングケアラーがいた場合の質問でよろしいでしょうか。

やはり家庭それぞれいろいろと問題があると思います。相談窓口としては、学校、教育委員会、地区の民生委員、町内会長などを通して町にご相談をいただければ、こちらでその家庭に入り、相談等を受けてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） ただ、県のヤングケアラーの実態調査がこんなに立派にもかかわらず、あるとかないとかという話になると、我々も混乱するので、ぜひ国見町の基準と県の基準、国の基準を合わせていただきたい。これを見ると私たち分からなくなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

基準については、担当課長がお話をしたとおりです。認識の仕方に差が出てきているのかもしれませんが、その辺は、これも担当課長が答弁をしたとおりなんですが、まず家庭のある地域、また学校、そして我々行政、地域での気配り、目配りというものも必要でありますし、あるいは民生児童委員、そのような方々の目配り、気配りも必要になってくると思いますので、うまくみんなが連携をしていく、連絡を密にする、そのようなことが必要になってくると思います。

ヤングケアラーの認定をされるか、されないかに関しては、国が出しているところもありますから、基準を基に、ではどれだけ我々が注意が払えるかといったところの目配り、気配り、これが一番大事なのかなと思っています。必要な子どもたち、あるいは家庭に対してきちんと支援の手が差し伸べられないと、それが一番悲しいことですから、そのようなことのないように、行政側もしっかりと対応していきたいと考えています。

以上、答弁とします。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 申し訳ありません。途中ではありますが、11時15分まで休議します。

（午前11時05分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 一般質問を続けます。

山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 続けます。

次は、2番目として、認知症支援の「チームオレンジ」について。

これは令和4年3月の定例会で私が質問しました。そのときは始まったばかりで、何も分からないままスタートしたということでしたので、改めて質問します。

国・県は令和4年、認知症サポーター活動促進により、全市町村に「チームオレンジ」を立ち上げ、認知症と思われる初期段階から心理面、生活面の支援として市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方々の悩み、それから家庭の身近な生活支援、ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを令和7年までに実施することとしているが、当町の取り組み状況について伺いたいと思います。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えします。

現在、町ではチームオレンジ立ち上げに向け、キャラバン・メイトに中心的な役割

を果たしていただくため、キャラバン・メイトに登録していただいた23名に対して、事例検討会や好事例の情報を共有する取り組みを計画しています。また、今年度は地域包括支援センターへ認知症地域支援推進員を委託し、チームオレンジの旗振りとして関係機関とのネットワークの構築や、認知症カフェを通して認知症の正しい理解に関する普及啓発に努めています。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今、チームオレンジの取り組みについてお伺いしました。

65歳以上の高齢者675万人に対して5.4人が発症しているそうです。そして、全人口の18.5%が認知症になると予想されているということから、このチームオレンジが始まったわけです。これは古い統計ですが、福島県の平成29年度の統計によると8万4000人の認知症患者のうち7万3000人以上が軽度認知症と言われております。65歳以上の要介護の認知症の人数は何人ですか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

7月末現在で要介護認定を受けられている方につきましては、585人です。うち要介護者の主治医意見書で認知症の診断が出ている方につきましては、539人です。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 同じような質問ですけれども、これを85歳以上とすれば、当町の認知症患者は何人くらいになるのですか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 現在数字は把握しておりません。85歳以上の方につきましては統計がこちらにございませんので、後ほど回答させていただければと思います。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） それでは次に、当町の高齢化率、これは県北地区で最下位の43%であります。今後も認知症患者は高齢化とともに増えていくものとは思っています。高齢者が増えている中で認知症の患者を高齢者がサポートしていくことになるが、町はどのように考えているのか。また、先ほどお話があったように、現在、社会福祉協議会に委託した地域包括支援センターが対応していると思いますが、今後チームオレンジについては、社会福祉協議会とどのような関わりになるか教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

町ではサポーター活動として、地域包括支援センター職員とともに昨年度はいきいきサロンでの出前講座を5回、今年度も4回行い、また認知症本人や家族の参加型認知症カフェの定期開催を予定しており、運営についても認知症サポーターにご協力いただく予定となっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） それから、令和4年に私が質問した際、その段階で認知症サポーターの登録をしている人数が1,225名と言われていましたが、現在は何人登録しているか。また、活動はどのようにしているか、併せてお答えください。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

現在の認知症サポーターの人数につきましては、1,362人です。新型コロナウイルス感染症等の影響により目立った活動はございませんでしたが、今年度は9月の世界アルツハイマーデーに合わせ、役場や文化センター内に認知症についてのコーナーをつくる予定であり、運営についてもお手伝いをいただく予定です。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） サポーターの方の人数が1,362名とのことでした。毎年登録をし直すわけではないのだと思いますが、教育というのは年度ごとにやっているのか、1,362名にどのような教育をしているのか、教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

認知症サポーターの研修につきましては、今年度ですと役場でも1回、企業でも1回行う予定です。サポーターは、1度研修を受けていただいた方については、認知症サポーターということで認定しております。毎年行っている中で、もう忘れてしまったのもう一度研修を受けたいという方につきましては、そのまま研修を受けていただいている状態となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） そうすると、登録はされているが、サポーターとしての知識、そういうのがなくなったという人については、手を挙げてください、そうすれば教えますよというスタンスなのかなと思っていますが、そうですか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） こちらの認知症サポーターですと、民生委員に対しても研修等を行っております。もちろん、町民の方でも忘れてしまった、もう一度研修を受けたいということであれば、直近の研修会にご案内する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 忘れた人が、自分が忘れていのかどうかも分からないので、ぜひ広報をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、サポーターは1,300人もいますが、外からはどの人がサポーターだか全然分からない。その辺はどのように周知して、あの人がサポーターだからお願ひしようかなという話になるのですか。サポーターの見方、外見から、“私はサポータ

一です”というのが何かあるのですか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 認知症サポーターの研修を受けていただいた方については、今私も持ってはいませんが、オレンジリングというものを配付しております。地区の民生委員は、オレンジリングをつけて家庭訪問等に行っているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） それでは、最後になりますけれども、認知症との関わり方については先ほどいろいろお話しさせていただきました。それで、町が今年全町民に配っている第10次国見町高齢者福祉計画、あと第9期国見町介護保険事業計画というのがあります。それで、このアンケートの上位2つを紹介しますと、要介護者はやっぱり医療や介護のサポートを受けながら今の地域で生活したいという人が多く、67%です。そして、介護施設で必要なサポートを受けて生活したい、これが35.8%と書かれています。結果的に、ほとんどの人が、認知症になっても今の地域、それから自宅での生活を望んでいると思われるのです。

そうした場合、町として問題なのは介護職員です。ちゃんと確保できるのか、計画としてあるのか、教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

介護職員の確保につきましては、全国的に問題となっています。令和6年度の介護保険法改正では、介護報酬の1.59%の引上げが行われました。また、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果等により、介護職員の確保が期待されております。国見町では、直接的な介護業務ではなく、清掃や配膳、下膳などの介護の周辺業務を行っていただく福祉資格や経験が不要の介護助手について、広報くにみ6月号で掲載をしております。また、子どもたちに介護に関心を持ってもらえるように、毎年、小学生を対象に認知症サポーター養成講座を行っています。今年度は中学生を対象に、認知症VRゴーグル体験会を行います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今後、少子化によりますます児童生徒が減少している中で、学校教育は上を目指すべきものと私は考えております。また、高齢化により認知症患者が増えると思われませんが、若者にも高齢者にも優しいまちづくりに邁進していくことを期待し、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（佐藤定男君） 次に、11番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（11番渡辺勝弘君 登壇）

11番（渡辺勝弘君） 令和6年第5回国見町定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

まず初めに、今回台風がありましたけれども、当町においては被害がございませんでしたが、全国的に被害を被った方あるいは被災した方に対しては深く哀悼の意を申し上げて、早く復興していただければと思っております。

質問に移らせていただきます。

内容は、ごみの搬出量の低減に向けた取り組みと今後の課題についてであります。

さて、ごみ問題については3月定例会において宍戸議員も質問しておりますが、違った観点から質問させていただきます。

ごみの搬出量が増えることにより、伊達地方衛生処理組合施設に対して、莫大な焼却費用が町民の負担増につながると思っております。ごみの焼却施設更新に伴い、今までとは異なるガス化・高温熔融処理による新たな施設を建設する計画となっておりますが、原点に立ち返り、町民一人ひとりがごみの搬出量を減らすことをもう一度考え直すべきではないかと考えております。

そこで、ごみの搬出量を軽減するために町独自に対策を行ってきたのかをお伺い申し上げます。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 11番、渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

ごみの問題については、これまでも恒常的に広報及びチラシで広く町民に呼びかけてきたところです。また、今年度は、生ごみの減量化につなげるため試験的にモニターを募集し、生ごみ処理機モニター事業を実施しています。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 広報紙や町独自のチラシなどで広報しているということは十分に理解できます。しかし、一方的に行政からの広報ではなく、町民からも広報によってどのように変わっていくのか。そのためには、今後とも広報プラスアルファの町独自の広報活動を続けていただきたいと思っております。

では、次の質問です。

町独自の方法を理解してもらうことが大切だと思っておりますが、ごみを減らす取り組みの一つとして、まず生ごみ処理機によるモニターを行っておりますが、モニターを実施することで何を検証したいのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

生ごみの重さを減らすためにモニターを募集し、生ごみの計量、記録、アンケートの状況を参考に、利便性、使いやすさを検証し、減量化に向けた一つの取り組みとして進められるのかを検証していきます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

1 1 番（渡辺勝弘君） モニター事業はまだ始まったばかりで、結果というか実態は分からないとは思いますが、確実に生ごみを低減させ、家庭菜園の有機肥料として活用ができるということはもう既にいろいろなところで発表されていると思います。

そこで、町としてこのごみの減量化に向けた支援策などを考えているのか、改めてお伺いします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

先ほど答弁したとおり、モニター事業は試験的に実施しております。アンケートの状況や、実際に使用した方から意見、要望をお聞きし、生ごみの減量につなげていけるよう検討します。本格的に生ごみ減量化に取り組む際には予算も伴いますので、ぜひともご理解をお願いいたします。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

1 1 番（渡辺勝弘君） 生ごみの処理、助成、交付金というのは日本全国でやっております。モニタリングをしました。その結果こうなりました。それだけで終わることなく、この国見町はごみに対してどのぐらいの影響力があるのか、どのようにしてごみを減量化したいのかという提案があることに対して町は積極的に予算化を考えていただきたい。例えば、宍戸議員も言っていましたコンポスト、無料ではないですけども、そういうものも送っていただけると。町がそのぐらいの勢いがあるんだと、そういう気持ちがあるんだということを町民に訴えることが必要ではないかと思っております。

次の質問に移ります。

昨今のSDGsの影響もあり、ごみの排出量削減への関心が高まっております。

4R運動の推進を強く図るべきではないかと考えるが、町の考えをお伺いします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

4R運動を推進するためには、町民の理解と協力が必要不可欠です。そのため、先進自治体の事例を参考に、生活環境推進員、関係機関と連携して、国見町に合った取り組みを進めることで、ごみの排出量の削減につなげていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

1 1 番（渡辺勝弘君） 課長から答弁いただきました。ありがとうございます。

町では4R運動を推進する上で、今までに生活環境推進員の方々や、教育の一環として児童たちに啓蒙活動を行っているということは前に答弁の中でお伺いいたしました。その一方で、さらなる理解を求めべく行動しているが、ごみの減量化に関心がない、むしろ今までどおりでいいのではないかと、今まで何も困っていないという方もいて、理解度の差が大きいと感じております。理解度を高めるために、町としての考えをお伺いします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

町では、第6次国見町総合計画でごみの3R推進を明記しております。その内容は、ごみの発生、抑制、再使用、再生利用を推進し、ごみの減量化・資源化を図ること。ごみの分別を徹底することで、資源化の向上を図ることを明記しています。町民の方が関心を持つ、意識する、実行することで、少しずつではありますが、減量につながると考えております。そのため、町では広報やチラシ等での呼びかけ、継続した取り組み、新たな取り組みを進めていくことで、町民がごみの減量化を意識し、多くの方に浸透していただけるよう検討します。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 課長に答弁をいただきました。ありがとうございます。

やはり様々なことに挑戦することも大切だと思いますので、ぜひ今後とも検討をお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

福島県の生活系ごみ排出量は、残念ながら全国的ワースト2位という不名誉な数字が出ております。東日本大震災以降の生活ごみの排出量は高止まりとなっており、震災前の状態になっていないと考えますが、町の今の状況をお伺いします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

当町における生活系のごみの排出量は、震災前の平成21年度2,405トンから令和4年度の2,501トンをピークに、令和5年度は2,213トンと減少しています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 全体的に生活ごみの数値が下がっているということをお聞きしましたがそれをよかったと捉えるか、これでは駄目だなと、もっと考えなくちゃいけないかと考えるか。生活系のごみは減少に転じているということは今の課長の答弁にもありましたが、啓蒙活動の成果が出ているのかなと思っております。

要因としては、やはり人口減少も関係あるのではないかなと私は考えております。ただ、事業系のごみを加えると、まだまだ確実に減少に転じているとは言えないと思っております。さらなる町民へのごみの細分化を図りながら進めていただきたいなと思っております。

では、最後の質問です。

ごみの分別に関しては、ほかの関係市町村、つまり伊達市、桑折町などの市町村よりも徹底されており、ごみに対する意識が高いと思っております。しかし、震災前の状態に戻すには町民の意識向上が絶対不可欠だと思っておりますが、意識向上に向けた取り組みを検討しているのか、予定はあるのか、改めてお尋ねします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

ごみの分別については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの分別を町民一人ひとりが行動することにより、リサイクル率や廃棄物の減量が図られます。そのため、広報や町ホームページで周知するとともに、国見町に転入された方にごみの分け方・出し方ハンドブックを配布して丁寧な説明を行っております。

また、国見小学校4年生は、実際に伊達地方衛生処理組合清掃センターを見学し、ごみの分別、リサイクル、粗大ごみの処理方法を学習。さらに昨年、小学校高学年から高校生を対象に、ごみ拾い大作戦として駅前から観月台公園のごみ拾いと伊達地方衛生処理組合清掃センターを見学して、理解を深めています。

さらなる町民の意識向上につながるよう、生活環境推進員、また関係機関と連携し、取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長から今までのやり方、今後のやり方を聞かせていただきまして、子どもたちも含めた形の啓蒙活動を行っているということがひしひしと伝わっております。

では、町長にお尋ねします。

やはりごみの減量化に対する町民の意識向上は不可欠であるということで、3月の定例議会で宍戸議員も質問しておりましたけれども、第6次国見町総合計画に明記された取り組みを具体的に進めていくと答弁しておりましたが、町民の意識向上を実現するためにどのように進め、どのように考えているのか。強い信念とその意気込みをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

3月の定例会でのご質問にお答えをした件でございますけれども、まず1つ新しい試みとして、生ごみの減量化に向けたモニターの導入、これを進めているということがまず1つございます。

それと併せて、今年度に入って広報誌で特集を組みまして、ごみの減量化に関しての意識喚起を行ったということがございます。

それともう一つは、生ごみ処理機のモニター制度というのはかつて富永町長の時代にコンポストを希望される方々に購入いただいて、生ごみの処理をしていただいたという、そういった経緯がございますので、土地をお持ちの方はコンポストを設置することができるのですが、そうではない方々に関しては生ごみの減量化について実施を試みたいと考えてところでございます。

あと、町としてどのような取り組みがいいのかというのは、タウンミーティングや何やらでいろいろとご意見はいただいております。例えばごみの収集に関する意見であったり、あるいは粗大ごみの出し方についての意見であったり、そういった方々の意見もございますので、生活環境推進員とこれまで町のタウンミーティングでお聞

きした意見、そういったことをうまくミックスをしてごみの減量化の意識醸成につなげていければいいのかなと思っております。

具体的に1人当たりのごみの量、これはどれだけ減らせるかといったところもございます。確かに、先ほどの課長の答弁では、以前に比べてごみの量は減っておりますけれども、それは人口減も、やはり議員がご指摘のとおり関係しているのかもしれませんが、1人当たりのごみの量がどのくらいなのか。そういったこともきちんと精査をして、ではそれをどういった形で減らしていけるか。これは伊達衛生処理組合との関連もございますので、そういったところとの意見交換もしながら、国見町のごみの減量化、具体的にどういったものがあるのか。今進めていること、そしてこれからまずできること、そういったことを精査をしていきたいと思っております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 町長から、意識というか強い信念を聞かせていただきました。ありがとうございます。その意識をもって取り組んでいただければ、国見町としては最高の状態になると思っております。やはり町民に小まめに情報を発信することによって、理解を深めることになると思います。

先ほどもありましたけれども、子どもたちとお父さん、お母さんと家族が一緒に行うことで一人ひとりの意識向上につながっていくのではないかと考えております。その意識向上がやがて町民の税金の有効活用になるということを考えて、国見町は町民一丸となって取り組む町なのだ発信できるよう、町は次の一手を出していかなければならないと思っております。

行政と町民、民間企業が一体になることだと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、最後になりますが、伊達地方衛生処理組合の組合議員として、私と宍戸議員は関係市町村長に、議員とともに現地を理解していただき、協議をしながら、早く不名誉な排出量全国ワースト2位から脱却できるように努力してまいりたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時51分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） 最初に、先ほど山崎議員から質問がありました85歳以上の認知症

の件で福祉課長より答弁がありますので、お願いします。

福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 先ほど山崎議員からご質問がございました85歳以上の要介護者は、329人です。うち、認知症の診断を受けている方は、311人です。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） では、一般質問を続けます。

12番松浦常雄君。

松浦常雄君。

（12番松浦常雄君 登壇）

12番（松浦常雄君） さきに通告しておきました3点について質問します。

1つは、高温による農作物の被害状況とその対策を伺います。

あるモモ農家の方の話ですが、これまでは数日かけて収穫していたのが、今年は一気に熟してしまうため、収穫期間も短く、収穫するのが忙しかったと言います。また、モモが色づいたので収穫しようとする、実が枝についているのに既に柔らかくなっているものが多く、商品にならないものが多かったと言います。多くの農家で同じようなことが起きたことと思います。また、モモだけでなく、ほかの果樹や野菜についても同様なことが起きたものと思います。

そこで、今年のこれまでの高温による被害を受けた農作物の状況を伺いたいと思います。

まず、被害を受けた農作物の種類と被害状況を伺います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 12番松浦常雄議員のご質問にお答えします。

今年の農作物については、まだ未収穫の農作物もありますので、昨年の被害状況を含めてお答えさせていただきます。

まず、米については、品質の低下になります。ふくしま未来農業協同組合の伊達地区本部管内の令和5年産米の検査結果につきましては、1等米比率が49%となり、過去5か年平均の88%を大きく下回りました。主な要因は、高温による乳白、胴割れ、カメムシ害などになります。

次に、サクランボについては、花芽がつけられる昨年の7月から8月の高温により、雌しべが2つに分かれてしまう異常により、今年のサクランボについては双子果が一部の園地で見られました。

モモについては、高温による水不足で、小玉傾向が一部の園地で見られました。

リンゴは、昨年、高温による着色不良で贈答用のリンゴが確保できず、今年も同様の影響が懸念されます。

キュウリについては、高温で生育が進まず、収量が減少する畑が一部で見られました。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） かなり被害があったということが分かりました。

それで、このような被害が起きた要因はどんなことか伺いたいと思います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

高温による農作物の影響につきましては、様々な作物について影響を受けておりますが、1つの例としてモモについてお話をさせていただきます。

今年のモモ、おおむね生育については順調ということで、農協さんのお話では、今年の販売額については過去最高になるのではないかとの話は聞いておりますが、モモに関しては早生品種、一番最初の品種で、やはり天候によって、高温が続いたことにより、生育が一気に進んだことから、収穫適期が非常に短くなってしまい、そのため、農家さんであらかじめ収穫する予定を立てていましたが、その期間内に収穫が間に合わず、柔らかくなってしまった規格外のモモが増えてしまった状況はお伺いしております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） いろいろ難しいものだと感じましたが、このような被害に対する対策としてはどんなことが考えられるでしょうか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

総合的な被害対策としては、農業者に対する技術支援に尽きると思います。

米につきましては、高温耐性の強い品種が福島県内にはないため、これまでの研究成果や対策等を再確認し、その励行により品質を確保する必要があります。具体的には、出穂前の追肥、出穂後の適正な水管理、カメムシ類の徹底防除などで、ふくしま未来農業協同組合では、伊達農業普及所の現地指導会の資料をホームページに掲載するなど、情報提供を行っています。

果物、野菜についても、米同様、伊達農業普及所、ふくしま未来農業協同組合、伊達果実農業協同組合などの関係機関が連携しながら、指導会などで必要な技術対策の周知徹底を図っています。

福島県においては、6年ぶりに高温による技術対策会議を7月に開催し、関係機関が高温対策に対する情報を共有しました。また、福島県の農業総合センターあるいは果樹研究所では、高温耐性のある新品種の開発を加速化させています。

最後に、町の被害対策としては、関係機関と連携し、速やかな被害状況の把握に努めるとともに、支援制度拡充などを県に要望活動していきたいと考えています。あわせて、農業者の熱中症対策についても十分に留意しつつ、引き続き注意喚起を促していきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） いろんな努力をされていることが分かりました。明快な答弁ありがとうございます。

このような被害があるということは、農家の方々にとっては営農意欲の減退にもつながりますので、どうか今述べられたことが実践されまして、今後、農家の人が自信を持って営農できるようになればいいなということを望んでおります。

次に、町内の鳥獣被害状況とその対策を伺います。

鳥獣被害は全国的に多発しており、今年は例年よりも熊による被害が多いと報道されています。熊の目撃は町内でも報道されております。熊の出没は人々の身体や生命を脅かしています。また、鳥獣による農作物の被害も毎年報道されています。今年度の現時点での町内の鳥獣被害の状況を伺います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

有害鳥獣による農作物の今年度9月3日現在の被害金額につきましては、157万2000円になります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 昨年度の同じ時期と比較しまして、被害状況はどのように違いがあるのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

昨年度の、9月3日現在の被害金額については、27万1000円になります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 金額でいうと、昨年よりは今年は少ないということのようです。

現時点での有害鳥獣の捕獲数はどのくらいなのか、また、昨年度と比較して多いのか少ないのか、その辺を説明お願いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

被害金額については、昨年度より今年度の方が増えている状況です。

なお、今年度の有害鳥獣捕獲数を、昨年と今年の9月3日時点で比較させていただきますと、イノシシについては、昨年、現時点で46頭だったのが今年は53頭で、7頭の増。ニホンザル、昨年2頭から今年度ここまで16頭、14頭の増。ツキノワグマについては、昨年4頭から今年度現時点で10頭で、6頭の増。ハクビシンについては、昨年15匹から今年度16匹、1匹の増。最後に、カラスが4羽から1羽で、3羽の減、以上の捕獲数になっております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 野生動物から農作物を守る防護対策としてどのようなことをしているのか。まず、個人としての対策としてはどのようなことが行われているのか、また、地域としての対策はどのようなことが取られているのか、町としての対策なども

伺いたいと思います。

以上です。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

まず、個人としての対策につきましては、電気柵設置による予防、花火による追い払い、放任果樹木の伐採などです。

次に、地域としての対策は、侵入防止柵の設置・管理、さらに見晴らしをよくする緩衝帯の整備などです。

最後に、町としての対策は、鳥獣被害対策実施隊によるおりの設置・見回り・捕獲、鳥獣アドバイザーと連携した鳥獣害対策の地区ごとの提案、さらに電気柵設置及び侵入防止柵管理に伴う財政支援などです。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 個人のレベルから町の対策まで、いろいろなことが行われていることが分かりました。

次に、野生動物の被害を減少させるために、今後どのような対策を考えておられるのか伺います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

鳥獣被害の防止を図るためには、地域の実情に応じて3つのことが考えられます。

1点目は、おり設置などによる個体数の調整、2点目は、侵入防止柵設置などによる被害防除、3点目は、緩衝帯設置などによる生息環境の管理、以上の3つを適切に組み合わせた総合的な取り組みが必要です。

さらに、鳥獣被害対策を継続するためには、町、実施隊、県・農協などの関係機関、そして地元住民が連携し、地域ぐるみで取り組みを進めることが何よりも重要になります。町では、令和5年度から豊富な知識と経験を有した鳥獣対策の専門家とアドバイザー契約を締結し、地区ごとの対策を実践するため、座談会を開催してきました。既に貝田地区では今年2月に侵入防止柵の移設を行うなど、一定の成果が出ています。農業者の生産意欲が減退しないように、今後も地区ごとの座談会を開催し、地域ぐるみの取り組みをより強化するなど、継続して鳥獣被害対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） しっかりした対策が取られていることは大変心強く思います。このような対策が効果を奏して、農作物の被害が少しでも少なくなるように望んでいます。

次に、高温による人的な被害状況について伺います。

この夏は、例年よりも暑い夏になるということが予報されておりましたが、そのとおりに暑さの厳しい夏になりました。全国各地で最高気温の更新が伝えられました。

また、40度を超えるところが同じ日に全国で6か所もあったということも伝えられました。このようなことはこれまでにあったでしょうか。恐らく初めてのことではないかと思います。この町でも熱中症で搬送された方がいると思います。

そこで伺います。

町内でこの夏、熱中症で病院へ搬送された人は何人ぐらいいるのでしょうか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えします。

この春4月から現在8月末まで、国見町内で熱中症または熱中症の疑いにより救急搬送された人は、伊達地方消防組合に確認したところ、6名です。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 熱中症となった主な要因というのはどのようなものが考えられるでしょうか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えします。

今回、救急搬送されたのは6名ではありますが、屋外が5名で、その原因は除草作業中に直射日光を浴び続けたことなどが要因と思われます。また、屋内では1名が搬送されておりますが、脱水症状が要因と思われます。

また、藤田病院に確認しましたところ、熱中症の主な要因は、屋外での農作業、室内でエアコンを使わずに過ごしていたことなどとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 熱中症の予防として町ではどのような広報を行ったのか伺います。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

熱中症予防の広報は、広報くにみ、町ホームページ、町の公式LINEなどのほか、高温・高湿度が見込まれる場合、町の防災行政無線より熱中症予防の呼びかけを行っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 室内が1、屋外が5という先ほどの答弁でした。

冷房のない家庭というのはどのくらいあると推定されておりますか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

町内の冷房がない家庭数は具体的に把握はしておりませんが、内閣府の消費動向調査、令和6年3月現在の資料によりますと、全国のエアコン普及率は92.5%となっております。国見町の場合、近年の高温状況や盆地特有の高温や多湿の状況を踏まえると、全国平均を超え、約95%程度と推定されます。

このことから、冷房設備のない家庭につきましては、こちらも総務省の住宅・土地統計調査からの推計によりますが、町内の全住居を約2,800戸とした場合、その5%の140家庭程度と推定しております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 熱中症の予防対策として今後どのようなことを進めるといふか、推奨していくのか伺います。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

熱中症予防対策として大切なのは、一人一人が熱中症の危険性を自覚し、基本的な予防対策を実行していただくことが大切と考えております。具体的な対策としまして、1つ目に、暑さを避けるために、屋内では冷房設備の積極的な利用、屋外では日傘や帽子の着用、暑い日は日中の外出を控えること。2つ目としまして、体を冷やすために、涼しい服装、氷や冷たいタオルで体を冷やすこと。3つ目としまして、小まめな水分補給を行うことなどを実行していただくこととなります。

町としてこれらの予防対策を今後も繰り返し呼びかけていきますが、特に体温調節能力が十分でない子どもや体温の調節機能が低下している高齢者、また日中の農作業等屋外での作業には十分に注意していただくよう呼びかけていきます。あわせて、気分が悪くなるなど熱中症と思われるような状況ではすぐに救急車を呼ぶことを呼びかけていきます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 大変きめ細かな対策を示していただきましたし、また、防災無線でも何回もそういうことを耳にしました。まだまだ暑い日が続きますので、今後もそういうことを継続していただきたいと思っております。

関連して、昨日のNHKのテレビニュースの中で、独り暮らしで熱中症にかかった人は155人、これは冷房があるにもかかわらず使わないで亡くなった人の数です。これが155人。それに対して、冷房がなくて死亡した人が独り暮らしの人は55人ということで、冷房があるのに、せつかくあるのに使わないで亡くなった方が3倍もいるということは驚きました。これは屋内でのことですが、屋外の場合は、例えば除草作業なんてしている場合は、もう少しで終わる、もう少しで終わるとして無理に続けていたためになるというケースが多いようです。もっともっと意識を改革していく必要があるんだなということを感じました。

どうか、先ほど述べていただきました対策を今後とも一層徹底していただいて、熱中症で危険な状態に陥る、あるいは命を落とすような人がなくなるようにしていければいいなと思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、5番蒲倉 孝君。

蒲倉 孝君。

(5番蒲倉 孝君 登壇)

5番(蒲倉 孝君) 令和6年第5回国見町議会定例会にあたり、さきに通告いたしました内容について質問させていただきます。

大きい1番の1つ目、「くにみ学園構想」凍結後の進捗についてお伺いします。

まず1つ目が、凍結したとの説明ばかりで、何をどのように行っているのかお伺いいたします。

議長(佐藤定男君) 教育施設課長。

教育施設課長(中條伸喜君) 5番蒲倉議員のご質問にお答えします。

くにみ学園基本構想凍結後、ゼロベースで検討を進めるにあたり、子育てや教育に関してまずは保護者の声を伺うべく、説明会を2回、意見交換会を1回、座談会を4回行い、説明会と意見交換会ではアンケートも実施し、様々な意見をいただきました。

例えば、凍結した構想や施設に関しては、「課題があるのに、構想を凍結している場合ではない」、「くにみ学園構想のようなものは必要」、「既存建物はがたがたしている。国見らしいコンパクトな学校を検討すべき」との意見がある一方で、「一体的に整備する必要はない」、「小中は別でよい。認定こども園の整備を進めるべき」、「ハード整備は慎重に行うべきで、既存施設を活用すべきだ」などといった意見をいただいております。まずはそのような取り組みを進めてきているところでございます。

加えて、令和5年度には教育施設の健全度調査を実施し、既存施設の劣化状況の把握、そして、建て替えや長寿命化した場合の維持管理コストなどについて試算を行いました。この健全度調査は、教育施設の現状を把握した上で、今後、施設の在り方を検討する際の基礎資料とするため、専門業者に委託をして実施したものです。

調査結果の概要につきましては、先日の全員協議会で説明をさせていただいたとおりですが、今ある教育施設を耐用年数に合わせ更新していく場合、これと長寿命化改修をしながら使用していく場合、これの向こう40年間のトータルコストを比較しますと、国見町の教育施設におきましては、長寿命化改修する場合のほうがコスト高になる、そういった試算結果となったところです。

子どもの人数が減少する中で、既存施設の劣化が顕著であり、コスト試算においても長寿命化による優位性が十分ではないとの試算結果から、中長期的な視点での適正規模化、適正配置、これについて検討する中で、複合化や共用化も含めて検討する必要があるとの調査結果となりました。

また、その他の取り組みとしては、先進地視察として、山形県新庄市の義務教育学校「明倫学園」、福島県大熊町の認定こども園と義務教育学校の「学び舎ゆめの森」、浪江町の小中一貫校である「なみえ創成小学校・中学校」の視察を行ったところです。

以上、答弁いたします。

議長(佐藤定男君) 蒲倉 孝君。

5番(蒲倉 孝君) ご説明ありがとうございました。

施設のほうのご説明をいただきました。前回お聞きしておりますが、改めてこの場でお答えいただきましてありがとうございます。

この今の答弁から引き継いで次の質問にいくんですが、（２）番です。

第６次国見町総合計画、施策３－１－１、認定こども園の計画は、今年の３月議会にも質問しておりますが、再度お伺いいたします。

元教育長が、ある一定の方向性を出した上で、必要に応じて修正したいと考えるとの答弁でしたが、いまだに何も進展がないのであれば、その計画を修正前に戻すのが正しいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

令和６年３月議会におきまして、当時、教育長より、「総合計画については、令和４年８月の審議を経ているということもありますので、その部分の修正、これからの方針については、十分な議論と、審議会での審議が必要だと思っています。そのことを考えると、教育の在り方や教育環境について、幅広く保護者の方、町民の方のお話を聞いた上で、ある一定の方向性が出たときに修正するのが本筋だと思っています。そのときは総合計画の修正についても必要と理解しています」、このように答弁しております。

現時点におきましても、このときの答弁と考えに変わりはありません。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

５番（蒲倉 孝君） 立場上、そうですね、答弁としては。

そのときもお話ししましたが、令和４年８月２３日審議会において、今お話しした「第６次国見町総合計画基本計画の一部変更について」という、審議会での審議を行って可決しているものですが、この中に「保幼小中一貫教育施設整備（くにみ学園構想）を追加するため、総合計画の基本計画の一部を変更するもの」と明記されています。これ、もう一度読みますと、くにみ学園構想を追加するため、総合計画を変更しているのが普通の考えだと思うんですが。

課長の立場ではそういう返答しかないと思いますが、町長の考えとしてはいかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今のご質問ですけれども、令和４年８月に総合計画を見直しました。その計画をまた元に戻すということにはならないのではないかと思います。

もう一度申し上げますね。今のご質問ですが、令和４年８月に総計の審議会を追加をした部分について、それを基にくにみ学園の、平仮名のくにみ学園の基本構想の策定を進めておりました。ただ、その基本構想を凍結したことを理由にその総合計画の追加をした分を元に戻すという、そういった議論にはならないのではないかと思います。

す。

くにみ学園の基本的なところについては、確かに昨年の6月定例会の行政報告のところで、一時凍結をしますと。そして、またゼロベースで様々な方々の意見をお聞きしますというお話をしました。

その根底にあるのが、凍結をした理由ですね、その理由というのが幾つかございました。これも行政報告の中で述べておりますけれども、まず1つ目が、このくにみ学園基本構想というものが、高規格救急自動車、これの件と併せて「業者からの提案なのではないか」といった意見が昨年度の住民説明会の場でも出されておりました。まず、これが1つございます。

そして、この住民説明会の中では、「議論や説明が不足している」、あるいは「建設費用や管理費用、財源が不明である」、また「用地選定とか跡地利用はどうするのか」、また「一体的整備ありきなのか」といった、そういった意見が出されておりました。これも理由の一つになっています。そして、それと相反する意見として、一方で、「少子化がここまで進んでいるからこそ、コンパクト化、そういった検討が必要だ」という意見があったり、あるいは「他市町村の人から、国見の教育は遅れていると言われた」、あるいは「子どもたちのためにより教育環境を整備してほしい」といった意見もあったということ。また、財源については、「文部科学省補助金のほかに、約7割が補填される有利な過疎債の活用もあったのではないかと」といった意見が住民説明会の中で出されております。反対の立場で意見を述べられる方、あるいは促進を希望される方々、両方の意見がありました。

また、この住民説明会の後に、幼小中のPTAの連絡協議会のほうから、「保護者の意見をしっかりと聞いて進めてほしい」という意見も直接いただいております。

そういったことから、説明不足、あるいは町側のこの策定に関しての情報の出し方とか説明の仕方にちょっと不十分なところがあったんだろうということが、まず凍結の一つの要因でもありました。

ですから、こういったことを踏まえて、総合計画の中に変更して盛り込んだ大本の理念的なところ、国見の小中学校、保育所、幼稚園、小学校、中学校の一貫的な、一貫的というとまたあれですかね。子どもたちの育ちの場の環境整備については、継続して意見をお聞きするという、その基本的なところは変わっておりませんので、計画からくにみ学園の件について削除をするという必要性には、必要は至らないのではないかと判断しています。

長くなりましたが、以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 町長、ありがとうございます。

ちょっと、町長、ニュアンスが違うんですけども、削除するとかというのはなくて、もともとあった内容に戻すべきではないかというものです。要するに、これは、そのときの資料なんですけれども、何度もしつこく申し訳ありませんが、「認定こども園と9年制の小中一貫校を一体的に整備し」と変えているんですね。ここを元に戻

さなくていいんですか。要するに、前の文言に戻すべきではないかなと、しつこいようですけれども。ここが一貫校となっているのに引かかるんです。そこら辺、どうでしょう。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

それも含めて、今、意見の聞き取りをやっている最中でもありますから、そう性急に元に戻すという判断は、もうちょっと時間をかけて、戻すべきだという意見が多数、あるいは、それを受けて町側が、では、やはり戻したほうがいいよなという判断をした際には、総計の審議会にはかって元に戻すということもあり得るとは思いますが、現時点で町の考え方としては、意見の聴取がまだ固まっていないところで性急に元に戻すという、その判断はなかなか難しいのかなと思っているわけです。時期が来たら当然それは判断しなければなりませんので、元に戻すという決断をすれば元に戻さなければなりませんし、逆に、違う形で、今総計に載っているものとは違う形のものももしかすると、変更になるかもしれないということ。そこは、もうちょっとお時間いただかないと判断できないものではないかと思えます。戻す、戻さないではなくて、もう一つ何か違うものが出てきた場合にはまた変更ということもありますので、その辺、ご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。

では、9月19日にも審議会ございますので、そのときお話できるかどうか分かりませんが、これも検討していただくという形でよろしくお願いします。

次の質問です。

(3)番ですね。保護者の方々やPTAの一部の方々から、議会は子どもたちの将来を考えていなく、くにみ学園構想を潰したと勘違いしている方もいるみたいです。ただ、以前から、認定こども園と義務教育学校を別に考え、早急に進めてほしいと要望を議会としてもしていると思うんですが、この辺、どのように説明をされているのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えします。

くにみ学園基本構想を凍結すると判断したのは、施設の設置者である町であり、基本構想策定を進めてきた教育委員会です。

凍結するに至った理由につきましては、令和5年6月議会の冒頭、行政報告において町長が説明したとおりですし、先ほどの答弁において町長が答弁したとおりでございます。

なお、凍結後の説明会におきましては、先ほどの理由と同じ理由をもって凍結したと保護者の方々には説明をしているところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。

予算を通さなかったから、潰したと言う人もいるということですね。

では、次の（4）番になります。

令和5年6月議会にて「保幼小中を1つの集合体」と答弁してから、一貫して同敷地を崩さなかったんですが、先々月、今年7月の子ども議会にて、「認定こども園と義務教育学校は別々の建物」と子ども議会へ答弁しておりましたが、これは説明なく、また考え、方針が変更になったのかお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えします。

まず、お質しの「保幼小中を1つの集合体」との答弁につきましては、令和5年6月議会で蒲倉議員の質問に対して答弁したものであります。これは、漢字の国見学園と平仮名のくにみ学園、この違いを問われたことに対しまして、平成26年以降進めてきた漢字の国見学園コミュニティ・スクールについて、アクティブプランをベースとした教育指導により、保幼小中を1つの集合体とみなし取り組んでいるといった、取り組んでいる内容について答弁をしたものであります。

なお、平仮名のくにみ学園基本構想における建物をイメージした答弁ではないといったことをご理解いただければと思います。

さて、今年7月の子ども議会では、中学生の議員から、凍結した基本構想はどんなものだったのか、保幼小中全てが1つの建物では不便なのではないか、別々の建物のほうがいいと思う、そのような質問・意見をいただきました。

凍結した基本構想の2ページでは、「0歳から15歳までの連続した学びの場として、幼保連携型認定こども園と義務教育学校を併設した」と表記し、また、3ページでは、「認定こども園と義務教育学校を同じ敷地内に一体的に整備することで」と表記していました。

くにみ学園基本構想のこれまでの議論において一つを中心だったのが、この一体的整備をめぐる議論ではなかったかと思っております。この一体的整備というものを「同一敷地内に1つの建物として整備する」と捉えることもできると思いますし、一方で、「同一敷地内に別々の建物を整備する」と捉えることもできると思います。

令和5年3月定例会の一般質問におきまして、松浦常雄議員の質問に対し、当時、教育長は次のように答弁をしています。幼から小、小から中への接続、つながりについて、物理的に近い範囲で整備、想定していかないと、課題はなかなか解決できないと考えているといった答弁です。

また、佐藤定男議員の質問に対しては、同じ敷地にそれぞれの施設をまとめることを意味し、それぞれの施設の配置、連結についてはこれからの検討となりますといった趣旨の答弁をしています。

さらに、昨年行った住民説明会では、1つの建物に0歳から15歳までを入れ込むことは考えていません。義務教育学校と認定こども園が近くにあるとイメージしてい

ただきたいと説明をしています。

そうしたことから、子ども議会におきましても、凍結した基本構想の中では1つの建物に0歳から15歳までを詰め込むような想定ではないですと、そういうふうにお伝えしたいと思い、別々の建物として隣り合う形で配置するのが望ましいと考えていたと子ども議会では答弁したものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。

繰り返すようではありますが、くにみ学園基本構想では52ページに、構想の案ですね、52ページに整備候補地5か所あります。二重丸が県北中学校と上野台運動公園。同敷地、この後のページにも載ってきますけれども、同敷地という言葉が挙げておりますが、今、課長の答弁のとおり、同敷地なのか、利便性がある近くなのかというのは、これから考えていくということで、一概に同敷地ではないということで、分かりました。ありがとうございます。

次の質問にいきます。

2番目、大きな2番目です。屋外遊具修繕検討について伺います。

1つ目、昨年から遊具の点検を業者へ委託し、点検結果が出ていると思いますが、前回の議会でも質問があったと思いますけれども、再度お伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えします。

昨年度行いました点検の結果、町内22か所90基の遊具のうち、20か所35基の遊具について、現在の安全基準には適合せず、劣化も相当に進んでいることから、使い続けることには適さないと判定がなされました。

この使用不可の判定となった遊具につきましては、3月8日の回覧で使用停止する旨を周知するとともに、保幼小中の保護者に対しては園や学校を通してお便りとして周知し、3月中にロープなどで使用停止の処置をしたところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。その状況を確認した上で、次の質問をいたします。

3月より使用停止の遊具がある町内でアンケートを検討したそうですが、やはりまずは原状復帰の要望ではないかという多数の状況から、アンケートを控えたそうですけれども、町としては原状復帰についてどうお考えでしょう。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えします。

使用不可判定となった35基のうち、7基につきましては、地域の方々とも確認を行いながら撤去いたしました。

また、安全基準を満たすための対応として、基礎の露出が指摘されましたブランコや大型遊具など12基、これについては、基礎部分を覆うためのゴムマットを敷いた

り、盛土をするなどして、現在ではこの12基については使用ができる状態となっております。

残りの16基につきましては、危険な開口部が指摘された滑り台などでありまして、修繕方法について検討を進める一方で、いずれの遊具も劣化が顕著であることから、今後、町内における遊具の在り方に関する議論が必要と考えております。

現在、これまでのアンケート結果や点検結果も踏まえ、それぞれの担当課による横断的な協議を進めているところです。

今後、町内会など地域の方々のご意見なども伺いながら、遊具が設置されている公園や各地区の中央集会所などについて、施設ごとの目的なども考慮しながら、必要な機能、設備、これについて検討を進め、一定の方向性を出していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。

課長の答弁では、少子高齢化も踏まえ、地域の方々とも意見を聞きながら検討していくということですのでよろしいですね。

あと、しつこいようで申し訳ありません。観月台文化センター公園の橋、こちらは昨日の答弁でやっと2年半ぶりに渡れるようになるということで、ありがとうございました。またこのように虎ロープがずっと張られないように、遊具が同じような事態にならないように、早急の対応をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤定男君） 次に、6番八巻喜治郎君。

八巻喜治郎君。

（6番八巻喜治郎君 登壇）

6番（八巻喜治郎君） 初めに、7月25日に発生しました秋田・山形豪雨災害で亡くなられた方々にご冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

それでは、さきに通告してあるとおり、国見町の活性化について質問を行います。

日本の人口は年々減少しておりますが、我が国見町も年々人口が減少し、また、高齢化や過疎化も進んでおります。将来、町としての存続が危ぶまれる懸念があります。町の存続のためにも、国見町の活性化へ向けて町民が一丸となり、この問題に取り組むことが重要であります。地域の活性化への取り組みについては、日本全国の自治体においても様々な取り組みがなされております。そして、多くの事例があります。私は、その中の産業振興、2つ目、観光振興、3つ目、地域振興についてお伺いいたします。

初めに、1つ目として、産業振興についてです。産業振興といっても範囲が非常に広いので、私は私なりに焦点を絞ってお伺いします。

当町の地域資源を再発掘して新しい特産品や名産品をつくり、それらの商品の販路

拡大をして、地域産業の振興を促進させることは重要であると考えます。また、国見町の特産品や名産品を地元の地域だけでなく全国規模での商品販売を展開し、生産意欲を高めて需要を増やすことは、地元の経済の活性化につながると考えます。

質問いたします。

当町が薦める特産品や名産品について、どのようなものがあるのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 6番八巻喜治郎議員のご質問にお答えします。

国見町の特産品としては、やはり生産量が多いモモになると思います。また、モモ以外にもサクランボ、アンズ、プラム、ブドウ、リンゴ、柿などの果物、そしてお米、野菜なども含めた農作物、さらに加工品としてのあんぼ柿などになります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

6番（八巻喜治郎君） ご答弁ありがとうございます。

私も町民としてある程度は把握しておりますが、当町が薦める特産品や名産品については、多くの町民が胸を張って、一致して来町者や観光客などへ進言や宣伝できることが重要であります。したがって、お尋ねしました。

次の質問に移ります。

当町の特産品や名産品の開発や取り組みに対する町の支援は、どのようなものがあるのかをお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

地域資源を生かし、農業・産業振興に寄与するため、意欲を持って地元の食材等を使用した特産品の開発、研究などを目的とした取り組みに対し、補助率3分の2で上限40万円とする町の支援策、国見町特産品開発事業補助金がまずあります。

また、農産物加工の技術向上と人材育成を図り、町における農業の6次化産業を推進する目的で、国見町農産物加工施設を平成28年度に設置しました。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

6番（八巻喜治郎君） ただいまお答えいただきましたが、特産品や名産品については、基本的には変更はないと思いますが、その中身については、常に品質向上などのために、さらなる改善、工夫や開発に努めなければなりません。また、答弁でもありましたが、現在ある国見町の農産物加工施設MOMO・COについては、建設当初の目的達成のために、もっと広く利用・活用して、我が国見町の農産物の6次化事業の推進を図るべきです。

次の質問、観光振興について移ります。

当町に観光客などの交流人口を呼び込み、地域の経済を活性化させる必要があると思います。国見町独自の歴史と観光地の整備、国見町でないと味わえないようなイベントを企画して、交流人口である観光客の皆様が楽しんでお過ごしいただき、また、

観光客の皆様方が居心地のよい雰囲気を国見町で味わえるような体験なども企画し、訪れた観光客の皆様にご提供すれば、当町を訪れた皆様方の口コミなどの情報発信によって、将来につながる交流人口を呼び込むこともできます。我が町の活性化と産業の振興も図られるものと思います。

質問です。

当町ならではの歴史と観光の地の整備について、町では今後どのような計画があるのかを伺います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

その地域のここにしかないものや独自性または独創的な特徴を持つ歴史と文化財は、観光資源としてとても魅力のあるアイテムの一つです。国見町は9年前、東日本大震災からの復興の一つの柱として、歴史を生かしたまちづくりを町の復興政策の一つとして掲げ、国見町歴史的風致維持向上計画を策定いたしました。

これにより、道の駅国見あつかしの郷、あつかし歴史館、あつかし千年公園を整備するとともに、中尊寺ハスマつり、義経まつりなどを実施し、多くの来町者を迎えることができました。

今後も歴史を生かしたまちづくりを推進するため、歴史的風致維持向上計画第2期計画の策定を進めています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 続いてお答えさせていただきます。

歴史と観光地の今後の整備計画のうち、国見町過疎地域持続的発展計画に記載されています観光地の整備2点について、お答えさせていただきます。

1点目は、道の駅国見あつかしの郷の第2駐車場整備についてです。平成29年5月のグランドオープン以降、町内外から多くの皆様にご来場いただいています。特に、先ほど答弁しました特産品のモモの最盛期には駐車場が混雑し、来場者に不便をかけていたことから、来年夏までに駐車場の増設を目指しています。

2点目は、阿津賀志山展望台の更新についてです。昭和49年10月に展望台を設置してから50年近くが経過し、老朽化が進んでいますが、山頂を含む阿津賀志山の一部は防塁として文化財の指定を昭和56年に受けていることから、新たな構造物等の整備は難しい状況ですが、今後、何らかの手法がないか、国・県と協議を進めていきます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君、声を出して意思を表明してください。

6番（八巻喜治郎君） はい。

次の質問です。

当町で、当町ならではのイベントなどの実施する計画は、今後どのようなものかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

国見町ならではの限定品としては、国見バーガー、日本酒のあつかしさん、モモプリン、モモキャラメル、モモ大福、モモやアンズを使用したジャムなどが挙げられます。今後も、町の特産品であるモモなどの農産物を使用したオリジナルの6次化商品の開発・販売を地域おこし協力隊や国見まちづくり株式会社と連携しながら進めていきたいと考えています。

次に、イベントとしては、義経まつり、中尊寺ハスマつり、あつかし山ビッグツリーなどが挙げられます。新たなイベントの計画については、単年度で終わることなく、継続的に開催するための財源確保がまずは必要だと考えています。財源確保のめどが立った場合には、新たなイベントの開催も検討していきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

6番（八巻喜治郎君） 実施する計画については分かりました。しかし、それではまだ足りません。

国見町のPRやその情報発信などは現在、具体的にどのようなことを行っているのか伺います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

国見町のPRとしては、町内と町外で実施している事業があります。

まず、国見町内で実施している事業としては、国見町を巡るツアー、観光事業になります。今年度は5回の開催を計画し、3回まで終了しております。内容としては、モモの花畑、道の駅国見あつかしの郷、歴史公園などの案内、果物や野菜の収穫体験や陶芸体験などを行い、国見町のよさをPRしています。

次に、国見町外で実施している事業としては、農産物のPR販売事業になります。モモをはじめとした農産物や6次化商品などを北海道、岩手県、宮城県、栃木県、東京都、岐阜県で実施し、国見町のファンを増やしています。

さらに、令和7年度から令和9年度の4月から6月の3か月間、JRグループ、福島県、県内の市町村などが共同で実施する大型観光事業のデスティネーションキャンペーンが福島県内で開催されますので、国見町を積極的にPRしていきます。

一方、情報発信としては、町ホームページ、町公式のLINE、フェイスブック、インスタグラム、Xなどになります。情報社会の中、いかに最新の情報を的確に発信できるかが重要だと考えています。

今年度は、国見町観光ガイドブックの刷新も行います。電子媒体だけでなく、町広報紙を含めた紙媒体でもタイムリーな情報発信に引き続き取り組んでいきます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

6番（八巻喜治郎君） ただいまお答えいただきましたが、情報などの発信については、

我が町ではまだまだ不十分であると思います。自治体の情報発信、広報などは地域内の住民に向けたものが多く、現代ではそういった地域の住民向けの情報発信の役割では足りません。さらにウェブサイトやSNS上などで広く情報の発信などをすることにより、今後、移住を考えている方々、旅行やドライブなどで、また訪れる先を探している方々など、様々な方々の目に触れる可能性があります。当町の知名度を上げるためにも、いろんな情報発信を考えていくべきだと考えます。

次に、3番の地域振興についてお伺いいたします。

地域を活性化させるためには、長期的なビジョンを持ち取り組むことが重要であると考えます。若い世代が「国見に住みたい」、「国見で仕事をしたい」と思われるまちづくり、地域環境づくりが大切であります。また、移住定住促進のために、個別計画をつくり、藤田駅前開発を含め地域を活性化させる取り組みが必要であると思います。

質問いたします。

藤田駅前開発を含め、現在、どのような計画があるのかを伺います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

国見町では、町を持続的に発展させるため、令和4年9月に策定いたしました国見町過疎地域持続的発展計画に基づき事業を進めています。計画は、「国見町住民の幸福度を向上させることを第一に考え、国見町に暮らす人たち、誰もが幸せになること」を基本方針とし、移住定住の促進など11項目にわたり現状の問題点とその対策、具体的な施策や具体的な事業を挙げております。

例えば、移住定住のための住宅確保対策といたしまして、子育て住宅の運営や移住補助、住宅補助、空き家改修補助などを実施しています。

そのほかにも、移住定住の促進には、過疎地域持続的発展計画にあります就農支援、起業支援、子育て支援など総合的な取り組みを今しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 続きまして、藤田駅前開発についてお答えいたします。

町では、JR藤田駅利用の利便性向上とにぎわい創出のため、駅前ロータリーを含む広場の整備、また町有地を利用した居住環境の整備、さらに住みよいまちなか空間整備のための観月台公園整備などの総合的なまちづくり計画の一つでございまして立地適正化計画策定に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

6番（八巻喜治郎君） 答弁ありがとうございます。

結びになりますが、個別計画、都市計画の取り組みなどについては、今までよりも多くの地域住民や若い世代が一緒になってまちづくりに参画し、町民の求めているコミュニティ、つまり地域共同体、地域社会をつくり、まちづくり、地域環境づくり

を推進することが最も重要であると考えます。そういった行政の執行が、町民参加による子どもから大人までが誇れるまちづくりにつながると思います。

以上で私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 2時30分まで休議します。

（午後2時18分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後2時30分）

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） 次に、10番小林聖治君。

小林聖治君。

（10番小林聖治君 登壇）

10番（小林聖治君） 質問に先立ちまして、先日の台風10号による大雨で大きな被害をもたらしました我が町と交流の深い岐阜県池田町の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧が図られますようお祈りいたします。

それでは、令和6年第5回定例会にあたり、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

まず、町内会要望への対応についてお尋ねいたしますが、町内会要望のうち、ハード事業の優先順位などについては、次の佐藤議員の質問で詳細な質問が行われると思いますので、私からは町内会要望に対する総括的な質問をいたします。

それでは、昨年度、町はタウンミーティングを実施しましたが、このときに出された町内会要望は全て予算計上できたという認識で良いかお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） 10番小林聖治議員のご質問にお答えいたします。

町で実施可能な要望については、予算を計上し、実施してきたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 続きまして、財政担当の立場からお答えをさせていただきます。

予算編成にあたりましては、財源が確保されているものが優先をされておりますが、できるだけ要求に沿って編成したものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） 続けて答弁をいたします。

実績で申しますと、令和5年度の部分でございますけれども、町内会から出されて

いる要望、これ全て町が実行しなければならないような要望ばかりではないんです。県が主体となってやらなければいけないところ、あるいは国がやらなければいけないところ、あるいは、どうしても困難なところと、そういった区分けをいたしまして、町が実施をしなければならない要望に関しては、5割強の対応を昨年度はしています。また、町がすぐに工事やら何やらに取りかかれない、あるいはその調査をしなければいけないとか、県や国の補助金を活用するためには、事前にその調査をしなければいけないというそういった要望もございましたので、町が調査をしたり、検討あるいは国や県へ要望したと、そういった内容の割合が40%。また、県とか国とか、主体的に実施をしなければならない機関が実施をした、そういった要望の割合が4%。実施困難が残り3%ほどになっております。

こういった割合を申し上げますと、全てが町が取り組まなければならない、予算化しなければならない事業ばかりではないということをまずご理解いただきたいと思えます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） それでは、次の質問に移ります。

町内会要望に対する予算計上の優先順位について、どのように決めたのか改めて伺います。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） お答えします。

町内会要望は、地域の課題、町民が抱える問題等、重要性が高い問題と捉えています。そのため、令和3年度からは新規要望と併せて、長年にわたる継続要望の対象を優先しながら、要望内容、現地の確認を行い、必要に応じ町内会長の立会い、関係機関との調整、内部での検討を行いました。地域の課題解決に向け、実施できる要望から順次実施してきたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） こちらも財政担当の立場からも申し上げさせていただきたいと思えます。

この要望に関して、予算上の個別具体的な事業について順位はつけてはおりません。そのようなかたちで予算の編成は行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） 続けてこれも、先ほどの質問と併せて答弁をいたします。

まず、引地が町長に就任したとき、令和2年度ですけれども、このときの町内会要望の継続要望と新規要望のその割合をちょっと見てみたところがあったんですけれども、まず、その前年度の令和元年度、令和元年度の町内会要望は45%が継続要望でございました。新規要望は残りの55%。そして、令和2年度の継続要望は32%、

そして、残りの新規が68%でございました。この数字を見たときに、継続要望の占める割合の高さ、これにかなり衝撃を受けまして、個別に一つ一つの要望に目を通しましたときに、2年、3年前から要望しているといったものばかりではなくて、それ以前から、5年、6年も前から同じ要望が繰り返されているものもございましたので、まずそういったこと、継続要望として出されているその事項について解決を図りたいと思ったのがまずございます。

新規要望についても、軽微なものに関してはすぐに対応ができたのですけれども、なかなか難しい、年数のかかるものであったり、大きな予算が必要となるものに関しては、国・県にお願いをして予算づけをしてもらったり、あるいは町のほうで補正予算を組んで対応したりといったところがございました。

優先順位というところで行きますと、この継続要望がどちらかというとな新規要望に比して優先度合いが高かったのかなという印象は持っています。ただ、継続要望も、先ほど申し上げたとおり、町が実施主体とならなければならない事業あるいは国や県が実施主体とならなければならない事業がございますから、予算関係のことで言えば、町が実施主体になるものについては、継続要望をどちらかというとな優先をしたかなという印象は持っています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 今、ほとんど継続要望を中心、優先的に実施してきたと。現時点で、継続でまだ残っているというか、まだ手がついていないような箇所というのは何か所ぐらい現時点でありますか。おおよそでも構いません、大体の数字。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

今年度各町内会から要望が上がってきてございます。令和6年度継続要望としまして、全体の約28%の継続要望となっております。新規のほうは約72%ですので、比較していただきますと、先ほど町長が答弁したとおり、令和元年45%が継続、新規が55%といったようなパーセントの数字となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） これについても補足をいたします。

今、パーセントを担当課長が申しあげましたけれども、令和6年度の継続要望の割合が28%でございます。ただ、この中には河川改修、国や県が主体となって行わなければならないようなそういったちょっと重い要望もございます。これはなかなか2年、3年で解決できるものではございませんので、地区の方々から継続で要望を出してもらって、町がそれを受けて県や国のほうにお願いをするといったそういった筋道になっております。

ただ、この28%の継続要望の中身というのは、令和元年度に振り分けられた継続要望の中身とはかなり入れ替わってはおります。件数的に見ても、令和元年度は5地

区合わせて153件の要望がございました。令和6年度、今年度に関しては250件の要望がございました。件数も増えておりますし、その割合も先ほど申し上げたように継続要望。その継続要望の中身は、去年、おとしあたりから継続で出してもらっているものもありますし、令和元年度からずっと継続で出してもらっているものもありますので、その辺は中身は変わってはおりますが、まだまだ変わらないところも要望の中にはあるということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 今ので分かりました。

それでは、次の質問に入ります。

次は、情報公開条例に基づく開示請求についてお尋ねいたします。

本年度も含めて過去3年間の開示請求は何件あったのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

過去3年間ということですので、令和4年度からになるかと思いますが、令和4年度には9件、令和5年度には13件、令和6年度につきましては、まだ途中でございますけれども、4件というような数字となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） それと、総務課長、それぞれの開示請求の件数、町内と町外別には数字はまとめておりますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 町内、町外という質問ですので、すみません、表を持っていないので、カウントします。

令和4年度に関しましては、令和4年度は9件ですけれども、うち3件が町外です。令和5年につきましては、13件のうち4件が、これが町内です。令和6年度に関しましては、途中ですけれども、全て町外、という件数でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 今度は、不開示した件数は、今年度も含めて過去3年間で何件あったのかお伺いします。同じように町内と町外も併せていただければと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

まず件数ですが、不開示としましたのは、令和4年度に1件、令和4年度の1件は町内です。次は令和5年度、こちらも1件で、こちらは町外です。町内ではなくて外になります。令和6年度はございません。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 情報公開条例の第5条には、何人も開示請求できるが、町民でないことを理由に不開示あるいは却下したことがあるのかお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

却下したことはございます。こちらは令和6年度分で、部分開示案件の1件だけでございます。この条例では、小林議員おっしゃるとおり、5条にそのような記載がございます。町のほうでは、その条例の第1条に「町が保有する行政情報の一層の公開を図り、もって町の行政活動について町民に説明する責務を全うし、町民の積極的な町政への参加の下、公正で民主的な町政の推進に資することを目的」という部分がございます。そちらを主張させていただいたものでございます。

なお、これらの判断をする際には、それぞれ弁護士の教示を受けて進めたものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 令和6年度部分開示が1件ということで、なぜその部分開示の件については不開示だったのか、その理由、もう一度お願いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 不開示の理由につきましては、ただいま答弁をしたとおりでございますが、この案件、実は現在係争中となっておりますので、詳細な説明については差し控えさせていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） これ今、総務課長の方から係争中の案件とあったんですけども、係争中の案件というのではなくて、私はこの事実の有無について質問をしています。先日の議員懇談会で、町が説明したのがこの係争中の案件ではなかったんですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

そのときにご説明をした内容と今回の案件は同一のものでございます。

なお、その事実の有無に関しましては、あるということになると思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 私、不思議に思ったんですけども、議員懇談会のようないわゆる閉じられた場では話せて、こういった議会の本会議というようなところできちんと答弁をしていただけないというのは、理由としてはどうですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 先ほども申し上げましたが、既にこれは係争案件となっておりますので、議員懇談会のほうでは事実の説明のみということとさせていただいたところでございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） では、次は職員採用試験についてお尋ねいたします。

今年の大学卒の応募者は何人かお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

応募者というお質してございますが、今年度大学卒程度の採用試験の応募につきましては、8名です。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） それで、町内からの応募者は何人かお伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

町内からの応募者はいませんでした。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 例えば昨年度、昨年度は町内からの応募者はおりましたか、昨年度について。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 昨年度の応募者ということでございますが、昨年度の応募者は全体で20名です。そのうち町内からの応募者は2名でした。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 応募者が国見町内からの応募者が少ない、少ないというか、もうゼロなので、ないということに対してどう考えているかお尋ねします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

町としてそこをどう思うかということだと思いますが、町内からの応募がなかったということについては、残念だなという率直な思いではあります。

しかしながら、憲法にもいわゆる職業選択の自由というのが保障されておりますので、どこを選ぶかという部分に関しましては、公務員、民間、いろいろございますけれども、そこは自由なのかなと認識しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） これはもう一番国見町の中で、国見町内からの応募者というのは、この国見町にゆかりのある人材がUターンして来るための重要な役場というのは就職先であると思います。

また、町内在住者であれば、住民税も期待できるものでありますので、このことを

どう受け止めているのか改めてお伺いします。

また、町民からの何でか、どういうわけなのか選ばれない職場になって、このことをどう捉えているか改めてお聞かせください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

確かに国見町で育って、学校を出て、大学などに行って、あと国見町に戻ってきていただける。これは非常に好ましいことだと思っておりますが、今は恐らく民間のほうでも一旦親元を離れたいなというような就職先を選ぶ方もいらっしゃるのではないのかなと思います。ただ、これはあくまでも憶測でして、当然国見町を受験された大学卒程度の方々に一人ずつそういうことを確認したわけではありませんので、その辺どう考えているんですかということを確認したわけではもちろんありません。ただ、年収とかそういった部分を考えますと、町外の方が応募をして、もしかすると縁もゆかりもなかったかもしれませんけれども、応募をして、就職後に町内に住んでいただければ、これはありがたいなとは思っております。ただ、そこの部分に関しましても、当然移住定住につながってくる部分にはなりますけれども、強制については、こちらではできかねる部分でもありますけれども、そういうことで町内に定住していただければ大変ありがたいなと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） 続けて答弁します。

大学卒業程度の応募者数を今お質してございましたけれども、国見町の職員採用の際は、その試験の在り方というのが大卒程度と、あとは高校卒業程度、それと社会人の経験者枠というのがございます。こういった3つの種別の試験を行っておりますけれども、これの応募者数、合計で申し上げますと、令和6年度で言えば、高卒のほうはまだですけれども、大卒と社会人枠とで合わせますと30人の応募がございます。また、令和5年度は44人、全ての応募者数ですけれども、令和4年度が64人、令和3年度が108人という数字になっております。これは、近隣の町に比べてかなり高い数字です。

ただ、残念なのが国見町内在住の、あるいはその方々の採用がなかなかそこに結びつかないといったところがございます。これについても、なぜ国見町に住んでいながら、国見町の職員を希望しないのかといったところ、直接聞くのもなかなか難しいことですので、町長同士でいろいろお話をしたり、あるいは町と交流のある自治体の長とお話をしたりしますと、同じような傾向にあるというお話をそれぞれの首長がされています。4割が町外で、6割が町内の職員だとか、あるいは採用に関しての募集、応募関係についてもやはり同じような傾向があって、自分が住む町、住民登録をしている町の自治体の職員採用試験は敬遠をするといったそういった傾向があるように聞いています。ですから、これも町としてはできるだけ町内出身者に戻ってきてもらいたいという思いはございますし、逆にそれがなかなかかなわないのであれば、よその

自治体の出身者が国見町の職員になった後に国見町のほうに移住をしてもらうというそういったことも考えなければならないと思っています。実際に結婚をして国見町から一旦外に出て、その後また戻ってきているという職員もおりますし、もともと国見出身ではない職員が結婚をして国見町に新たに住居を求めるといった、そういったケースも職員の中にはございますので、住む場所の環境を移住定住の枠組みと一緒に併せて考えていく必要はあるのかなと思っています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 次が最後の質問なんですけれども、今ほどで大分回答になるようなのをいただいたんですけれども、一応通告してあるので質問いたします。

町内からの応募者を増やすための方策は考えているのかお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） ただいま答えてしまったような気もしなくもありませんけれども、いわゆる町民の方といいますか、町内出身の方が進学後戻ってきてくれる。これは大変本当にありがたいことだと思っていますし、いろいろな形で戻ってきてもらえるような環境はできるだけつくりたいなと思っておりますが、何せやはり片方は憲法に保障された権利ですよと言われますと、まあそうですよねということにはなってしまいますので、魅力ある職場づくりをするということが一番の呼び込む形であったり、あと、いわゆる就活生に対してPRしていくというのも一つのスタイルなんだろうと思っておりますので、そういった機会を捉えてPRをしていきたいなとは考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） ぜひとも町民に地元の就職先として国見町役場が魅力ある職場となるよう期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（佐藤定男君） 最後に、3番佐藤 孝君。

佐藤 孝君。

（3番佐藤 孝君 登壇）

3番（佐藤 孝君） さきに通告した2点について質問いたします。

平成13年5月1日から、それまでの国見町集会所建設補助金交付要綱を見直して、国見町集会施設建設事業補助金交付要綱を定めております。現在、その要綱で事業が施行されている。施行されて23年経過をされてはいますが、平成13年の新しい要綱制定の趣旨、その制定後、現在23年経過していますが、この23年の間の改定状況をお知らせください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 3番佐藤 孝議員のご質問にお答えします。

交付要綱の趣旨は、住民自身の手による地域の触れ合いの場としての集会施設の建設を助成し、地域住民の連帯意識の高揚とコミュニティーの健全な育成を図るため、

地域住民で構成する町内会等の自治組織に対し補助金を交付するものです。

経過につきましては、昭和62年度に策定した要綱を廃止し、新たに平成13年度に補助率、限度額を見直し、制定しています。なお、その後の改正はありません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 今、答弁で23年間改定がないという答弁がございました。平成13年につくったものがそっくり今生きているということです。

そこで、10年間で結構ですから、交付実績について聞かせていただきたいと思いますが、2011年の東日本大震災、3年前と2年前の地震を含めて三度大地震を経験した国見町。当然集会施設も相当の打撃を受けていると思われま。

余談ですが、申し訳ないんですけども、私、町東町内会で住んでおります。震災で集会所は壊滅しました。その施設を新しく造り直すか、どうするかということ議論になりまして、六十二、三戸あった町内会の意向調査を行いました。その結果、再建築、新しく造り直すという意見はほとんどなくて、結果的に再建築を断念して、現在空き地になっております。他の町内会も同様の被害があったと思います、規模の大小にかかわらず。

そこで、補助対象となる施設というのが10年前と現在、令和6年だね、今。どんな変化があるかお尋ねします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

施設数については、10年前35戸、現在は令和5年度に令和4年3月の地震により公費解体した集会所が1件ありましたので、34戸となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 現在、公費を考慮しているやつは34か所、あくまでこれは町内会が主体的に建設をして、管理運営をしているという箇所になります。その34か所の中に、町が建設をして、現在は町内会に管理運営を委譲した内容・鳥取防災センターは含まれておりますか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

34戸の中に含まれております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） そこで、先ほどの話に戻ります。どの程度の交付実績があるかなんです。平成26年度から、10年前です。令和5年度まで、昨年度までの10年間で、この要綱に基づいて出された申請数、それから、決定の件数、金額、それぞれお答えください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榑 英則君） お答えします。

申請件数、交付件数、交付金額は、年度別に交付した合計額でお答えいたします。

平成26年度なし。平成27年度、申請・交付件数1件、補助金額50万円。平成28年度、申請・交付件数2件、補助金額74万円。平成29年度、申請・交付件数3件、補助金額154万8000円。平成30年度、申請・交付件数3件、補助金額61万9000円。令和元年度、申請・交付件数2件、補助金額46万9000円。令和2年度はございません。令和3年度、申請・交付件数3件、補助金額127万4000円。令和4年度、申請・交付件数5件、補助金額224万8500円。令和5年度、ございません。合計申請件数・交付件数19件、補助金額739万8500円になります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 今の答弁ですと、10年間で申請・交付件数が19件と、739万8500円、約740万円。今年1件ありますから、20件ということになって、私からすると、ちょっと意外に多いなという印象を受けました。この事業の予算措置ですが、例えば12月頃に申請が提出されますと、当初予算に間に合う可能性があります。ただ、いつ壊れるか分かりませんし、町内会の事情によって議論されて申請することもありますから、時期によっては予算措置の対応が変わるということがあります。当然、頻繁に起こる補助申請ではないので、当初予算には計上されていないはずなんですけれども、町内会からの申請後に予算補正と、こういう基本的な考えでよろしいですか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榑 英則君） お答えします。

議員お質しのとおりです。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 過去10年間の事業実績が先ほど答弁されました。要綱では施設の新設、今あまりやりませんが、それから、施設の増改築、これは当然あります。それから、補修、これは修繕ですね、施設の修繕。この3つの区分に分かれています。これについてもそれぞれお答えいただきますが、年度別で結構です。まとめて結構ですからお答えください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榑 英則君） お答えします。

交付件数、交付金額は区分ごとの合計額でお答えいたします。

施設の修繕15件で補助金額430万9000円、施設の増築及び改築4件で補助金額308万9500円、施設の新築はございません。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 交付対象事業として要綱では、そのほかに施設の本工事、それから
 附帯工事、それぞれ区分されております。本工事はこれはそのとおりで、躯体そのもの。
 附帯工事は、電気とか、ガスとか水回りです。給排水、トイレなどと思います。
 その区分ごとの交付状況もまとめて結構ですから、お答えください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

平成26年度以降、本工事3件で補助金額251万9500円、附帯工事16件で
 補助金額487万9000円です。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 附帯工事の交付状況ありました。私の資料によりますと、トイレ改
 修が7件、エアコン設置が2件です。ですから、附帯工事は9件ということになりま
 す。考え方は様々あるとは思いますが、地球温暖化、それから昨今の異常気象、異常
 高温、亜熱帯化という方もいらっしゃいます。エアコンなんかはもう絶対不可欠な、
 今、設備になっております。それと同じように、冷蔵庫であったり、あるいはテレビ
 なども今の時点では当然必要なものに町内会施設ではあると。

ところが、この要綱を読むと、備品は全く補助対象となっておりません。この要綱
 でいう備品とは何を指しますか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

備品については全ての備品を指しています。集会所においては、机、椅子、電話、
 ホワイトボード、冷蔵庫、テレビ、工事を必要としない空調設備などです。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 備品にも値が張るものもあれば、高いものもあれば、安いものも当
 然あると。温風ヒーターのように、今やどこでも買えると言ったら失礼ですが、ホー
 ムセンターでも気軽に購入ができるものもあります。一概に備品全て補助対象外とい
 うことではなくて、そもそもその使用頻度、使用頻度からすれば年数単位、極端に言
 えば10年単位、恐らくですよ、町内会の備品の場合。現在全部除外しておりますか
 ら、町内会負担が大きいと。これは見直し考えないですか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

昭和63年度制度開始から備品は対象外としています。考えられる理由としては
 2点ございます。1点目は、建物の補助率を優先するため、2点目は、町内会活動で
 使用する備品が地域によって様々であるため、一律対象外としています。そのため、
 現時点で備品を補助対象にする予定はございません。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 集会施設の稼働、これは時期によって町内会の使用頻度が高くなるという時期もあれば、ほとんど開かないという時期も当然あります。そこは町の、例えば文化センターであるとか、あるいは歴史館であるとか、体育館のような施設とはちょっと違うと思います。稼働率が低いわけですから、ある意味、町の施設と比べれば、あるいは家庭と違って。施設そのものの破損、それから、劣化もそうそう起きるものではありません。備品や消耗品も当然同じようになるわけで、一般家庭の使用頻度と比べれば、桁が違うわけです。先ほど申し上げたように、1回設置、購入すれば、そうそう簡単に、そうそう更新を必要とするものではないと。備品を対象にしなかった理由、先ほど課長述べられましたが、この要綱をつくってもう既に23年、一度も改正されていない。必要最小限の備品は、私は対象にしてもよろしいのではないかと。後で申し上げますけれども、様々町内会の構成変わってきていますから、もう一度お答えください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

町としては、集会所への改修・修繕等の補助を優先しています。そのため、町内か活動で使用する備品については、これまでどおり町内会で対応をお願いしたいとするものでございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） もちろんすぐにどうこうというつもりで言っているわけではないんです。時代も変わってきていますし、ものの性能も良くなってきていると。当然我々町内会に住む人間の生活水準も向上しているわけです。先ほど申し上げたように、町内会の世帯構成も変わってきている。これは後で申し上げます。補助そのものの見直しも、後ほど触れますけれども、やはり時代に即応した、対応した備品、少なくとも冷蔵庫とかテレビぐらいは、これは補助対象にして私はいいのではないかと思います。改めてその点について再検討する考えがあるかどうかお答えください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

集会所の建物等への補助を優先していますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 検討もできない、しないという、まさにゼロ回答。町が標榜している「人にやさしいまちづくり」と逆になっているのではないかと思います。高齢者だけの世帯がとにかく増えているんです。これほどこの町内会も同じです。その世帯への負担が当然増えたことにつながっているわけですから、今日これ以上この問題では質問しませんけれども、別な機会に改めて議論をさせていただきたいと思います。

施設を建設する際に、新築にしても、改修を行うにしても、当然素人が造るわけではありませんから、設計が伴うわけです。しかし、この要綱では、設計料は補助対象

から外れております。そもそも設計と工事は一体です。一体のはずです。区分けしていること自体に私は違和感があると。町内会施設、よほどがない限り、例えば地震で耐震をほかの町内会の施設よりも強くするとか、特別のオーダーがない限り、一般住宅のような様々な機能を備えることはないと思うんです。そのことを考えれば、新築を除く改築や改修善で設計料が大きくなることは考えにくい。

1例を挙げます。これ、実際に今まである話です。2つの町内会が同じような修繕見積りを取りました。私の町内会は設計料が10万円、これは例えばですけれども、私の町内会は設計料が10万円、修繕工事が90万円、合計100万円。隣の町内会は一括で100万円の修繕費と。これ補助要綱からすると、私の町内会10万円設計料かかっていますから、10万円。これは除外です。90万円の2分の1補助で45万円。隣の町内会は丸々100万円の2分の1で50万円が補助対象となると。

実態として、見積りの取り方次第で、書き方次第で補助対象額が相違する可能性がある。過去23年間のことはいいです。調べれば分かるでしょうけれども、とやかく言うつもりはありません。今後このような事態が生じないように整理をしたほうがいい。設計費を補助に入れる。これは現実的だと思いますが、お答えください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

平成13年度の要綱策定時に建物を優先に補助するため、修繕も追加した経過がございます。建物の新築及び増改築で必要となる設計料については見直しを検討します。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 修繕費は入っているんですか、修繕の設計。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

修繕を含めて見直しを検討します。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 先ほど例を挙げた見積りの取り方、書き方、これ建設業者にも私確認しましたが、これは現実的にあり得るということです。行政サービスを受ける側として、見積りの書き方で行政の対応が変わってくると。これは好ましい姿ではない。そう思いませんか、課長。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

議員お質しのとおりに思っております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 過去の実態を調べれば、私が今話をしたようなことは実態としてあるかもしれないと思います。設計がなければ工事もできないわけですから、よく現実

を見て、不公平感が生じないように設計費を補助対象に入れる、加えると。ぜひ次年度以降、こういう対応ができるように早急な見直し作業をお願いしたいと思います。

ここ数年、全ての値上げが、ものの値上げがあります。もちろん建物建築に関する資材も相当上がっている。20%は間違いなく上がっているだろうという話が、正確な数字は分かりませんが、そういう方がたくさんいらっしゃいます。

要綱では、30万円以上100万円までの修繕、100万円以上の増改築、それから、施設の新築、この3つに分かれております。ただ、補助率が全て50%、2分の1です。当然ですけれども、補助額の限度も定められている。補助額の限度額はどうなっていますか。課長、お願いします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

補助限度額は施設の修繕50万円以内、施設の増築及び改築600万円以内、施設の新築1000万円以内と定めています。なお、参考までに近隣市町と比較しても、手厚い補助となっています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 少し例を示したいと思います。エアコン、床面積が16帖以上ですと電源が200ボルトになります。町内会施設で古い建物はもうほとんど200ボルト対応になっていませんから、電気工事が新たに発生をするわけです。極端な話、エアコン本体を買うよりも、200ボルト工事のほうが高いんです。これは当然分かっていますね、皆さん。この種の工事、先ほどから何回も私言っていますけれども、一度実施すればそうそうこれ壊れるものではないです。使用頻度も低いわけですから、一般家庭のように。

そこで伺いたいのは、補助率の見直しです。あるいは補助額の見直し、これをお考えなくてはならないと思っています。30万円未満の事業は対象外と先ほど私も触れました。ただ、額が小さくても、工事は生ずるわけです。まして、備品についてはやらないと言っていますけれども、今後どうなるか分からないわけです、地域コミュニティーの活性の仕方によっては。これはある町内会の見積書ですけれども、200ボルト対応の工事費が、諸手続、書類の関係をつくった書類作成費も含めて、電力修正とか、20万8000円。これ、エアコン1基が16万2000円です。これ工事費のほうが高い。私が言いたいのは、23年間手つかずの状態。せめて補助率、補助額は後でまた申し上げますけれども、補助率はやっぱり額によって変えたほうがいい。課長、いかがですか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今ほどの議論の中で、いろいろと社会情勢も変わってきておりますけれども、あるいは使用の耐用年数やら何やらについてのご質問もございましたけれども、補助率あるいは最低額ですか、そういったことの見直しに関しては、今後町内会連絡協議会の

役員の皆さん方とちょっと協議をいたしまして、見直しを前提に考えていきたい、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） ありがとうございます。そういう回答が出ると思っていなかったものですから、大変前向きな検討で心強く感じております。

そうしないと、実は先ほど申し上げたように、町内会の中の世帯の構成が変わっているわけですよ。私の町内会もそうなんです、世帯数は減少していないんです、うちの町内会は。でも、高齢者しか住んでいない世帯が増えている。私のところも3人おります、世帯員が、家族が。全員年金もらっています。こういう世帯がどんどん増えているんです。別の見方をすれば、現役世代の収入額と我々のような年金を基本にした生活をしていけば、おのずと差が生ずるわけです。工事費の負担が増えれば、工事そのものを見送ると、町内会で。そういう判断も出てきます。

最近ある町内会で、予想した以上に見積額が大きくて、町内会の財力、世帯負担等を考慮して、実は町への申請を見送った町内会があります。これ、住民防災課で把握していますか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えします。

今年度、町内会長から相談がありましたが、補助があっても町内会の負担が大きいため、持ち帰り検討するといった町内会が1件ございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 話戻します。先ほど私補助率の話をして、町長から前向きな答弁いただきましたが、実は現在の補助限度額、これ最大1000万円です。これは新築でしょうから、あまり想定しなくてもいいと思います。補助率と同時に補助額も変えたほうがいい。低いところを、50万円以下になっていますから、それを下げてあげる。幅をもう少し細かくする。様々なやり方があります。先ほどの町長の答弁で、補助率の見直しを進めると、検討したいという話ありましたので、ぜひ補助額も、結果的に難しいかもしれませんが、これについてもぜひ検討していただきたい。いかがですか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

平成13年以降、補助要綱を改正していないこと、また、近年の物価上昇、賃金の引上げに伴い工事費が値上がりしていることを踏まえ、補助限度額の見直しを検討いたします。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） ありがとうございます。前向きな答弁、ありがとうございます。ぜひ可能な限り早い時期に結論が出るようご努力をお願いしたいと思います。

大震災以降、大きな地震が2回あって、5年前には台風災害で森山地区、それから、川内地区で台風による水害が発生しています。当然、集会施設も、冒頭申し上げたように被害が出ているものと私は推測をしています。町内会施設がこのように自然災害で損傷等の被害を受けた場合、これまでどんな対応をしていましたか。お答えください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

自然災害で被害に遭った集会所を修繕する場合も、補助金交付要綱に基づき補助金を交付しております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） つまりは災害であろうが、そうでなかろうが、壊れた場合はあくまでもこの補助要綱で対応しているということですね。そうすると、2021年、3年前の2月に大きな地震がありました。森山第2町内会施設が被害を受けまして、この要綱に基づいて66万円の修繕申請をしている。交付決定がその50%ですから、33万円。壁のクラック補修が主です。この施設は、地震保険あるいは自然災害保険に加入しておりましたか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

地震保険につきましては、確認したところ加入しておりませんでした。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 地震保険、自然災害保険に入っている、いないで対応変わると思いますが、災害での被害といいますか、損傷等であれば、これ利用者の責任で生じた損傷でないわけですから、私は町が全額補助、100%補助してもいいのではないかとこのように思います。もちろん先ほど私話したように、私の町東町内会のように、仮に町内会施設、では新しく造り直せと。それも地震で壊れたんだから全額町なのかと言ってしまうと、これちょっと話が違いますから、そこは限度額が設定されていれば、改修・改築と同等の対応も可能だろうと私は思っています。

先ほどの見直しの要望、それに対してお答えいただきました。前向きな答弁ありましたので、バランスを考慮した制度設計、改めて進めるべきだと思います。その考え方を聞かせてください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

自然災害で被害に遭った場合の町内会単位の集会所の修繕関係の補助についてですけれども、これについても、まず地震保険に加入できるかできないかといったところもございますので、町内会連絡協議会の役員会、そういったところも含めて検討したいと思います。確かに高齢化率やら何やらを考えたときの町民1人当たりの負担とい

うのはかなり大きくはなっている。これは我々も認知をしているところでもありますし、災害が発生したときに、町の指定避難所のみならず、町内会単位の集会所での一時避難といったことも考えられることから、この件についても町内会連絡協議会の役員会、これを中心に検討を進めるといったところで答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） できれば早いほうがいいんですが、時間は来年の4月以降ということ仮にならなくとも、私が申し上げた設計料、それから、そこをまず最初にやっていただいて、制度全体の見直しはもうちょっと時間かかると思う。これは仕方がないと思います。過去10年間の実績ですと、年平均2件ですから、ぜひ地域コミュニティーのパートとして、その存在意義、重要さが増しておりますので、改めて真剣な見直しをしていただきたいことを要求をして、次の質問に移りたいと思います。

町のほうには、学校をどうこうしろとか、あるいは道路を新しく切ってくれとか、あるいはテニスコート造ってほしいとか、あるいは私が先ほどから申し上げているように、町内会の施設を直してくれとか、様々な要望があります。そのほとんどは、例えば業界団体であるとか、様々な各種団体、それから、地域の皆さんが直接町に持ってこられることもあろうかと思えます。あるいは、タウンミーティング等で要求される方、当然私たちのように、役所にしょっちゅう来ていますから、議員として。議員に頼めと、こういうことも当然あろうかと思えます。

日常の生活を送る中で、側溝に蓋がない、危ない。子どもたちが危ない、通学路です。道路の舗装が壊れた、防犯灯何とかしろ、この身近な問題も当然要望としてはあるわけです。私がここで聞きたいのは、町内会要望の全てではなくて、生活道路等です。身近な生活道路等の要望、町内会等様々なルートを通じて来ていると思いますが、直近3年間、この生活道路等の修繕要望数と実施状況をお聞かせください。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

修繕要望についてでございますが、令和3年度につきましては、修繕要望数が75件、うち実施が68件。続きまして、令和4年度の修繕要望数でございますが、86件、うち実施が69件でございます。また、令和5年度につきましては、修繕要望数が60件、うち実施が51件となります。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 町内会を通じた要望がこれは基本だと思いますが、先ほど申し上げたように、様々なルートで町のほうに要望は届けられると。当然、町が行った広聴活動、タウンミーティング等も大きな役割を果たしている。町内会を通さない要望、どのような形がありますか。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

まず、町民の個人の方またはタウンミーティングで直接要望を受ける場合もござい

ます。その場合につきましては、町内会を通して要望していただくようお願いしているところですが、道路の陥没、水路の破損、導入路漏水など緊急を要する場合におきましては、直ちに対応している状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） どのようなチャンネルと申しますか、ルートを通じても、町民の皆さんからすれば、不便なところ、あるいは危険な状態を解消していただくことがこれ大前提、いいわけですから、ただ、町内会長は地域内のことはそのような箇所があるかどうか、やっぱり日常的に確認をしております。したがって、町と町内会がこの情報を共有すると、これは非常に大事なことだと思います。先ほど申し上げたように、生活道路あるいは大きな建物を造ってほしいとか、そういうのは別にして、防犯灯であるとか、カーブミラーだとか、私が繰り返し申し上げている生活道・水路等の要望事業、これ、町内会と共有されていますか、情報は全て。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

町内会との情報共有はしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 町内会長の仕事も幅広くて、大変なのは私も承知をしております。私も3年間やらさせていただきました。この情報共有は必要不可欠であるし、町内会が知らないところで工事が始まってしまった等では困るわけですので、そこはこれまでどおり、しっかりと対応していただきたいと思っております。

そこで、先ほどの小林議員の質問と若干関連するんですが、この要望の中に生活道・水路に絞って聞きますけれども、現在の実施決定方法、生活道・水路等の予算づけの決定方法を教えてください。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

令和2年度から令和5年度までの町内会要望につきましては、町の方針として長年の継続要望を優先して対応しているところでございます。

また、緊急に対応が必要なものにつきましても、当然優先しているところでございます。

その他の一般要望につきましては、町内会ごとに集約しまして、要望事項の確認を行い、実施箇所を決定し、その結果を各方部に回答しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 平成29年当時、私も町内会長させていただいたときですけれども、実は町内会要望、道・水路に限っての話をします。その実施する箇所、たくさん要求ありますから、5つの方部、小坂、藤田、大木戸、森江野、大枝と5つの方部の町内

会長に丸投げする提案が示されました。町内会長会議で大もめにもめました。反対の声が圧倒的です。町が当初予算で方部ごとに予算のシーリングを定めたんです。その後に出された各町内会からの要望事項を自分たち町内会長自らが優先順位づけをしると、こう迫ったわけです。これは、当時の皆さん方、参加者の方がこれは行政責任の放棄ではないかという意見が数多く出されまして、今申し上げたように反対の大合唱です。何でこんな提案がされたんですか。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

方部ごとに予算化し実施箇所を決定する手法を取り入れた背景でございますが、その当時、役場庁舎、道の駅建設等の大型事業に多額の事業費を要したこと、そのため、修繕要望に対し十分な予算配分が困難であったこともございまして、優先順位等の箇所づけを行うこととしたところでございます。そのため、町内会の実施箇所決定にあたりましては、移転反映と自主性を尊重することを目的としまして、除染に係る町民会議方部会を参考としまして、方部会方式を取り入れたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 私の記憶では、賛成をした発言をした町内会長さんは2名か3名しかいなかったと思います。あとは反対意見です。結局町からの提案どおり、各方部ごとに町内会長が議論して実施箇所を決めたんですか。お答えください。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

決定方法につきましては、様々なご意見をいただいたところございまして、そのため実施箇所の決定については町で行うこととしたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 当然と言えば当然の結果だと思います。行政が事業を実施する必要があるかどうか決めるわけですから、これが原則だと思います。

町内会長、自分の町内会の中のことにはある程度権限といいますか、決定することもできるでしょうけれども、ほかの町内会長の要望にけちをつけると言うのであれば、他の町内会の要望事項に、それはちょっと早過ぎるのではないのかという意見を申し上げる立場にないはずなんです。結局は町内会長、新たな負担を求めるだけだったわけですね。改めて確認します。町内会長に優先順位をつけさせる方法は、これまで結果的になかったにしても、今後こんな方法は取りませんね。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

現時点におきましては、そういった考えはございません。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） そのようにお願いします。

今年首長選挙があります。過去、首長選挙が近づくと、これまで取り組めなかった、取り組まなかった事業が突然動き出すことがありました。もちろんこれは選挙対策が大きな背景です。本来あってはならないのですが、国見町だけに限らず、これ全国多くの自治体にこういう実態が起きているんです。

そこで聞きたいのが、今年の当初予算、令和6年度の当初予算の生活道・水路関連の予算、これどのような根拠で計上されたかお答えください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

当初予算編成においての部分になりますが、生活道・水路というよりは、一般的に、全体的にということでお聞きいただければよろしいかと思います。いわゆる当初予算編成におきましては、財源が潤沢ではないというようなことでございます。そうしますと、緊縮財政とせざるを得ない状況となります。基本的には、いわゆる経常経費については前年度を上回らない形で計上するという事となります。また、一般財源の支出を伴う新しい事業、それから、歳出の増加を伴う既存事業、これはカットするなどして当初予算の編成を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） では、改めてもう一回総務課長に聞きます。一般論で結構ですが、予算は無限ではありませんし、無尽蔵ではありません。おのずと実施できる事業も絞らないといけないと。当初予算策定の際に、天井を設けてシーリングをして枠を決めているという方法を取っていますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

厳密な意味でシーリングをかけているのは、超過勤務手当くらいかと思います。当初予算の編成にあたりましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、いわゆる前年度の歳出の状況、これを勘案をして編成をしております。基本的には、重ねて申し上げますが、厳密なシーリングではございません。当初予算編成時に交付金や補助金などの財源の手当があるものについては優先をして編成をしている、そのような状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） 続けて答弁をいたします。

生活道・水路の関係でありますと、町内会要望をまず基本にいたします。この町内会要望、先ほども小林議員のご質問にお答えしましたけれども、継続要望をなるべく減らしたいというそういった思いがありますので、当初予算ではできる限り町内会要望、これを基に予算の編成の根拠にしているところでもあります。ただ、そうは言っても、なかなか単年度でできない場合もございますから、2年度にわたって予算化を

必要とするものもございますし、年度後半に緊急的に出てきたものについては繰越しをお願いして、事業の完了を目指すといったところでございます。

ただ、大枠で言いますと、やはり当初予算、限度がある程度見えておりますので、なるべく町内会要望には応えつつも、ある程度のところで補正予算で対応といったそういった判断も出てくる場合もございます。こういったこともご承知おきいただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 総務課長の先ほどの答弁で、シーリングをしているのは超過勤務だけだと、間違いありませんね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） そのとおりでございます。間違いございません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 先ほどの小林議員の質問でもありましたから、詳しくは述べません。生活道・水路事業の優先順位、これどのように決定されていますか。ほかの事業はいいですから、建設課所管の分だけで結構ですからお答えください。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

優先順位につきましては、令和6年3月定例会でも答弁したところではございますが、道路・水路の修繕要望につきましては、状況によりまして町内会の立会いの下、現場を確認の上、例えば危険度、劣化、損傷状況等を判断しまして、さらに町内と協議の上、決定しているところでございます。

なお、緊急を要する状況であれば、現場で判断する場合もございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 国も景気がいいと言いながらも、税収を確保するのに大変四苦八苦をしている。これはご案内のとおりです。もちろん予算原資の7割を国に頼っているような国見町、3割自治体が圧倒的に多いわけです。自主財源が予算の3割しかない国見町の現状ですから、苦しい財政状況でも、いかにして町民が望む政策課題を一つでも多く届けてあげる、実現していく。その思いは、あるいは責任は、町も議会も同じです。貴重な財源、大事な交付金の使途を可能な限り透明で、かつ決定までの経過に客観性を持たせる。これは極めて大事だと思っています。これまでの説明で答弁のあった優先順位づけの根拠、これは明文化されていますか。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

明文化された基準での優先順位づけというものは行っておりません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 明文化されていないと。私が懸念するのは、担当者や上司が変わるごとに、その実施基準や優先順位づけの根拠が変わっては困るわけです。その公平性をどう保つのか。誰から指摘されても根拠として成立できるように、やっぱりマニュアルをつくるとか、あるいは実施基準とか、実施指針とか、名称は別にしても、しっかりした文章化が必要だと思いますが、総務課長、建設課長、それぞれお答えください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

ただいま申し上げられました実施基準や優先順位、これについては、私、いわゆる財政担当としては、やっぱりあるにこしたことはないのかなという部分は当然ございます。ただし、やれば便利なのか、それともやらなければ危険なのか、そういう部分はあるかと思えます。これを画一的に判定するのは、これは至難の業なのではないかなと私は思っております。例えば、これを画一的にやるということになりますと、今、こういう判定できるかどうかは別にして、AIとか、そういうものを使うしかないのかなんていうふうに思うところもございます。財政担当としましては、まずは当初予算、予算を成立させる。いわゆる収支の均衡を図って予算を成立させるんだと、そういうようなところの中で、限られた予算の枠で最大限に効果を発揮できるように、いわゆる安全安心というのがやっぱり一番大事だと思いますので、そういったところに配慮した事業を執行すべきだなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 続いてお答えいたします。

公共事業実施におきましては、まずは客観性・透明性の確保は重要と考えております。しかしながら、先ほど答弁したとおり、緊急に対応する場合、さらに、これまでの継続要望事項につきましては、優先順位を高くして実施してきたところでございます。

今後につきましては、長年の継続要望事項の解消時期等を見据えまして、緊急を要する場合は除きまして、何か客観的指標を設けられるかどうか検討しながら事業を行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） もうこれ最後の質問なんですけれども、総務課長の答弁と建設課長の答弁が微妙に違うんです。これ、つけるのか、つけないのかの話で、どっちなんですか、町長。最後にまとめてください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず、簡潔に申し上げますと、この客観的な指標というものは必要だと思っております。

ます。それと、引地が町長に就任してからのこの4年近く、町内会要望に対しての前任の継続要望への対応の仕方、とにかく町民が望んでいることに関して真摯に向き合いたいというふうに思ったことがまず一つあります。ですから、継続要望については優先度合いから言えば、先ほど小林議員の質問にも答えたとおり、皆全て優先順位が高いといったところがあります。

ただ、町ができることと町ができないこと、国がやるべきこと、県がやるべきこと、このすみ分けを明確にして、町がやらなければならないのであれば、それは優先順位を高くして、継続事業のその割合を減らしていくといったところがこの4年間の取組でした。

ただ、今後については、継続要望確かにございますけれども、引地が町長に就いたとき、前任のやり残しの部分、これについてはあらかじめ解消はしています。引地が町長に就任してからの継続要望が主になっておりますから、それについては、どちらかというと緊急度合いがもしかすると低いのもかもしれません。そういったことを考えれば、今後、いつまでもこういった継続要望優先ということではなくて、ある程度の指標を設けて、それを町内会長、連絡協議会の皆さんにご理解をいただいた上で町の方針を決めていくというふうにしたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 厳しい財政状況は話したとおりですが、住民ニーズの多様化もありますし、自治体を取り巻く環境も変わってきていると。苦しい、厳しい予算をいかにして有効に、あるいは的確に執行させていくか。これが極めて大事だと思っています。

今ほど答弁で指標を設けるとありました。私が質問しているのは、あくまでも生活道・水路に限っての話ですから、その他大きな事業については、これは様々、いろいろあると思いますから、それはちょっと別な議論にして、あくまでも建設課等で所管している事業については、しっかりとした指標、マニュアル、何でも結構ですから、来年度事業に間に合うように、ぜひ内部協議を進めていただきたいと思います。

事業決定の客観的な評価そのものを誰もが確認できるよう何らかの文書化を重ねてお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明後日、6日は午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

（午後3時59分）

第 3 日

令和6年第5回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年9月6日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 7号 健全化判断比率の報告について
- 第 2 報告第 8号 資金不足比率の報告について
- 第 3 報告第 9号 教育委員会の事務に係る点検評価報告について
- 第 4 議案第60号 国見町犯罪被害者等支援条例
- 第 5 議案第61号 国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
- 第 6 議案第62号 国見町行政手続条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第63号 国見町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第64号 国見町税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第65号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第66号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第67号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第68号 国見町農村地域工業等導入審議会条例
- 第13 議案第69号 国見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第70号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例
- 第15 議案第71号 工事請負契約の一部変更について
- 第16 議案第72号 伊達市桑折町国見町火葬場協議会規約の一部変更について
- 第17 議案第73号 令和6年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第74号 令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第19 同意第 4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第20 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第21 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第22 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

・出席議員（10名）

1番 佐藤多真恵君	3番 佐藤孝君	4番（欠番）
5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君	7番 穴戸武志君
8番 山崎健吉君	9番（欠番）	10番 小林聖治君
11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君	13番（欠番）
14番 佐藤定男君		

・欠席議員（1名）

2番 菊地勝芳君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	菊地弘美君	総務課長	澁谷康弘君
企画調整課長	大勝宏二君	税務課長	佐藤光男君
住民防災課長	榊英則君	ほけん課長	佐藤温史君
福祉課長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局長	佐藤智宏君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	穴戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君
教育総務課長	大勝晴美君	教育施設課長	中條伸喜君
生涯学習課長	小野笑子君	農業委員会会長	八島富一君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	実沢隆之君	書記	八島章君
書記	豊野好洋君	書記	木村恒夫君
書記	丹治琴音君		

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第7号 健全化判断比率の報告について

議長（佐藤定男君） 日程第1、報告第7号「健全化判断比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 報告第7号、健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） 本報告は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第8号 資金不足比率の報告について

議長（佐藤定男君） 日程第2、報告第8号「資金不足比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 報告第8号、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） この報告は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第9号 教育委員会の事務に係る点検評価報告について

議長（佐藤定男君） 日程第3、報告第9号「教育委員会の事務に係る点検評価報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 報告第9号、教育委員会の事務に係る点検評価報告について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） この報告は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、報告のみといたします。

◇ ◇ ◇
◇議案第60号 国見町犯罪被害者等支援条例

議長（佐藤定男君） 日程第4、議案第60号「国見町犯罪被害者等支援条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 議案第60号、国見町犯罪被害者等支援条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 第7条に必要な情報の提供、助言を行うとともに、関係機関との連携調整という表記がございます。役場の中で、こういう課題といたしますか、問題に精通している方いらっしゃるのかどうか、よく私、把握しておりませんが、凶悪な場合だと、これは警察と相談することになっているけれども、それ以外のネット犯罪、詐欺行為、それから例えばストーカー行為とか、陰湿な犯罪が今増えていますから、その場合の相談の窓口はどこにあって、それはどういう流れでサポートしてくれるのか、ちょっと教えていただけますか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 3番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

相談及び情報の提供といった部分でございますが、考えられるところの相談としては、警察、町、県、あとは支援センターなどがございます。その中で、町に様々な犯罪被害の部分で、多種多様な部分の相談案件が出てくるのが想定がされます。その中で、町でなかなか判断できない案件については、警察または県のほうと連携して、支援のほうにあたっていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 最初、私、申し上げたように、役所の中はどのような整理になりますか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

まずは、住民防災課で総合窓口というようなワンストップの窓口を設け、各課と連携したいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第60号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第61号 国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

議長(佐藤定男君) 日程第5、議案第61号「国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

住民防災課長。

住民防災課長(榊 英則君) 議案第61号、国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

11番(渡辺勝弘君) 今、課長から説明をいただきましたけれども、この再生エネルギーということで太陽光等の話だと思うんですけども、既に太陽光はゴルフ場跡地にもう既に造ってあると思うんですけども、それが今後条例に関わった場合に、今まであそこに造った太陽光発電施設が対象になるんですか、それをまずお聞きしたい。

議長(佐藤定男君) 住民防災課長。

住民防災課長(榊 英則君) 11番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

施行は10月1日からといったこととなりますので、これ以降の条例となります。

なお、これ以前に設置している区分につきましては一般的な、行政指導の中で事業者のほうと調整、または改善していただくように進めたいというふうに考えております。

以上です。

議長(佐藤定男君) 渡辺勝弘君。

11番(渡辺勝弘君) 今の話では、今までになった部分に対しては、この対象外という形で取るということに私は受け取ったんですけども、そうした場合に、なぜ今回、前にできているものに対してなんて、今突然この条例を制定しなくてはならなかったのか。この条例を今の時点でやらなくてはならなくなったのか、その要因があるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長(佐藤定男君) 住民防災課長。

住民防災課長(榊 英則君) お答えいたします。

全国的にトラブル等の発生が新聞報道等でございます。

この中において、国見町の中で再生可能エネルギー、自然環境または景観、生活環境に及ぶ影響を鑑みて、再エネの設置をする場合の経営手続等を含めた条例を定めていくというふうに計画してございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長のお話で、ある程度のことは理解はできますし、そうだと思うんですけども、そこで町長にお尋ねします。

これはマスコミというか、いろんな報道にも出ていますように、お隣の宮城県では、いろんな意味で、この再生化エネルギーに対してトラブルあるいは火災が起きているということで、別な意味について取るというようなもので世間を騒がせているということになります。果たして、そうした場合に協議をして、現場を見てということになった場合に、ただ単に広い、ある程度の土地にどんどん物を建てることによって、住民防災課長も分かると思いますけれども、災害が起きた場合には、法面とかそういう部分で、やはり地滑りが起きてしまうというような結果が出ております、実際。

そうした場合に、ただ現地を見て協議をして、こういう企業が来ましてやりますというだけではなく、どういう基準を設けなきゃいけないのか。この建物を建てるには、もう少し深く、絶対火が出ないようなかたちを取るのかという基準は設けるべきだと。そして、やっぱりほかの県とは違う、国見町はこういう形で一生懸命やっているんだということを出すべきだと思うんですけども、町長のお考えをお聞きしたい。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 条例の中で、届出あった場合に、14条の届出後に職員が現地を確認するというふうにしておりますので、まずは届出後の対応が出てくるという状況になってございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） あわせて答弁いたします。

議員お質しの件でございますけれども、まずこの条例の制定の趣旨、これを第1条に規定をしているものでございますので、国見町の自然環境と、それと再生可能エネルギーの施設、今度、その調和をどういうふうに図っていくかということになります。

ただ、私有財産の場所に設置をされる施設になりますので、その財産権との絡み、これもございます。公的な規制というのがなかなか難しい場合もあるかと思っております。

ただ、公共の福祉に反する場合には、ある程度の制約といったものも必要になるという場合もございますし、ケース・バイ・ケースでいろんな関係機関、あるいは町の顧問弁護士等々、協議を進めながら瑕疵のないような、後で問題の発生しないような、そういった対応が必要になってくるものだと思います。

今回の条例も強制的なものがなかなか設定できないところがあること、これはご理解いただきたいと思います。その理由としては、やはり財産権、それぞれの私有財産権が関係するという理由でございますので、ご理解をください。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君、最後にしてください。

11番（渡辺勝弘君） 町長からいただきまして、ありがとうございます。

これはお願いでありますけれども、やはり福島市にもこういった皆さんがお分りのとおり、先達山に太陽光発電とのことで、景観にあまりにもよくないというような感じで出ております。やはりただ単に空いている土地があるから、では、調査した、その結果よかったというだけではなくて、この町で景観もありますので、その辺を十二分に考えながら取り組んでいただければと思います。

以上であります。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今、町長のほうからお話があったゴルフ場の財産権のことをお話ししようと思ったんですけれども、かぶるかもしれませんけれども、事業については10キロ未満、10キロ以上についてはいろいろ事業であればということはあるんですけれども、例えばですよ、その家が財産権でいっぱい土地があって、その中で、これは事業でないんだと。自分の家に、例えば野菜栽培とか、それらを作るためにやっであるものについては、これどうふうな適用になるんですか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） 8番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

10キロ以上につきましては、先ほどご説明しました条例に基づいて説明会を行った上で、各種の手续及び許認可、町のほうに届出が必要というふうになってございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 端的に言えば、今もプレハブハウスで、それはハウスかな、ハウスの中でいろいろ栽培するためには、いろいろ熱、いろいろな石油だのでたいてる人もあるでしょうから、それをこれから太陽光にしたい、それにはやっぱり10キロで足りませんよと、当然決めているわけですから、それについての適用もこの適用に入っちゃう、こういう理解でよろしいですか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） お答えいたします。

10キロ以上であれば、条例が適用となります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） 第 8 条に 10 キロ以上、説明会ということになりますが、国土利用
法なり、農地法に関係する許認可手続の前の段階で、今役場のほうに問合せ、何件あ
りますか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

正確な数字はありませんが、4 件から 5 件の問合せ、手続も踏まえてどう進めるの
かというようなことで相談があります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） 説明では、10 キロは 2 世帯の分の 1 年間使用できると説明があり
ます。

実は、長野県の辰野町で住民説明会を回避するために、事業者側が 10 キロワット
アワー未満で分割して申請をすると、こういう事態があつて、住民からクレームが来
て、住民運動が起こって、最終的に事業者が撤退と、こういう事実があつたんです。

これは役場で把握していますか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

長野県の辰野町につきましては、存じてはございます。当時、30 キロワット以上
ということで条例が策定されてございましたが、現在は発電出力が 10 キロワット以
上というようなことで改正されてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） 把握をしていたということなんでしょうけれども、そのときに問題
になったのは同じ事業者でありました。ただ、この 8 条の 2 項にそうであつて、実質
的に一体と認められると、こういう表現なんですね。これは、例えば子会社だとか関
連業者も含まれていると私は理解しているんですが、これどういう意味か説明してい
ただけですか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

第 8 条の 2 項になります。こちらで実質的に一体と認められる場合につきましては、
実施する場所の敷地境界から 100 メートル以内の範囲で一体とみなし規則で定めて
いきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

（「いや、事業所、事業所」の声あり）

住民防災課長（榊 英則君） 事業所の部分につきましては、事業者と密接な関係を有す
る者といったことになってございますので、こちらの部分につきましても、規則のほ
うで定めていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） いや、ですから、その密接な方というのはどういうことか聞いているんです。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

密接な関係を有する者は、国のガイドラインのほうで4点挙げてございます。まずは、事業者の社員、2点目として事業者に対する議決権の過半数を保有する株主、3つ目としまして、事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有している出資者、4つ目としまして、今ほど挙げた3つの中の親会社といったことになってございます。

町におきましても、国のガイドラインを踏まえまして、今後作成する手引の中で同様の定義を定めて、作成していきたいと考えております。あわせて、規則の中で届出書のほうの提出、こちらを併せて資本関係等を記載した事業実施体系書の提出を規定し、確認することとします。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにございませんか。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第62号 国見町行政手続条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第6、議案第62号「国見町行政手続条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第62号、国見町行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第62号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第63号 国見町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条件等に関する
条例の一部を改正する条例

議長(佐藤定男君) 日程第7、議案第63号「国見町教育委員会教育長の勤務時間及び
勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(澁谷康弘君) 議案第63号、国見町教育委員会教育長の勤務時間及び勤務条
件等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第63号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第64号 国見町税条例の一部を改正する条例

議長(佐藤定男君) 日程第8、議案第64号「国見町税条例の一部を改正する条例」の
件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務課長。

税務課長(佐藤光男君) 議案第64号、国見町税条例の一部を改正する条例について説
明いたします。

(以下議案書により説明)

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第65号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第9、議案第65号「国見町税特別措置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 議案第65号、国見町税特別措置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第66号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第10、議案第66号「国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 議案第66号、国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例に

ついて説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第66号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第67号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長(佐藤定男君) 日程第11、議案第67号「国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長(佐藤温史君) 議案第67号、国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第67号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第68号 国見町農村地域工業等導入審議会条例の一部を改正する条例

議長(佐藤定男君) 日程第12、議案第68号「国見町農村地域工業等導入審議会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 議案第68号、国見町農村地域工業等導入審議会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 改めて確認させていただきたいんですが、都市計画法上の調整区域に新たな工業団地、住宅団地を現在想定していると、そういう前提での改正かどうか、これ聞きたいです。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えをいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、平成29年に国の法律名称が改正されたことに伴う文言の改正等になるものですので、現時点において町で新たな工業団地、産業団地と住宅団地とを含めた計画については全く白紙の状態になってございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） この審議会、聞き慣れない名前なんですけれども、改正前の条例では、町議会議員6人となっております。以前、誰が町長より委嘱されていたのでしょうか、6人。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 蒲倉議員のご質問にお答えします。

現時点において、この審議会は組織されてございませんので、改正前の審議会委員については、委嘱はしていません。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） では、なぜ改正条例で町議会議員を外すのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 蒲倉議員のご質問にお答えします。

改正後の委員につきましては、7人以内で組織する文言に改正させていただいております。内容としましては、近隣自治体の白石市の条例を参考に白石市と同じ委員構成とさせていただきました。

なお、今後、町で、例えばですけれども、産業団地、工業団地などの造成の計画が進んだ場合には、町で実施計画をつくらなければなりません。その実施計画を県と国の承認をいただく必要があります。その実施計画を審議・協議していただくのは、審議会になります。ただ、この審議会と同時並行で議員懇談会、あるいは産業建設常任委員会などで議会には丁寧な説明に努めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。
（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。
これから議案第68号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。
したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第69号 国見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第13、議案第69号「国見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第69号、国見町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。
これから議案第69号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。
したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第70号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例

議長（佐藤定男君） 日程第14、議案第70号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 議案第70号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第71号 工事請負契約の一部変更について

議長（佐藤定男君） 日程第15、議案第71号「工事請負契約の一部変更について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） 議案第71号、工事請負契約の一部変更についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 11時10分まで休議します。

（午前10時58分）

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇

◇

◇

◇議案第72号 伊達市桑折町国見町火葬場協議会規約の一部変更について

議長（佐藤定男君） 日程第16、議案第72号「伊達市桑折町国見町火葬場協議会規約の一部変更について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） 議案第72号、伊達市桑折町国見町火葬場協議会規約の一部変更についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第73号 令和6年度国見町一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤定男君） 日程第17、議案第73号「令和6年度国見町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第73号、令和6年度国見町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 収入のほうを最初質問いたします。

雑収入のうちの雑入、コロナによる助成金として1820万円が計上されています。
なお、私の認識だと、国等から来るものだと思っていたんですが、これ雑入に入っているということはどこから来るんですか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 3番佐藤議員の質問にお答えいたします。

こちらの雑入に計上した内容であります。国が一度ワクチン管理団体のほうにワクチン代を支出しまして、実際に町に入ってくるのは、このワクチン管理団体からの助成という形で入ってくる形になりますので、今回は雑入で計上しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 後で再質問のほうでワクチンの関係聞きますけれども、そうすると1826万円来ると。これまでの説明ですと、5類に変更になった以降のワクチン代がこれは7,000円ぐらいだったような気がしたんです、ちょっと正確な数字、メモしてこなかったんですけれども。これの根拠を教えてくださいませんか、1800万円。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

当初の予定としましては、1人当たり7,000円ということで計上しておりましたが、4月以降、国のほうからの連絡によりまして、ワクチン代の上昇となりまして、1人当たり8,300円が追加となっております。合計としまして、1万5300円になる予定となっております。ここの差額につきまして、今回このワクチン管理団体のほうから入ってくるという流れとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 差額といいますと、対象人数は65歳以上、あるいは基礎疾患なんかという理解ですか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、65歳以上の想定で2,200人と基礎疾患のある方ということで計上しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 福祉課長にお尋ねしたいと思います。

ページ数は16ページになります。

2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費、19節の扶助費の中の障害児給付費の手当て1440万円となっておりますけれども、まず、この障害児の通所ということは、国見町に住んでいながら、国見町町外の施設に通所しているということで、その

ためのお金かなと理解するんですけども、そうした場合に、その内容とそこに通っていらっしゃる子どもたちというか、そういう方の人数をちょっとお知らせしていただけですか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 11番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

今回、補正をお願いいたしました扶助費、障害児通所給付費でございますが、令和6年度当初において人数及び利用回数等を見込んで積算いたしましたが、町の予想を超える利用者数、利用回数の増となっております。こちらにつきまして、現在、お子さんの利用なんですけど、令和4年度は、平均で18名の方、令和5年度は平均23名の方、令和6年度7月サービス分までで平均32人の方が利用しています。このサービスは、6歳から18歳までの方が利用されておまして、その子どもに合った療育を受けているような形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長からのその中身というか、当初予算で組んでいたと以上に増えたということなんですけれども、その増えた要因、つまり子どもが増えたのか、実際そのサービスといいますか、その受けるサービスの内容が変わってこのように増えたのか。そして、実際この金額で当面というか、今年度は間に合うということでこの計算をしているのか、その根拠のあるものであればお知らせしていただきたい。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

今回、利用者数等が増えましたのは、背景には、小学校、幼稚園、保育所から気になるお子さんの情報が福祉課に寄せられるケースが多くなったことです。また、近隣の市町によりまして、新たな施設が開設されたことにより、新規利用者数が複数施設を利用し、月の利用者数が増えたこと、さらに既に利用していた方につきましても、利用日数が増えたことによるものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 議長、3つありますけれども、続けていいですか。

議長（佐藤定男君） はい、どうぞ。

5番（蒲倉 孝君） まず、1つ目、6款1項3目18節負担金補助及び交付金1075万8000円、福島県営農再開支援事業、補正増なんですけど、この事業の詳細を教えてください。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 5番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書19ページ、6款農林水産業費の中の福島県営農再開支援事業1075万8000円の補正予算の中身でございますが、こちらにつきましては、原

発事故の影響を受けた果樹、モモ、リンゴなどの改植事業を行う方々に対しての補助で、10分の10の補助になってございます。こちらは国の補助金になりまして、令和7年度で、今のところ制度的には終了になります。今年度、1年前で、駆け込み需要等もあり、当初予算の不足額について、今回補正予算をお願いしているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。

2つ目です。

10款5項3目14節工事請負費290万4000円、観月台文化センター設備等、補正増となっているんですが、観月台文化センターの設備の補正予算、あと町長の提案理由の説明でも施設の改修進んでいますよという説明があったんですが、しつこいようですみません。いつになったら、公園の橋が渡れるようになるのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

観月台公園を所管します建設課からお答えいたします。

観月台公園の池に架かる橋でございますが、応急修繕が完了しまして、本日午後、再開通予定としているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 大変ありがとうございます。

では、今日中に直るということで、渡れるようになるということで、ありがとうございます。

次の質問です。

同じ10款5項3目17節備品購入費440万円、公用車費、補正増となっておりますが、これ何を買うんでしょうか、車種を教えてください。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

現在、生涯学習課で使用している公用車が老朽化しているため、更新するものとなっております。公民館事業等で使用するため、多くの荷物と人を運べるワンボックスタイプの車両を購入する予定としております。予算の積算につきましては、日産セレナのハイブリッド車7人乗りでの予算積算としております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 車種までありがとうございます。

セレナハイブリッドなら400万円かからないですよ、e-POWERなら別ですけれども。

ただ、ちょっとお聞きしますけれども、荷物載せるんならプロボックスでも十分で

はないですか。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 公民館事業等で人も乗せることが多くございますので、7人乗りのものが必要となっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） そうですか、人を乗せるんですね。

では、すみません、購入方法について教えてください。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

購入にあたりましては、町内業者からの見積随意契約での購入を予定しております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） それでは、見積合わせということですね。

これ、入札ではないんですか。業者を指名しちゃうんですか、公平に欠けないんですか、大丈夫なんですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 購入方法のおただしかと思っておりますので、お答えをさせていただきます。

公用車、前に一般質問等もあったような質問、お話をしたところですけども、そのうちの購入した車両については、ここ数年、もう数十年かもしれませんが、いわゆる町内業者から買えるものについては町内業者からできるだけ調達しようというような考え方で、契約の方法としては生涯学習課長からありましたとおり、町内事業者の見積随意契約というような形にしております。これは、いわゆる入札とそんなに形としては変わらないといいますか、いわゆる入札の代わりに見積書を提出していただく。短期に見積書を合わせて一番安価なところと契約をさせていただくというような、財務規則にも載っている契約方法ですので、できるだけ町外ではなくて、町内の事業者の方から購入をしたいというような形で進めているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。

では、入札ではないけれども、見積り、同じようなシステムになっているということですね。

ただ、価格重視なんかにしてしまうと、大きい業者の方が有利になってしまう点があると思うので、その辺は少し考慮していただいたほうがよろしいのかなと思います。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかに。

山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 私のほうは、12ページの2款総務費、1項総務管理費の費目の交通安全対策費、この中に需用費735万7000円とあります。これはどこに何をを使うのか教えてください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） 8番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

12ページの交通安全対策費735万7000円の修繕料でございますが、こちらは防犯灯の修繕となっております。昨年、年間230基ほど球切れがありまして、今年度、来年度2年間で防犯灯のLED化を進めるというような形で計画してございますので、修繕等があった場合にもLEDに交換するという修繕料となっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 当初予算で3100万円くらいと言っていたんですけども、それに今回はまた1200万円ほど、工事費も含めて、工事費が490万1000円あるんですけども、合計1225万8000円ですか、こういうふうになる予定という補正予算なんですけれども、これは事前に、これはさっきから2年間でやるといった中身なんですけれども、それは想定外だったということですか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） お答えいたします。

当初予算の工事費につきましては、2年間の防犯灯のLED化といったことで予算のほうを計上させていただきました。今ほどご説明しました修繕料については、先ほど年間で230基というのをお話ししましたが、例えば、町民の方からあそこのところ切れていると連絡があれば、こちらの修繕のほうで速やかに交換するということになっておりますので、工事費のほうについては計画的に、こちらの修繕の防犯灯の球切れの部分については速やかに実施するというような予算となっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） ちょっと別の問題でいいですか。

議長（佐藤定男君） はい、どうぞ。

8番（山崎健吉君） 13ページの同じ総務費なんですけれども、8目の企画費、この中の18節のまちづくり推進協議会費、これ222万8000円ですか。それから、移住・起業・新規就業補助金20万2000円、あと、地域おこし協力隊費、これが100万円となっているんですけども、ちょっとこの内容についてそれぞれ説明していただきたい。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 8番山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、この企画費の負担金及び補助金及び交付金につきましては、まちづくり推進協議会の事業です。中身につきましては、あつかし山ビッグツリーの関係の補助の補

正ということになりますので、後ほど産業振興課長よりご説明をさせていただきます。

それで、企画調整課分といたしまして、移住・起業・新規就業支援補助金ということになります。こちらにつきましては、新しく県及び国で始まりました東京都内に住む大学生が福島県で就職活動をする場合、その交通費について補助を出すということでございます。上限としまして8,000円ということになっております。

加えて、町では、独自に大阪や仙台からの就職のために、こちらに来る方についても補助を行うということで、予算を組んでいるところでございます。

また、中身といたしましては、もう一つありまして、就職活動等で宿泊した場合、1人1泊当たり5,000円を補助するということになっております。

次に地域おこし協力隊の部分でございます。こちらにつきましては、地域おこし協力隊の3年という活動の後、円滑な定住サポートを促進するというこのために、1人100万円を上限といたしましてサポートします。起業する場合に要する備品について、こちらの100万円を使って補助をするというような流れになります。

なお、こちらにつきましては、特別交付税措置ということになっております。

企画調整課分の答弁については以上でございます。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 山崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

まちづくり推進協議会事業の補助金として222万8000円計上してございます。中身としましては、先ほどお話あったとおり、ビッグツリーの費用になります。例年12月下旬から1月上旬にかけて阿津賀志山にビッグツリーを点灯してございますが、そのビッグツリー、ライトケーブルを設置する際の安全対策として、新たに足場を組んで設置・撤去する費用、さらには経年劣化に伴うライトケーブルの新規調達に伴う費用分を町からまちづくり推進協議会に補助金を支出し、その後、まちづくり推進協議会からビッグツリー実行委員会へ補助金を支出するための補正予算になってございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） そのビッグツリーの話については、大変いいことだと思うんですけども、藤田地区というんですかね、道の駅から見ても半分きりしか見えないのね。ああいう感じの予算というか、ああいうのをどうするか、考えていけば教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 山崎議員のご質問にお答えします。

ビッグツリーを点灯する際には、やはり下から見えづらいこともあって、毎年頂上付近の並木の一部伐採を行ってございます。どうしても見る角度によっては、その伐採が足りない部分もあろうかと思いますが、毎年ビッグツリー実行委員会でも伐採は行ってございます。

なお、数年に1回になりますが、別途町でも大規模な伐採を行って、より多方面か

ら見えるような形での対応なども行ってございますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 最後の地域おこし協力隊1人当たり100万円、そういう答弁というのは、1人当たり100万円、これは今年は1人きりしか数えていないということではないですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今年度につきましては、1人の地域おこし協力隊員が、起業・定住に向けた事業を行うということでございますので、1人分を計上させていただきたいということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにございますか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 先ほどほけん課長からコロナの関係でお答えいただきました。

若干整理させていただきたいのは、1万5300円が自由診療でかかりますと。

うち、個人負担が2,000円前後、それから国から来て、さっき別の団体から来るといったお金が1万5300円のうち幾ら、残りが町の分、こういうことだと思うんですけども、そこの数字をちょっともう一回整理していただけますか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

現在のところ、伊達医師会とこの助成金額については調整中でありまして、9月末、下旬までには、この金額を公表していく予定であります。現在、2,100円ぐらいとなる予定であります。そのため、接種費用1万5300円から2,100円を差し引いた1万3200円が実質町からの負担という形になります。

以上、答弁といたします。

（「いやいや、団体からのが」の声あり）

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

団体のほうからにつきましては、8,300円が助成という形になりますので、実質町の負担につきましては、1万3200円からこの8,300円を引いた4,900円が実質町として負担という形になります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 4,900円が今のところ町が実質持ち出しになるということ、今答弁いただきました。

それで、先ほどの歳入のときのやり取りで2,200名が65歳以上の該当者だと。プラス、基礎疾患が先般の議案調査会で51名、ざっくり2,250名ということに

なります。

そこで、5類になったということで、64歳以下の人については全額個人負担と、
こういうことですよ。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

65歳未満の方につきましては、現在のところ、全額自己負担ということとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 法律上、5類になってやむを得ないという側面もあろうかと思
います。ただ、季節性インフルエンザは、集中的に起こり得るのがほとんど秋から冬と。
今のように夏場にインフルエンザが、季節性のインフルエンザが起こり得るとい
うことはあまりないということを聞いております。ゼロであるかどうか、私、分
かりませんけれども。

これ、コロナウイルスの場合に、夏だろうが、冬だろうが、関係なく、ここ
のところで発生していたんですよ。とりわけ学校、それから病院、それから
介護施設等々、これらのところについては、最初コロナが発生したときに
優先的に接種をしたという経緯がございます。そこで、国の動きはどうか、
私、分かりませんが、今のところ、せめて医療関係者、あるいは福祉関係
者、学校関係者、ここでの接種については町が独自に単費で補填をしてい
くと、ある程度。金額は、これから議論するとしても、そのお考えない
ですか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

今のところ、町独自の補填の予定はありませんが、今後、近隣自治体の
状況等を見まして、検討していきたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 国の動きもあるし、近隣の動きがあるところもあり
ますから、それを見極めて、全員がどうこうということになるかどうかは
別にして、今私が申し上げたように、教育関係者、医療関係者、福祉
関係者については自己負担が軽減されるような施策を次年度の当初
予算に反映する形で、ぜひ検討していただきたいと思

います。もう一点は、先ほど同僚議員が質問してはいますが、文化セン
ターの備品の関係です。この前の先般の議案調査会では、見積合わせ
と入札は同じだという説明がありました。今日は、随意契約という言葉
になります。まず、財務規則上は、入札か随契しかありませんから、
当然だと思うんですけども、私そのときに申し上げたのは、金額
で随契なのではないですかと私は聞いたんです。ところが、そうでは
なくて、町内企業を優先するために随意契約だという答弁があり
ました。

そこで、随意契約上、工事で130万円、物品購入80万円、その
関係と今回の

額と整合性取れますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

見積随意契約の場合のその基準でございますけれども、確かに議員おっしゃる金額の部分、まず1つございます。それは金額によっていろいろ少額の契約だったらいかなる理由もでございます。

あと、それ以外に何項目かございますので、それぞれの項目に該当するものであれば、それに該当して随意契約として、契約を行うこととなります。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） これまでも同じように購入してきた経緯は、私も分かります。ですから、今回、ここの財務規則上どこに該当するかと聞いているんです、私。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

いわゆる地方自治法の施行令第167条の2の何号に当たるのかというところになるかと思えますけれども、ここ何台か購入している公用車につきまして、第5号の競争入札に付することが不利なもの、その中に理由がいろいろございます。工事の場合とか物品の場合とか、内容がございしますが、物品の場合で、いわゆる地理的条件によって、競争入札をすることが不利だというような部分、何でかといいますと、公用車、物品購入して、それで終わりではないわけでありまして。その後、整備なども当然必要になってきます。買ったところでしか整備できないのかと、そういうことはあるのかもしれませんが、やはり取り扱った業者が一番精通しているというようなことで、町としては、そのような理由で、特に町内業者から、公用車に関しては調達をしているというような状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） その思いは分かるんですよ、思いは。町内業者に仕事をやらせたいという思いは分かるんです。

ただ、私が聞いているのは、財務規則上のどこに書かれているんですかと聞いているんです。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 財務規則上は、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる随意契約の方法というふうな形で記載がございまして。それを使って公用車に関しましては、契約をしているというような状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） かみ合わないの、もう質問しませんけれども、やっぱりこれ指名競争入札でも構わないわけです。さっき総務課長、同じようなことを言っているんだ

から、入札と同じなんだと。指名競争入札できるのではないですか。まして、金額もでかいわけですよ。財務規則上、80万円と書かれているんですよ。これまでは別にして、いろんなこの間ありました、救急車問題をはじめ。しっかりここは入札、透明性を確保したほうがいい、そう思います。改めて、そこを答弁してください。

議長（佐藤定男君） では、最後の答弁。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

まず、1つはその金額で整理する場合と、それ以外の部分があるということは、まずご理解いただきたいと思います。全て金額が優先する、そういうことではございませんので、ですので、随意契約の中にも、場合によっては、公用車ではありませんけれども、何千万円で契約するものも中にはございます。入札に付するのが不利だというようなことで、そういう整理をしている契約も中にはございます。

さらに、見積りと入札のご意見でございましたけれども、仮に町内業者、どこもきちんと事務員さんがいて、書類を作れる業者さんばかりではありませんので、入札参加資格申請をしていただく際に、ファイル1冊、書類出していただく必要があります。そういう場合に、全ての業者さんにそういうものを作ったともらうのかどうか、物品については完全に義務づけているわけではありませんので、そういう部分運用をしておりますけれども、そこが可能なかどうか、そういう部分もございますので、そこについては、今までどおりで行いたいというふうには考えております。

書類作るのが非常に煩雑で参加できませんというふうに言われると、結局排除したんだろうというようなことを言われても町としては困るわけで、まず町内で調達できるものですから、これはそれぞれの条項に当てはめて、できるだけ町内から調達をしたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君、質問回数ありますので。

3番（佐藤 孝君） お答えは要りません。

役所の事務が楽になるとか、出すことも楽だ、そんなの誰でも分かっています。誰でも分かっていますよ。私がさっきから聞いているのは、自治法の施行令に書かれていることも分かっています。では、財務規則ではどこに書かれているんですかと。極めて単純明快なんですよ。そのことを私は繰り返し聞いている。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

八巻喜治郎君。

6番（八巻喜治郎君） 私のほうは、2款総務費の1項総務管理費の18節の質問をしたいと思います。負担金、補助金、交付金なんです。まちづくり推進協議会事業ということで222万8000円かかるんですが、ここは事業で会議とかいろんなものを検討している場合、実際に国見町に移住、また起業、新規就業するとなった方々に対して20万2000円、これで新規移住する方々の何ができるんですか。はっきり言って20万2000円で移住、起業、新規就業の何ができるんですか。

そして、東京のほうで起業の相談会あったと思いますが、他の市町村よりも国見町

かなり低い支援補助金だったら、移住・定住する方が来るかどうか、ここら辺どう考えてこの20万2000円を計上したのか、考えを聞かせていただきたい。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 6番八巻喜治郎議員のご質問にお答えいたします。

こちらの負担金補助及び交付金は、交通費の補助を行うというような中身でございまして、東京都内や県外に通っていた大学生がこちらで就職活動をする際に、その交通費を補助するというような中身です。

移住・定住に係る支援金及び補助金につきましては、国見町につきましては、移住支援金、住宅取得補助金、空き家改修支援金、子育て賃貸住宅、空き家バンクなど、県内でも手厚い保護を行っている町ということになりますので、今回補正お願いする部分と移住・定住支援に係る補助及び支援については、また別というようなことでご理解をいただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

6番（八巻喜治郎君） やはり国見町では、私、先日も一般質問しましたが、人口は減ってきて過疎化も進むんですから、進んでいますので、やはり移住・起業・新規就業者支援、これは他の市町村よりも国見町に行けばいろんな補助、交付金とか、有利であると思われるようなことを今後やらないと、口だけで町のまちづくり、町の復興なんて言っても、実際の中身がこれでは、来るべきことも他の市町村に行ってしまうというふうに感じるところはあるので、よろしく今後、予算設定の中でお願いします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 私は社会教育費の17節の備品購入費、車両444万円ですね。これ、なぜ今補正をして買う必要があるのかどうか、それと多分調べてくれていると思うんですけども、車検が来ているのかどうか等をお伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 7番宍戸議員のご質問にお答えいたします。

現在、生涯学習課で使用しております公用車レオーネバンが、購入から23年を経て老朽化しているため、安全性を考えて更新をしたいと考えているものです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） であれば、来年のほうでも間に合うんでないですか、今まで我慢してきたんですから、そう考えるのが通常でないですか。補正でなぜ444万円の補正を受け取って買わなきゃいけないのか。例えば、今全然故障をして走れないとか、そういうことでもないと思うので、その辺、ちょっと分からないですね。この補正で買うという意味がですね。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今お話ししたレオーネバンという車でございますけれども、これは平成12年9月に購入をしております。ですから、そこから数えて23年ということがございますので、当初予算で計上できればよかったところではありましたけれども、当初予算のその編成をしている際に、これは補正予算で対応すべきことかという判断を引地がしたために、今回の補正となったところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第74号 令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤定男君） 日程第18、議案第74号「令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 議案第74号についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第19、同意第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第4号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案に同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） おはかりいたします。

日程第20、諮問第1号から日程第22、諮問第3号は、同一議案につき一括議題とし、朗読及び質疑は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第3号を一括議題と決しました。

◇ ◇ ◇

◇諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◇諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◇諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第20、諮問第1号及び日程第21、諮問第2号並びに日程第22、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 諮問第1号及び諮問第2号並びに諮問第3号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

これから諮問第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

これから諮問第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長(佐藤定男君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午後1時より議案調査会現地調査を行いますので、玄関前にご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午後0時09分)

第 4 日

令和6年第5回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和6年9月13日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 令和5年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 令和5年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 令和5年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 令和5年度国見町石母田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 令和5年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 令和5年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 令和5年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 令和5年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 令和5年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第11 認定第11号 令和5年度国見町下水道事業会計決算認定について
- 第12 常任委員長報告
 - 請願第 3号 国見町大字藤田字日渡三地内造成について意見書の提出を求める請願

（追加日程）

- 第13 議員の派遣について
- 第14 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（11名）

1番 佐藤多真恵君	2番 菊地勝芳君	3番 佐藤孝君
4番（欠番）	5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君
7番 宍戸武志君	8番 山崎健吉君	9番（欠番）
10番 小林聖治君	11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君
13番（欠番）	14番 佐藤定男君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	菊地弘美君	総務課長	澁谷康弘君
企画調整課長	大勝宏二君	税務課長	佐藤光男君
住民防災課長	榊英則君	ほけん課長	佐藤温史君
福祉課長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局長	佐藤智宏君	建設課長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君
教育総務課長	大勝晴美君	教育施設課長	中條伸喜君
生涯学習課長	小野笑子君	農業委員会会長	八島富一君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	実沢隆之君	書記	八島章君
書記	豊野好洋君	書記	木村恒夫君
書記	丹治琴音君		

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇認定第1号 令和5年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤定男君） 日程第1、認定第1号「令和5年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定については、町長提案理由の説明に際し令和5年度個別の主要施策の成果として資料が配付されておりますので、質疑に先立ちましての説明は省略いたします。

おはかりいたします。

本認定に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って一問一答方式により質疑を行い、最後に全般的な質疑にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

なお、質疑にあたっては、議席番号、質疑事項のページ及び答弁者を告げて、1件ずつ質問されますようお願いいたします。

それでは、初めに、歳入について質疑を行います。

歳入については、第1款の町税から第21款町債までであります。

質疑ありませんか。

5番蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 歳入のほう、17款1項2目3節、決算書21ページ、企業版ふるさと応援寄附金15万円とあります。

個別の施策のほうですと、19ページ、まちづくり推進事業、その他の財源に書かれているみたいですが、この寄附はどこから寄附されたのでしょうか、詳細を教えてください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 5番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

こちらの歳入につきましては、企業版ふるさと納税ということになります。款で申しますと、先ほど議員のお質しのとおりの17款の寄附金ということで、令和5年度につきましては、15万円の歳入がございました。こちらにつきましては、寄附企業1社ということになりますが、企業の希望によりまして、匿名を希望されているということでございますので、こちらについては、内容についてはコメントを控えさせて

いただければというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 今問題になっている企業版ふるさと納税ですよね。また匿名ですか。匿名では、この企業版ふるさと納税の企業側のメリットが生かされないというふうに伺っていますが、その辺、いかがですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この企業版ふるさと納税、いろいろな経緯がございまして、重々承知しているところでございます。

ただ、結果的に税に関する情報を皆さんに公表するということがございまして、個人、法人ともになかなか厳しい事情があるということで、ご理解いただければと思います。

また、町としては申出があった企業につきましては、意向をしっかりと確認させていただいて、公表しても構わないという場合ですと公表し、匿名の場合については、制度の趣旨についてお話をさせていただいて、対応していきたいというふうに考えていたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、歳入については質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

初めに、1款議会費について、28ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に、2款総務費について、29ページから46ページです。

質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 議長、2款、3つありますけれども、続けてよろしいですか。

議長（佐藤定男君） はい。

5番（蒲倉 孝君） まず1つ、2款の1項5目財産管理費、決算書は32ページ、不用額1312万9000円とあります。備考欄に総務費・総務管理費・財産管理費へ流用と記載されていますけれども、これどのように流用したのか、すみません、勉強不足ですが、この流用でよろしいんですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご質問のこの流用に関しましては、当然規則上定められているものでござ

いますので、それに沿って運用しているというような内容でございます。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 1項1目12節、決算書でいうと30ページ、委託料の中の職員生活習慣病検診等770万8000円の内訳に、決算書には明記されておりましたが、ストレスチェック63万7000円とあります。これはどのような方法で行っているのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

ストレスチェックの方法といいますか、内容ということになるかと思えます。ストレスチェックにつきましては、全職員を対象としております。委託業者から質問の用紙が届くんですけども、それは全てウェブ上で行うことになっておりまして、それぞれ職員が合間を見てログインをして、そこの上で回答をしていって、委託業者のほうにそれが集約される、その結果が本人に返されると、そのような形で調査をしているものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 委託業者、これ信頼性のある業者なんだろうけれども、職員の方は本当に本音で回答できるシステムになっているんですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 基本的にその調査の方法の中で、回答した内容を直接、例えば所属長、いわゆる管理職がそのまま見るということは不可能になっております。結果についても、まず本人に返されますので、結果についても管理職がそれを、例えばですけれども、並べて見たりという、そういうことも不可能というようなことになっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 今、話題になっているパワハラとか、そういったものも本音で回答できるようになっているわけですね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君、別の質問。

5番（蒲倉 孝君） 別な質問です。

議長（佐藤定男君） どうぞ。

5番（蒲倉 孝君） 次に、同じ2款の1項5目13節、同じ決算書30ページ、使用料及び賃借料4220万5000円の内訳の中に公用車リース139万7000円、これ議案調査会で3台とお聞きしているんですが、単純計算で1台、月3万8800円のリース料になるんですけども、ちょっと高いような気がするんですが、車種は何

でしょうかね。ここのリース料が分かれば教えてください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） リース料でリースをしている車両の車種ということのお質しか
と思います。

まず、1台目がアルファードといいまして、7人乗りですかね、のいわゆるワゴン
タイプということになります。

次がトヨタのプリウスですかね、これはハイブリッドカーということになります。

あと、もう一台がちょっと車名忘れましたが、軽自動車で貨物タイプ、いわゆるワ
ンボックスの貨物タイプの車両の3台ということとなります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 車種様々ですけれども、ちなみにアルファードは月幾ら払っている
んですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 約ということになりますが、月6万4000円ほどになります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 余計なことですけれども、あまり距離の走らない車はリースのメリ
ットが出てこないの、減価償却したほうがメリットは出てくると思いますから、今
後はあまり高価なものは、毎月6万円も払うのかなと思いますので、ご検討ください。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 私のほうからは、主要施策の14ページのふるさと納税関係の2款
総務費、12節ふるさと納税業務委託料が8841万2000円、これは返礼品と発
送料と、こう書いてあるんですけれども、これ昨年度の人数も書かれているんですけ
れども、これ昨年度と比べると、若干少なくなっているのかな。

議長（佐藤定男君） 決算認定のページは、何ページですか。

8番（山崎健吉君） 37ページ。

議長（佐藤定男君） どうぞ。

8番（山崎健吉君） これ、返礼品って何が一番多いんですか、やっぱり。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品の種類、何が一番多いかというお質しかと思いますが、今非
常に多いのがエアウィーヴ、国見に立地していただきましたエアウィーヴの製品が一
番多いということになります。あと、その次が農産物関係、モモ等、こちらが後に続
くというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 約2億5000万円くらい収入というか、寄附金があって、それで8800万円ほどの返礼というか、送料を使ったんですが、その残りについてはどのようなところに町としては使っているんですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

決算額でいいますと、委託料が8800万円、お質しのとおりかと思えます。あと、積立金としてふるさと振興基金のほうに積立てをしているというようなことでございますが、この基金から、例えば道の駅の指定管理料ですとか、そういった支出に充てられているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 企画調整課長にお願いします。

38ページのプロモーション事業です。

国見C I事業が2か年間行われてきて、結果として非常に評判がよろしくないという町民の声があって、ロゴマーク等についても、もう採用されていない状況なわけですよ。それで、2か年間行ってきた事業の成果品のうち、どのようなものが令和6年度に反映されているのかお答えいただけますか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 3番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

このC I事業につきましては、令和4年から3年間の事業ということで進めさせていただいたところでございます。

令和4年度、令和5年度、ある程度結果を出して、町民の皆さんに意見聴取及び検討委員会の意見を聴取したところ、あまり受け入れていただけなかったというところで、もう一回、アウトプットについてはゼロベースでということになりました。

それで、令和4年度、令和5年度の業務の中で、どの程度、令和6年度に反映させることができたのかということでございますが、まず町民への聞き取り調査、こちらにつきましては、令和4年度、令和5年度実施しております。また、アンケート調査、都内に住む国見町にゆかりのある方の調査及び検討委員会や子どもたちのワークショップ、文献による調査、基礎データの収集、町の魅力の掘り起こしといったものについて、令和5年、令和4年で取りまとめを行ったところでございます。こちらのデータが令和6年度に繰り越すような形になりまして、国見町のC Iの理念の部分について整理していただけたらというような中身になっております。こちらの情報収集したものについて、令和6年度において、いわゆる基本理念、方針のほうに反映をさせまして、改めて仕切り直しをしたというところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） 令和4年のこの事業スタートのときに、言わば選定方法がプロポーザルでやったはずなんですよ。2者、業者が手を挙げて、結果として道の駅の提案、内部の内装等の提案をされた企業が落札をしたと。

ただ、多分、課長も分かっていると思うんですけども、道の駅の内装においてあまりこの企業、いいと言う方ももちろんいらっしゃいますが、私が聞いている範囲内では、国見町に合っていないというような話をたくさん聞いていました。だから、このC I事業がスタートするときに、本当に大丈夫なんですかという、私は疑問はありました。

何を言いたいかという、今年のC I事業、我々が提案していた、私も含めて何人かの議員も提案していましたが、参加する企業は負担が多くなりますが、やっぱりプロポーザルではなくて、内容を審査するコンペ方式にするべきだと、今度ずっと主張していました。この反省があって、今回、令和6年度は、そういうコンペにしたという理解でよろしいですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

このC I事業につきましては、議員お質しのとおり、令和4年度、令和5年度についてそれぞれ予算を組まさせていただいて、令和6年度においても、令和6年3月の議会で当初予算ということで、令和6年度の予算を組まさせていただきました。

その際に、皆様からいろいろ意見をいただきまして、経過といたしまして、事務局といたしましては、コンペ方式に中身を変えた形にしております。

皆様からいただいた意見を最優先に、やり方については検討させていただいて、今取り組んでいるというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） 決算と直接関係ないですが、参考までに、今回、C Iのコンペで応募された事業所数を教えていただければ、教えていただきたいし、まさかその応募の中に、今回、その駄目出しをされた企業は入っていませんね。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今年度仕切り直しをしまして、コンペをさせていただいております。参加した企業につきましては25社で、企業が多数参加しているというような状況でございます。

また、昨年度、令和4年度、令和5年度に関わりがあった企業については応募はなしです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） 総務課長にお願いします。

34ページに公用車の備品購入が上げられております。水道会計のほうとちょっと

併せてお聞きしたいんですけれども、議案調査会では、総務課のほうには8者であったと、それから水道のほうは4者と聞いております。2台しか令和5年度は、2台ですよね、購入。まず、それ聞きます。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

公用車の購入につきましては、令和5年度につきましては、2台ということございまして、見積りの取得の部分に関しましても、議員お質しのとおりでございます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 業者選定方法を教えてください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） ちょっと前提として申し上げておきたい部分がございますが、公用車の購入でございますけれども、総務課の部分と、それから上下水道課、いわゆる水道事業会計で購入する部分、こちらは水道事業会計の部分に関しましては、総務課のほうは一切、決裁の部分ではタッチをしていないということでございます。ただ、相談というか、アドバイス程度というふうにご理解をいただきたいと思っております。

総務課のほうでの購入に関しましては、町内、前にもちょっと本会議のほうでお話をしておりますけれども、町内の整備工場まで含めた8社にお声をかけまして、それぞれ見積りを提出をしていただきまして、いわゆる見積り合わせをして随意契約というような形で契約をしております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宋戸浩寿君） お答えいたします。

水道事業につきましては、町内3社と町外1社と4社から見積りを徴収しまして、随意契約をしたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 総務課長、まとめてお答えしていただきたいんですが、2台の契約相手、これは同じ事業者ですか、別々ですか、それだけお答えください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

契約業者については、同じ業者ということでご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に、3款民生費について、46ページから57ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に、4款衛生費について、57ページから64ページです。

質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 何ページから何ページでしたっけ。

主要施策で書いているものだから、ちょっとページ……

議長（佐藤定男君） 46ページから57ページ。

3番（佐藤 孝君） では、後でやります。すみません。

議長（佐藤定男君） 質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に、4款の衛生費について、57ページから64ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に、5款労働費について、64ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に、6款農林水産業費について、64ページから71ページです。

質疑ありませんか。よろしいですか。

渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 農林水産業費だということで、そのページ数は言ったので、主要の施策の成果ということで、くにみ農業ビジネス訓練の事業の成果について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

今回の決算額で1827万7000円と、その他の収入としまして1196万8000円ということになりまして、その中での繰入金、ふるさと納税基金ということで758万3000円を繰入金から取り崩しているというように理解しているんですけども、そうした場合はふるさと振興基金というものは残高というのはどういふふうになっているのかお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） ちょっと待ってください。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） ふるさと振興基金のほうにちょっと飛びましたけれども、令和5年度末の残高としましては、ちょっと待ってください、失礼しました。1億7037万6000円ということで、主要な施策の成果の13ページのほうに記載あるとおりでございます。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） そこで、総務課長ではなくて、産業振興課長にお尋ねします。こ

のように、総務課長になるのかな。

ふるさと振興の基金が1億7000万円ありますよと。そして、一般会計のほうから555万9000円というように、必然的に決算額の1800万円に対して400万円の収入というか、利益がありますよという形のを今までもずっとやってきているんですけども、このような形のやり方を今後も昨年度の実績というか、決算においても、多分同じぐらいの売上げというか、売上げが経費がかかり、400万円近くの売上げがあったというようなやり方がずっと続いていると思うんですよ。であれば、このような形で一般財源を500万円、あるいは何がしをつくりながら、この訓練所事業を続けていかななくてはならないのか。そして、本当にこれを続けていく、方向を続けていくとなるのか、ちょっとその点についてお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所につきましては、決算額で約1800万円の決算額となっております。その決算額に対してふるさと振興基金からの繰入れと農産物販売収入で財源は確保しているものの、一般財源として555万9000円ほどの支出があります。この一般財源の支出額については、おおむねこの金額程度で推移をしているものと思っております。

今後になりますが、くにみ農業ビジネス訓練所については、あくまで研修施設になりますので、収益第一よりも、新規就農者の育成が第一の目的になってございますので、ある程度の町負担はどうしても伴ってくるものと考えてございます。

なお、ビジネス訓練所の成果としまして、開所して以降、4組10名の方が国見町に移住・定住をして新たに国見の地で農業を始めています。移住・定住にもつながる大きな施設として、引き続き運営していければと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長からの説明で、研修施設であるから、多少なりとも町の負担は必要であるというような答弁がありました。

そして、10名ほどの新規就農者あるいは移住・定住が増えましたと。反論というわけではないですけども、移住・定住の10名がいる反面、地元の農業をやめてしまったという方もいらっしゃると思うんです。そうしますと、10名増えたからよかったねというだけでは、私は済まないと思っております。やはり農業をやって食べていけるんだ、農業で生活ができるんだという訓練所という意味合いをしているのであれば、まず訓練所というのは、あくまでも町でやる必要があるのか。ましてや、それであれば、町、県及び国からの補助をもらって訓練所として生活をするのか。

これは町長にお尋ねしたいんですけども、町として今後は、この訓練所を町単独で生かしていくのか、それとも県のほうで仕切ってもらおうというか、そういう形のものと考えているのか。やはり限りある財産というか、資金をつぎ込んでまでもやるの

は必要かと思うんですけども、これを本当に永久、ずっとやっていくのか、その辺の今後のやり方について町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず、このくにみ農業ビジネス訓練所の設立目的でございますけれども、これは国見町の基幹産業の農業、これの振興維持です。そのための後継者の育成、これを担う施設として設置をしたものでございます。確かに収支的なところでいえば、収入よりも支出が上回っているという、そういった結果になっております。

ただ、では、これを県あるいは民間の事業者がかなえられるかという、県のほうでも広域的な対応は農業総合センターであったり、果樹試験場であったり、いろいろな農業関係の施設がございますので、県が担当するのは全域的なところ、県全域的なところというような範囲になるのかなと思っております。

市町村で考えた場合に、国見町は基幹産業の農業の維持、振興、発展、このために町がこの施設を設置をして、そして、これは当然町だけで、この運営というのはできませんので、その運営の見直しといったものも、若干この4年の間にできております。農協の皆さん方との連携であったり、あるいは福島大学の食農学類との連携、そしてまたもう一つは普及所ですね、県の。失礼しました。県の普及所でございますね、そういったところとの連携。

これは農業試験場もそうなんですけれども、1つのコマを、研修の内容ですね、研修の内容を進めるときに、研修の授業というんでしょうかね、それを進めるときに、農協の皆さんとの関連でいえば、研修生をその農協が実施をする研修のほうに参加をする。あるいは、福島大学の食農学類でいえば、直接学類長とお話をした際に、それ以降、福島大学から先生を派遣をしてもらって、こちらのビジネス訓練所で研修のコマを持っていただく。あるいは、農業試験場や県という組織からは、まずは農業関係に従事をされてきた専門的なその知見を持っている職員のOBをこちらのほうに回していただくといった、そういったことをこの4年間で進めてきました。そういったことを考えたときに、確かに経費はかかりますけれども、まずはこの農業の維持、振興のためには、必要な施設だろうと認識をしています。ですから、当面の間、今の状態で訓練所の運営、維持は、続けていきたいと思っています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 同じ68ページのビジネス訓練所の関係でございます。

今ほど同僚議員も質問しましたが、これまでの説明は、計画的な事業収入を確保するんだと。最終的には、それで賄うという高い目標があったはずなんです。もう既にかかなりの時間が経過をしておりますけれども、令和5年度段階で目標としていた金額と現実の金額とどう乖離しているのかお願いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所につきましては、国の地方創生の臨時交付金を頂いて平成30年度に受入れを開始しました。国の臨時交付金を頂く際の計画書では、農産物販売収入を約1000万円で計上してございます。その数値に対して、令和5年度の決算額が438万5000円になりますので、目標に対して約半分程度の金額になってございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） それを何とかしろなんていう、今すぐはないんですけども、その現状をやっぱりみんな認識しないといけないと。国・県の補助が今ほとんどない状態ですから、まさに単費でここを賄っていると。

私の記憶違いだったら本当に申し訳ないんですけども、町長についてはビジネス訓練所の運営形態を含めて見直しをするんだということをおっしゃっていたんです。実は、先般の議案調査会で、担当課長のほうにその旨をどういう見直しをしたんですかという話をしたんですが、作物の見直しをしているという答弁はあったんですけども、運営形態あるいは運営方法についてはしていないという、何かお答えだったような気がするんです。ところが、今の町長答弁ですと、県だとかJAさんとか大学との協議、具体的な運営の再編といいますか、改革をしているんだということはありません。

私、聞きたいのは運営形態、今、町長おっしゃったように、私は広域圏でやるべきだと思っているんです。ここは広域圏で、あるいは県でね。町が単独でやるのは無理があると。その検討はされてきたのか聞きたいんです。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

確かに、平成30年ですかね、開所したのが平成30年から令和5年度までですと6年たっております。現在もそれを継続はしておりますけれども、確かにまたこれも収益的などころになりますけれども、町の持ち出しのその金額の大きさと併せて、先ほど産業振興課長がこれまで町内で新規就農、この修了生ですか、修了生の中で新規就農で国見町に移住・定住をした方々というのが4組10名と答弁をいたしました。その10名4組の方々が収入を得て、所得を得て、それで町に町税として税を納付していただいている、そのちょっと見えないところのプラス、町としての歳入といったものもあるのかなと思っています。

それと、今お質しの運営形態の見直しをこの4年でしてきたかということでございますけれども、先ほどこれも答弁をしたとおり、中身の細かいところはやってきたけれども、全体的にその運営の根本、このビジネス訓練所の運営を町が担って未来永劫続けていくべきなのか、それとも今、議員がおっしゃったような広域的な組織に近隣の市町を巻き込んで、広域的な施設にしていくのかという議論は、この4年間しておりません。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 人件費の関係と委託料の関係で、ちょっと1点確認させていただきたいんですけども、人件費がちょっと正確ではありませんが、全体足すと、570万円ぐらいになるんだね。委託料は、農業再生協議会に500万円ちょい、委託料で支出をしています。

これ、前から私、言っているし、意見があるところなんですけれども、何で委託料なんだと。結局、これ人件費なわけですよ、中身。だから、事業全体に占める人件費の割合が多くなり過ぎて、見栄えが悪いので、あえて委託料で再生協議会に出しているんだと私はそう思っているんです。でも、課長の説明では、そうではなくて、働く側のいろんな時差出勤であるとか、あるいは突発的な出勤であるとかいろいろあるから、再生協議会に予算づけをしているんだという話なんだね。

実際に、この指示はどなたがやっているんですか、作業の指示は。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

ビジネス訓練所については、令和5年度は、任期付職員1人、会計年度任用職員2人、再生協議会臨時職員2人の5人体制になっています。指示系統については、任期付職員が所長になりますので、そこからの指示になってございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） ここで答え求めませんけれども、やっぱりはっきりここは、人件費は人件費と出したほうが、悪いことをしているわけではないんだから、私はいいと思います。意見だけです。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑はありますか。

産業振興課長、どうぞ。

産業振興課長（佐藤智昭君） すみません、先ほど私答弁の中で、ビジネス訓練所の修了生で国見町に移住・定住した方を4組10人と答弁したかもしれませんが、4組12人の誤りです。申し訳ございません。訂正をよろしく申し上げます。

議長（佐藤定男君） 質疑ありましたら。

小林聖治君。

10番（小林聖治君） 個別の主要施策の成果の87ページ、決算書だと67ページになりますかね。

農業経営基盤強化促進事業について、産業振興課長にお尋ねいたします。

この促進事業について、4つの制度資金といいますか、次世代人材投資資金、経営開始資金、初期投資促進事業、経営開始支援資金と、この以上4つの資金のうち、それぞれ交付されておるんですが、その中で、例えば重複して交付されている人はおられますか、よろしく申し上げます。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

個別の主要施策の87ページ、こちらに町の支援事業として4点記載してございますが、こちらについては重複している方がいます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） その重複されている方は何名ですか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

5人になります。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君、3回目です。

10番（小林聖治君） 質問ちょっと変わるんですけども。

議長（佐藤定男君） どうぞ。

10番（小林聖治君） 分かりました。

それで、特にこの4つ目というか、経営開始支援資金についてなんですけれども、年齢65歳以下が要件の一つと聞いております。

そこで、この資金についてももう少し詳細にお聞きしたいんですが、よろしく願いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

個別の主要施策87ページの中段に20節貸付金として280万円、新規就農者への経営開始支援資金の項目があります。こちらについては、国見町単独の貸付事業になります。年齢については、議員お質しのとおり、65歳までの方が該当になります。新規就農する際に、やはり初期費用、例えば草刈り機、軽トラック等々を含めた相応の費用が発生してきますので、そういった費用に充てていただく目的で貸付けを行っているものでございます。5年後、引き続き就農をしていれば、償還免除になります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 最後です。

まさに、この65歳まで大丈夫ということなので、いわゆる会社とかで退職、例えば今大体65歳で定年になりますけれども、最終的なね。例えば、60歳ぐらいで早期退職されて、例えば新たに農業に対する意欲がある方、そういう方にとって、大変これいい資金であると思いますので、ぜひ今後とも拡充強化のほうよろしく願いいたします。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に、7款商工費について、71ページから74ページ

です。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 質疑なければ、次に、8款土木費について、74ページから79ページ。

質疑ありますか。

蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 8款ですよ。2項3目12節、決算書でいうと76ページ、委託料3095万7000円の内訳の中に、橋梁長寿命化修繕計画策定299万2000円。

個別の主要施策の成果ですと106ページ、橋梁維持事業の中ですが、令和4年11月に令和14年までの計画が作成されている資料を発見しました。30年以上経過しているのが79%、126あるらしいですけれども、そのうち79%が30年経過している、50年経過しているのが45%、57か所あるそうです。2か所は70年も経過しているという報告書を見たので、できれば議会のほうにも説明をいただきたいんですが、そういう計画はございますか。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 5番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

お質しの橋梁長寿命化修繕計画につきましては、5年に1度の橋梁点検結果を受けまして、随時見直しを図っているところでございます。

専門的、技術的な内容でございますが、今後説明の場を設けさせていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。

では、ご説明のほう時期を見てお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかには質疑ありますか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） なければ、次に、9款消防費について、79ページから83ページです。

質疑ありますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） なければ、次に、10款教育費について、83ページから106ページです。

質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 3つあります。

10 款の 1 項 2 目 7 節、決算書 84 ページ、主要施策では 4053 万 6000 円と
なって、決算書 3400 万円ですね。後で聞きます。

個別の主要施策でいうと 130 ページ、地域学校協働本部事業、議案調査会のとき
に訂正の金額、聞き漏らしたので、訂正の金額と、これ何名分の報償なのかお伺いし
ます。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

10 款 5 項 2 目の 7 節報償費、この中のコーディネーターとボランティアの報償の
金額というお質しでよろしいでしょうか。

こちらは、地域学校協働本部事業のコーディネーター及び指導員などの報償となっ
ております。コーディネーターにつきましては、5 名、統括コーディネーター、学校
支援コーディネーター、放課後支援コーディネーター、家庭教育支援コーディネータ
ーがいらっしゃいます。その 5 名の金額が 285 万 560 円になります。

そのほか、国見っ子わんぱく広場協働活動推進員、こちら 12 名いらっしゃいまし
て、56 万 7000 円になります。

また、英検対策講座、元教員の指導員 3 名、大学生などの学習支援員、こちらが
5 名、こちらの合計が 9 万 3240 円になります。

夏休み学習会、こちらの指導者が 2 名、学習支援員が 14 名、こちらの金額が
12 万 6120 円になります。

質問のできる学習室、こちらは指導者 1 名、学習支援員 11 名、合計 52 万
9840 円になります。

冬休み学習会、指導者が 2 名、学習支援員が 10 名、9 万 5160 円、こちらのト
ータルが 426 万 1920 円となるものです。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5 番（蒲倉 孝君） 課長、申し訳ありません、もう一度聞きますけれども、主要施策の
ほうの報償費は合計で 453 万 6000 円とあるんですね。決算書のほうの報償費は
340 万 2000 円、合計金額、これは私の見間違いですかね。

コーディネーターボランティアで 426 万 2000 円という主要施策には入ってい
たんですが、これどう足しても合わないの、ここの数字をちょっともう一度教えて
ほしいんですけども。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 議員お質しのただいまの報償費につきましては、決算書の
95 ページ、こちらの 7 節報償費の 453 万 5510 円のうち、報償金の一番下の欄
にございます報償 426 万 1920 円のものとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5 番（蒲倉 孝君） 違う質問です。

同じ10款で5項3目12節、決算書の96ページ、委託料3301万円のうち、検査設計等委託1129万4000円。

主要施策でいうと131ページ、観月台文化センター維持管理事業ですが、現地調査をさせていただいたときも伺いましたが、施設は30年経過しており、老朽化が進んでおりました。調査設計に1000万円超の歳出ですけれども、今後の修繕、改修、改築の計画の作成は考えているのか伺います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

10款5項3目文化センター費の中の委託料、こちらの調査設計委託料978万6700円のうち945万6700円、こちらの委託料で観月台文化センターの改修の調査を実施したところです。こちらは今後、全館の改修に向けて計画を立てていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） できれば、教育施設課長が前に説明していただいたように、小学校とか中学校同様に、何年には、こういうことをやるとかという計画書というのもつくる予定ですか。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

今後、検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） もう一つです。

6項2目14節、決算書でいうと104ページから105ページ、工事請負費1億316万6000円。

個別でいうと135ページ、体育施設事業、全体育施設の老朽化が著しく、大規模改修もしくは施設の統廃合も含む全体的な議論が必要と次年度以降の見込みに記載、これ成果のほうですけれども、されておりますが、観月台文化センターの体育館解体など、公共施設の見直しを行うと言ってから、こちら2年半以上経過しています。観月台文化センターの公園の橋、花見橋と月見橋、やっとなら補修等で渡れるようになりました。このような事態にならないように、今後の計画について、課長、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

社会体育施設の在り方の検討につきましては、先月、8月末に在り方の意見聴取ということで検討会をさせていただいております。そういった検討会を重ねまして、今後在り方について検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5 番（蒲倉 孝君） そういうふうに毎回毎回議論していきます、いきますと言って、2年半過ぎてているんですよ。3年過ぎてているんですよ。

なので、いつまでにこういうことをやって、いつまでこういうことをやるんだというのは、逆に町長、考えないんですかね。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

教育施設の関係で、その調査をして、ある程度の資料が整ったことから議員の皆さんに説明をいたしました。それと同じように公共施設、その学校教育施設以外の保育所、幼稚園、小学校、中学校以外の公共施設、建物のほう、これも既にご指摘のとおり、観月台文化センターも開館から30年経過して、かなり傷みが激しくなっております。それは、外観もそうですし、中の機器類もそうです。順次、その都度その都度対応はしてきたところではあります。これだけその都度その都度の対応が本当にいいのかどうか、町の公共施設全体を見たときに、管理計画も策定をしておりますので、そういったことを踏まえて、きちんと教育施設で行ったような調査、全調査というのは必要であろうと思っています。

それと併せて、例えば、観月台文化センターの体育館を取壊しはしましたが、では、あれに代わる体育施設が必要なのかどうか。また、これも公共施設の全体的な見直しの中で考えなければ、議論しなければならないことですが、本当に今まであったものを、ただ同じようなものを造ればいいのか、あるいは統廃合をして1つ、あるいは複数にまとめて今ある、例えば5つあるものを3つにまとめて、ちょっと複合的な施設が必要になってくるのか、そういった判断はもうしないといけないと思っています。

今年度の当初予算にそれを盛り込もうとしたんですが、なかなかそこがうまくいかなかった、そういったこともありますので、補正予算はなかなか厳しいのかもしれませんが、それも検討していくというか、補正予算も視野に入れながら、全体的な公共施設の今後の在り方の検討をする材料となる資料を作成できればいいと思っています。

本来ですと、施設を造った場合に、もうできた次の年からその管理計画のようなものを策定をして、何年次には、こういったことをやる、何年次には、こういったことをやるという、そういったその計画を立てるのが普通なんです。国見町は、それを行ってきませんでしたので、今そういうことをきちんと、幾ら費用がかかるのかといったことも踏まえて、検討しなければいけない、また検討というといつやるんだという話なんです。補正予算での対応が可能なのかどうかの見極めながら、皆さん方とちょっとお話をしたいと思っています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5 番（蒲倉 孝君） 再度、町長から答弁いただきましたので、先ほど話したとおり、あの公園の橋みたいにならないように、スピーディーに対応していただければと思いま

すので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかにございますか。

佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） 今の生涯学習課長の答弁でちょっと確認させていただきたいんですけども、観月台体育館の再建築をどうするかというのは今の町長の話で整理ができていると思います。

ただ、そのときに私もいろんな方に話ししていますけれども、体育館の再建築を体育施設として再検討するのか、公園の一つとして検討するのか、観月台文化センターの一部として考えるのか、これについては整理をするという話だったんだね。その組織については、まだ出来上がっていないはずなんです、今、町長の答弁のとおり。

先ほどの生涯学習課長の在り方懇談会というのをもう一回聞きますけれども、それは何の検討の懇談会なんですか。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

現時点での社会体育施設の在り方の検討会につきましては、町全体の体育施設の在り方についてのお話を体育関係者の方々からいただいているところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） では、町長、先に。

町長（引地 真君） 付け加えます。

現時点で観月台文化センターの体育館に代わる体育施設に関しての意見聴取というのはおとし、タウンミーティングという形で実施をしました。ただ、そこから2年経過をしまして、また、その2年前に意見を聴取をした対象の方々というのは、これまで文化センターの体育館をお使いになっていらっしゃる方々だけだったものです。

今回、あの跡地をどうするのかといったところもそうなんですけれども、まずは体育施設、これも一番新しい体育施設でも既に20年が経過しております。これは中学校の柏葉体育館が今年で20年経過をしております。そういったことを考えたときに、まずは体育施設に関してどういった考え方をそれぞれの方々が持っていていらっしゃるのか。これまで観月台文化センターをお使いになっていらっしゃる方々の意見は既に聴取をしていますから、それ以外の体育関係団体の方々に意見を今お聞きをしているということ。全体的な話合いというのは、先ほど引地が答弁したとおりなんですけど、まずは今求められている観月台文化センターの体育館、観月台文化センター体育館のその代わりになるものがどうなのか、場所もどうするのか、そういったことをちょっと意見を聞くという、町側がこうだ、ああだというものではなくて、どうなんでしょうねという、ざっくばらんという言い方はないですかね、自由な意見をお聞かせいただいて、あとその次の引地がお話をしたような全体的な公共施設の見直しのための意見聴取、検討委員会のようなものにつなげていければいいのかなと思っていますところ

です。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 総合計画審議会でも私、話をさせていただきましたが、駅前開発の一つとして駅、それから駅前の今あるアカリとか、そういう整備、観月台公園、藤田商店街、道の駅と、この動線の中でどうするんだという意見もあるわけですよ。そうではなくて、体育施設として捉えるべきだ。一方、公民館のほうでは、公民館の一つ、文化センターの一つ、繰り返しになりますけれども、一つとして整備をするのも考え方としてあろうと、そこなんです。では、一体どこで議論するんですか。課長は、体育施設の今議論というか、話を聞いていると。ここは入っていないんですかと聞きたくなるわけですよ。どっちなんです、これ。みんなこれ藤田の人、あるいは藤田以外でもどこで議論してどう決まるか分からないわけだから、それ興味ありますから、ぜひ答えてください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

確かに説明する側は、頭の中でいろんなことを考えながら説明をしておりますけれども、説明をお聞きになっていらっしゃる方々は、我々の頭の中はなかなか見られないので、難しいと思うんですね。言葉が足りないということがまずあります。

藤田駅前と、あとは今、議員がおっしゃったそのエリア、エリアで考えるといったこと、これはまず国土交通省の立地適正化計画というものを今ちょっといろいろ検討しているところなんです。それがあ程度骨子的なものがまとまったら、あとは皆さんにお示しをして意見をいただいて、あとは国のほうに出してやると。

この国土交通省も立地適正化計画というものをつくらないと、国土交通省の交付金や補助金というものに上乗せをして支給をするということができないといった、そういったお話もいただいていますので、今おっしゃったような藤田駅前、あとは観月台公園、観月台文化センター、あとは商店街、あとは道の駅といった、そういった藤田地区の広いエリアでちょっと計画を立てるための今準備を進めているところですから、その計画がある程度、町側のその考えがまとまった時点で、ちょっとご意見をいただければなと思っています。

最終的には、今個別にいろいろちょっと必要に迫られてやっているところもありますが、それはいずれ収れんして一つのものにまとめていくという、今進めているいろんな意見の聴取というのは、大きな検討会のような組織ができた場合に、その分野別の部会的な位置づけとお考えをいただければいいのではないかと思います。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかにほございせんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に、11款災害復旧費から14款予備費について、106ページから108ページです。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） では、ここで11時20分まで休議します。

(午前11時09分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

(午前11時20分)

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 歳入歳出の全体的な質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） では、ほけん課長に2つあります。

1つは、主要施策の82ページ、母子保健の関係でございます。

決算書は57ページから59ページのちょっとどこかに載っているはずですが。

その中に眼科屈折検査機器、これ備品購入費で補助事業で行っておりますが、この機械で乳幼児の目の検査をしているはずなんです。私も病気が先天性の弱視と斜視ありますけれども、それから小児の白内障の、先天性の。それから、小眼球症、網膜細胞腫、様々あるはずなんです。この機器はどの辺までの病状といいますか、その病気あるいは異常を発見するものなんですか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 3番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

こちらの検査機器につきましては、お子様のほうの近視、乱視、遠視、不同視、斜視、瞳孔不同などの異常を検査です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） そうしますと、何歳までやっているか、ちょっと私、この前の議案調査会で聞かなかったんですけども、対象年齢、それからこれまでの発見といいますか、検査結果、異常を見つけた数がもし分かるんだったら教えていただきたい。

それから、あわせてどなたがこの検査機器を使っているか、使用しているというか、作動させているのか、それも聞きたいと思います。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 健診につきましては、3歳6か月健診までの健診で使われております。直近の健診におかれましても、3名のお子さんについて異常があり、病院へ受診するように文書でお渡ししています。

検査につきましては、子ども支援員のほうで検査をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 障害福祉の関係について聞きます。

主要施策ですと、74ページになります。

毎回、私、聞いているんですけども、ヘルプマークの普及の関係です。令和5年度当初と年度末の数については34件の交付から47件、13件増えているんですけども、交付者数の内訳を教えてください。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

肢体不自由については12、内部については4、聴覚については1、視覚については5、知的が5、精神8、発達1、難病4、その他7となっております。合計で47名です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） その他の部分なんですけれども、妊婦さんの数を教えてください。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

妊婦さんには、現在、ヘルプマークは交付しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 先般、私どもの、私もそうなんですけれども、片目しか見えない人の全国組織在りまして、東北の実は集会があって、そのときに神奈川県の方いらっしゃいまして、実はうちの神奈川の三崎か、ちょっと名前忘れちゃったんですけども、その何とか半島のところの自治体で、いや、うちのほうは妊婦さんのヘルプマーク多いんだという話を伺ったんですね。今、国見町はゼロということなんですけど、妊婦さんを保護するといいますか、表示する、あるいは何かあったときに助けていただくというものについてはあるんですか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 国見町では、妊娠届出された際に、健診の受診票のほかにマタニティマークのキーホルダーを妊婦さんに配付しています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） では、続いて、ほけん課長のほうに2点お願いします。

子ども医療の関係です、決算書でいくと53ページから54ページなんですけど、

資料によりますと、いわゆる現物支給、現金を払わないで、医療機関にかかるという子どもさんは、この数、ここに出ていますけれども、償還、一旦払って、後で役所からお金戻すという償還払いですね。これの数がここに61件というデータがございます。県内が27、県外が34件、合わせて80万円かな、80万円の償還払いがあ

るんですよ。県外は分かるんですが、これ県内の償還払いというのは、これどういう内容なのか教えてください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

県内の償還払いにつきましては、主な理由としましては、子ども医療のほうが高額になる場合、2万1000円ほどですが、それを超える場合につきましては一度払っていただいて、内容を審査してから支給するということになっておりますので、その内容が主な内容となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 県外の34件、これについてはたまたま旅行先出かけたときにちょっと具合が悪くなった、あるいはけがをしたという診療でよろしいですか、主なものとして。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

議員お質しのとおりでありまして、たまたま県外に行った場合、もしくは高度な医療とかで県外の医療機関に受診しているケース等がありますので、その内容となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 決算書の59ページから60ページ、健康診断の関係です。

主要施策でいくと、69ページになります。

社会保険の被扶養者の方の健診率をどう上げるかというのは、これは事業所、それから我々、この行政に携わっている者、同じ課題になっているんです。どうもその被扶養者の健診率が悪いと。そこで、令和5年度の被扶養者の受診者数、教えてください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

令和5年度の町の総合検診におけます被扶養者の受診者数につきましては、全部で89名となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 捕捉がどこまでされているか、私、分かりませんが、多分、全体数はつかんでいないはずなんです。事業所が会社に勤めている方の奥さんなり、旦那さんに受けるように動機づけをすると、これ原則だと思いますが、それだけではやっぱりちょっと足りないのかなという思いがしております。

そこで、その被扶養者の対策を令和5年度どのような形で行ってきたか教えてください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

令和5年度におきましては、社保の被扶養者につきましては、積極的な勧奨までは至っていないのが現状でありまして、広報紙や検診ガイドの中で、総合検診で受けることができますという案内をしているにとどまっている状況であります。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 7番です。

私は国見町公営塾、放課後塾ハルについてお伺いさせていただきます。

たまたま昨日、ハルを訪問させていただきました。私、2回目なんですね。

主要施策の130ページ、地域学校協働本部事業、生涯学習課の中に書かれております公営塾運営事業。

それと地域おこし協力隊活動事業、企画調整課、23ページということで、2つに分かれているんですけども。

私、一般質問で学力テストの問題、一般質問させていただきました。その中で、中学校、国語、数学、相当低いというのは、何だ、これとはみんな思ったと思うんですよ。これ、生徒が悪いどうのこうのではないですよ。感覚的にそう思ったと思います。

その中で、私もうちょっと国見町公営塾、資金も投入されていますので、放課後塾のハルが活用されていないのではないかなと私は昨日感じました。ハルの方は、結構指導方法なり、精通していらっしゃるしまして、そのバックボーンにF o u n d i n g B a s e という会社がついているんですよ、全国的な学習ノウハウの会社なんですよ。

私、これ聞いて初めて、ああ、そうか、協力隊自身が単独でやっているのではないんだなということで、監査のときも確認しましたんですけども、そういうF o u n d i n g B a s e がついているんですよ。これ、やっぱりこれだけの資金を投入して有効活用がされていないということで、この辺がちょっと私はお聞きしたいなと思うんですけども、これは教育委員会、学校、それとハル、連携を密に取っていただきたいなと思うんですけども、この辺の連携どうなっているのか、令和5年度お聞きしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 宍戸議員のご質問にお答えいたします。

国見町公営塾の放課後塾ハルでは、小学部と中学部において学習を実施しているところです。小中学校とは、入塾申込時の児童生徒への声かけですとか、また学校行事、放課後時間の変更によって、放課後塾ハルの事業についても日程変更になることから、そういった連絡体制を構築をしているところです。

そのほか、成績などについては個人情報観点から共有はしておりませんが、学習

の進み具合の情報などは共有しまして、小中学校の学習内容に合わせた学びを提供するという形で連携をしております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 私は、令和5年度決算の中身見させていただきますと、教育関係の費用、そんなに変わっていないんですよ。多分このままいくと、来年度も同じような傾向だと思いますので、その辺もちょっと考えていただきたいなと思います。

放課後塾ハル、中学生等、結構少ないんですよ、入塾されている方、それは個人個人だということなんですけれども。この辺、もうちょっとPRをしないと私はいけないのではないかなと。皆さん、やっぱり関心は持っているんですけれども、よく分からないという父兄、生徒がいるんじゃないかなと思うので、その辺のPR、これ生涯学習課だけの問題でなく、教育総務課の私は大きな課題であるとは思っていますよ、この教育については。その辺、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

放課後塾ハルの募集というか、PRにつきましては、放課後塾ハルと協力しながら、小中学校を通して募集のチラシを配布させていただいたり、あとは、そう、町内の回覧等でもお知らせをしているところでございます。今年はパンフレットを作成させていただきまして、配布を予定しております。そういった形で今後も情報の提供をしていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 最近、学校現場では、労働環境がきついか、もうちょっと時間、きついで、大変だという、どこも同じなんですけれどもね。どんな労働環境もただ単にその教員だけがきついのではないんですけれども、この辺、きつかったら、ここは我々はきちっとやるけれども、そのほかは、例えばこういうハルを利用してもらいたいとか、そういうすみ分けをやらないと、全て抱え込んでしまって、分からない生徒のほうもずっとそのままになっているというような傾向があると思うので、その辺のすみ分け、もうちょっとその辺のハルの利用の仕方があると思うので、その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

公営塾などの塾につきましては、児童生徒さん個人の希望により受講するものと考えておりますので、希望があれば放課後塾ハルのほうで学んでいただければと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） これ以上の議論については、決算の範囲……

7番（宍戸武志君） 意見だけなんですけれどもね。

もうちょっと危機感を持って、生徒を大事にして教育していただきたいなと思います。何か聞いていると、ほとんど何か我関せずみたいなことなので、もうちょっと児童生徒を大事にするような国見町、関心を持ってお願いしたいなと思います。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかに。

山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） ちょっと今、宍戸議員も質問されましたので、ちょっとダブるかもしれませんが、決算の36ページから38ページで地域おこし協力隊事業、2款の12節の委託料の関係なんですけれども、その中で、1節の中で報酬としては401万6000円上がって2名と、こういうふうになっているんですけれども、その下の委託料、12節の中では、それから協力隊員の活動費とか、委託型協力隊活動支援2名とかと、こういうふうな分け方がもう一回になっているんですけれども、結局この地域おこし協力隊員の人数というのは、これ正式には2人で、あと2人というか、7人くらいはプラスアルファというか、お手伝いみたいな感じでやっているんですか、これは。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 8番山崎議員のご質問にお答えいたします。

現在、地域おこし協力隊におきましては、令和5年度につきましては、7名が活動しているというような形になります。内訳につきましては、放課後塾ハルが5名、関係人口は2名ということになります。

また、令和5年におきましては、インターンの受入れということで、いわゆるお試して国見町に2週間程度来ていただきまして、国見町が地域おこし協力隊という活動をするのに、合うのかどうかというのを試していただくということで、昨年につきましては、2名受入れを行ったというような形になってございます。

なお、令和6年度におきましては、9名の地域おこし協力隊が活動しているというような中身になっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） すると、去年につきましては、正式というか、協力隊が7名と。そして、今年については2人足して、9名の協力隊員が採用されたと、こういうことでいいですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の9名につきましては、内訳が若干変わってきたということになります。関係人口については5名ということになっております。ハルにつきましては、4名ということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） 私も宍戸議員とともに、昨日、公営塾ハル見させていただきました。結果的に、私がこの間、一般質問で言ったように、国見町の中学生、小学生も含めて低いねという話について、改めて協力隊の方にお聞きしました。今年の3月に何か着任したような人だったんですけれども、そのときには、私が一般質問のときには、公営塾ハルとは十分に協議をして運営を行っている、というような答弁だったんですけれども、若干あっちでは話はしていませんと、こういう話だったんですけれども、ちょっと話がずれますけれども、その辺はどうなんですか、総務課長。

議長（佐藤定男君） 山崎君、もう一度、質問の内容をお願いします。

8 番（山崎健吉君） いいですか、この間、私、一般質問の中で点数が低いですねと。ですから、公営塾の教育方針が大分いいという話を私しました。そうしたら、町のほうは公営塾と教育委員会もいろいろ打合せをして前に進んでいきたいという話だったんですけれども、まだ一回も公営塾ハルはお話ししたことがありませんという話だったんですけれども、本当にお話ししているんですかという話をお聞きしています。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

放課後塾ハルと小中学校との連携については、先ほど宍戸議員にお答えしたとおりとなっております。

また、過去には、中学校で総合学習の時間を放課後塾ハルでいただきまして、授業をしたという実績もございます。ただ、今年度につきましては、そういった授業はしていないということから、ハルのスタッフのそのような話になったかと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

先日の一般質問の際にも答弁しましたが基本的に学校と塾の役割は異なりますよというようにお話をさせていただきました。学校は学校での役割を進めているところがございます。それに伴いまして、塾については町と教育委員会のほうで進めていますという話をしました。町として公営塾を進め、子どもたちへの個別に対する学力向上、学習意欲の向上について取り組みを進めていきたいと考えています。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） すみません、先ほど山崎議員のご質問にお答えしました令和6年度の地域おこし協力隊の内訳でございますが、すみません、私、関係人口5名、ハル4名と申しましたが、大変申し訳ございませんでした。ハルが2名で、農業関係が2名ということで、合計9名ということになっております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

渡辺勝弘君。

11 番（渡辺勝弘君） 企画調整課長にお尋ねいたします。

主要の施策でいいますと、20ページ、決算書でいけば37ページから39ページということになりますけれども、内容につきましては、定住化促進総合対策事業ということなんですけれども、これは大坂団地のリノベーションをした工事ということで、今実質4部屋の中に3部屋だけが入居していると、残り1部屋は、これからだということをお知らせしました。

その上で、やはりここに建物を建てる前に、ある程度そのような要望、この町に来てほしいというのでいろんなことをやった上で、要望がたくさんあるというような中での建物に換地したのかな、それとも建物を先に造って、この状態にありますよと言って人を集める形を取っていたのか、その辺の中身についてちょっとお尋ねします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

まず、この大坂住宅のリノベーションにつきましては、先行事例といたしまして、駅前にアカリというシェアオフィスという言い方しますけれども、そのような施設が先行してございました。そのシェアオフィスにつきましては、満室ということで空きを待っている方もいらっしゃるというような情報を得たところでございます。企業とか、会社というか、商売を起こすとかということで、需要があると考えていたところでもございましたので、その計画について遊休の町不動産がございましたので、リノベーションをさせていただいたというような中身になっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長が言うように、そのような欲しい方というか、利用する方がいるだろうというような形で、この建物を建設に向かったというようなご答弁ですけれども、実際、今の状況、つまり部屋が空いているということは、そこに入ろうとする方がいらっしゃらないと判断する場合には、今後の対策として、何か考えてはいるとは思いますが、ただPRしますだけではなくて、具体的にどういう形をしていきたいのか、その辺をちょっとお質しがしたい。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

現在、大坂オフィスにつきましては、4部屋中3部屋が埋まっていて、1部屋について、今空きがあるというような状況でございます。この1部屋につきましては、問合せ来ているところでございます。先月に内覧を行った方も1名いらっしゃいまして、今、その回答待ちというような状況であるところでございます。

それで、今後、その方がいわゆる駄目になった場合、どういうふうにPRしていくのかということですが、こちらの施設につきましては、町外の方に入っていくというものを前提としております。

よって、外向きの情報の出し方としては、今のところ、SNSの発信等で力を入れる、また口コミ情報発信を強化し、充実を図っていくというようなことで、国見町にはこういう施設があるんだということを町外に浸透させていきたいと考えていたとこ

ろでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかにございますか。

渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 対策を取っていただけるということなので、それはお願いしたいと思っております。

それで、議案調査の中で、今後はどうするんですかというときにハード面、つまりこのような要望があれば行くのかなと思ったら、ハード面はないというような答えがありました。

つまり、ハードはつくらなくて、今までのものというか、今脇に住んでいる方というのは、まだ住んでいらっしゃいますので、実際そのような方がいらっしゃる限りは、新たに進めることができないという意味なのか、まるっきりもうこれでおしまいと、こういう事業に対してはやる気がないというのは失礼ですけれども、こういうのは一回中止をしているという考えなのか。

そして、やはり大変申し訳ないですけれども、周りの住宅は低所得者であるということで、やはり自分たちが住んでいる住宅と今回新しくできた住宅というのは、相当のギャップというか、格差があるんですよ。そうすると、そこに住んでいる方は、いずれ自分もこうやってくれるのではないかとか、なってくれるのかなという勝手な思いをする可能性もあると思うんです。であるならばと考えるというのは、私だけかもしれない。であれば、やはりハード面はどういう考えをしているのか、一旦そういうものを止めて、あるいは今の住宅地である方がいなくなったら、また計画を進めるという形をするのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、このリノベ、大坂オフィス事業につきましては、全体の計画としては、ここ1棟のみということで進めるのではなく、いわゆる関連施設、このような遊休不動産があれば、にぎわい創出のために、また着手するというような、長期的な展望の計画です。

それで、いわゆる住宅政策とはまた別問題というように捉えているところでございますので、現在、このいわゆるリノベ事業につきましては、具体的な計画にはないというような状況でございますが、遊休不動産やリノベが必要な物件がございましたら、町としては、ぜひ取り組んでいきたいというふうに考えていたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

八巻喜治郎君。

6番（八巻喜治郎君） 私のほうは、個別のほうの118ページですね。

学力向上対策事業の成果ということで、教育総務課のほうです。

令和5年度学力向上対策事業の成果、これ結果出ているのです。国見町の小中学生

の学力は相当低いとそういう結果が出ているのです。

そこで、この学力向上対策事業の成果の中身を見れば、学力向上に対して何をやったのかと疑問がいっぱいなのです。中身はテスト。テストの実施と。テストただけで国見町の子どもたちの学力は上がりません。これ、学力向上対策事業でなくて、学力確認事業です。令和5年は。

今後、学力向上のためにどのようにすればよいのかと、子どもに教える側にとって、教育の現場でどのように子どもに理解させるための研さん、啓発を進めていくのかというのが入っていないのです。

テストただけでは学力は向上しません。したがって、今後真に国見町の未来をつくる子どもの学力を上げるために、今後どのように研さんして子どもに教示するのかということは、教育総務課のほうではどのように今度考えていくのか、お聞きしたい。
議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

学力向上のためには、授業の質を高めることが第一であると考えております。

しかし、そのほかにも教育にかけるお金の多少によって高校進学、それに必要な学費や生活費、習い事や通塾費などに差が生じるというような経済的な背景もあると考えております。

また、保護者が子どもの教育に熱心かどうか、家庭の中に本がたくさんある、家族との豊かな会話があるなどの文化的な背景も影響すると考えておるところです。

ほかにも塾や習い事の選択肢など、教育の機会の多少に差があるなど、様々な要因があると考えております。

全国学力学習状況調査の専門的な分析結果からは、学力が高い学校の特徴として、授業などでアウトプットさせる、教科を超える、学び合う活動が多い、個に応じたきめ細かい指導を大切にしている、一人一人を認め基礎、基本を全ての子どもに保障するインクルーシブな学校を目指し、それを実質化しているなどが挙げられているところです。

点数を上げる小手先の技術ではなくて、授業改善を正攻法で追求し続けることで、通塾率が低いのに全国トップクラスになったという宮城県の大河原小学校の事例もあります。

児童が自主的に議論し意見を出し合う授業スタイル、家庭学習の充実したサポート、スマートフォンの使用時間制限など、町全体の教育への熱心な取組が高い学力を支えているということでした。

教育委員会としては、これらの事例を参考にしまして、小中学校の授業の質的改善に向けて、町教育委員会指導主事及び県北教育事務所の指導主事の派遣要請を積極的に行ってまいりたいと考えておるところです。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかにほごございますか。

佐藤孝君。

3 番（佐藤 孝君） 教育委員会に2つあります。

まず、教育総務課です。

主要政策の120ページ、決算書で行くと57ページに病児病後児保育の負担金が26万1200円が決算書に記載されておりますが、これ伊達市に支払っていると。

そこで、事前の議案調査会のお話ですと、令和5年度はゼロと。ちょっと私には信じられない数字だったのです。過去ずっとゼロなのか、そこだけちょっと聞きたいのです。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

令和5年度、令和4年度の数字でございますが、利用はなかったというところですので。

議長（佐藤定男君） 佐藤孝君。

3 番（佐藤 孝君） 病気にならない人はいないわけなので、私、ちょっと思っているのは、正しいかどうか分かりませんが、この制度を知らない方はいないと思うのです。ただ、利用の仕方が分からないという方がいらっしゃるのかなと思っています。

そこで、教育委員会のほうに病気になったときどうするのですかと問合せ等ありますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

問合せについては、いただいております。

以上です。

議長（佐藤定男君） 佐藤孝君。

3 番（佐藤 孝君） 教育施設課に聞きます。

これまでの主要政策の中に、くにみ学園があったのですが、今年はどういうわけか消えております。事業をやっていないわけではないので、そこで、昨年6月定例会でゼロベースにすると。もう一回議論し直すのだというお話がありました。

そのときに、広く町民の声を聞くと、あるいは保護者からまず聞くのだという話がありましたが、令和5年度でどのような団体あるいは場で、この種の話をしてきたのかお答えください。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

令和5年度くにみ学園構想凍結、ゼロベースで議論を進めると言うことからの取り組みについて、昨年7月に県北中学校と国見小学校の保護者を対象にそれぞれ説明会を行いました。

この説明会におきましては、くにみ学園基本構想の凍結の経過等について説明をし、アンケート等を行ったところでございます。

続きまして、9月に幼小中の保護者、教員が参加する講演会がありまして、その後パネルディスカッションという形式でPTA連絡協議会の会長と町長、教育長によ

るパネルディスカッションを行いました。このときは参加者に対してもアンケートを取ってございます。

続いて、1月から今年度の4月までにわたりますが、保、幼、小、中それぞれにおいてPTA役員、保育所におきましては保護者会の役員を対象に座談会という形で、これは教育、保育全般においてご意見、ご要望を伺う取り組みをしてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤孝君。

3番（佐藤 孝君） 時間も10か月ぐらいですかね、協議してから、しかたっていないので、当然限定されているということは分かります。

専門家の方の話を聞いたり、いろんな場面でこの話をすると、やっぱり教育環境の変更というのは大きな変化だと。したがって、そう簡単に一朝一夕に物事解決できないし、いろんな考え方があるので、私が聞いた範囲内では短くても3年でしょうねと、下手したら5年ではないのという話を聞いております。

そこで、これからどういう方々にどういう形で聞くのか、今はまだ決まっていないと思いますが、ぜひ、教育というのは、ご案内のとおり今いる方々とその保護者だけが教育を受けている方ではないわけです。これからの方、あるいは子育てを終わった方々、それから、孫がいる方々。様々な世代年代の方々の意見を聞かないとこれは済まない。

まして、これは静岡でもあった話ですが、やっぱり学校そのものが地域の経済に及ぼす影響も大きいと。様々なそういう経済団体の話もやっぱり聞く必要があるだろうと。

その意味で、これからどういう形で様々な意見を聞いていくのか、まずはですよ。まとめるのは後にしても。今、もしその案があるのだったら参考までに聞かせてください。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

これからの進め方について、いつからこういうことを進めるということは、決まってございません。ただ、令和5年度に建物の健全度調査を行いました。昨年の住民説明会等におきまして、または、この間の議会におきまして、建築費用さらには維持管理費についてどういうふうになるのかという部分のご質問に対して、町及び教育委員会におきましては、その根拠を持っていなかったものですから、それをお示しすることができませんでした。

ただ、昨年行った健全度調査におきまして、建物の今後の維持管理コスト、その試算ですね、概略になりますけれども、つかむことができました。さらに、今ある施設の劣化状況の把握、これもできたと思っております。

これらも踏まえまして、より多くの方々に教育の面、あとは、公共施設としての教育施設を今後どのように維持管理していくのか、そういう視点でご意見を伺っていきたいと考えております。

いずれにしても、何かしらの検討委員会、このようなものが必要になるのかなと思っておりますけれども、6月議会において答弁したように、まず教育課題の解決に向けて、教育ビジョンの改正、そういったものも含めながら検討していく、この視点が1つ。あとは、建物の在り方を今後どうしていくのか。これを個別施設計画にどのように反映していくのか、この視点が2つ目の視点として、話し合い、ご意見を伺う場面をつくっていきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤孝君。

3番（佐藤 孝君） ぜひ幅広い声を聞けるように、長い目でぜひ進めていただきたいと思えます。

実は私、ちょっと皆さんの考え方と違って、同じ方ももちろんいらっしゃると思いますが、幼稚園と保育所は別々にやるべきだと思っているのです。小中の考え方は別にして、いろんな考えがありますから、そこで、先般の一般質問で蒲倉議員が質問しましたが、町民の中に様々、今、ゼロベースと言ったときに、今、どの時点から議論が始まるのだという方、いっぱいいらっしゃるのです。

ですから、私の認識が甘かったせいかもしれませんが、私は、同じ敷地内あるいは同じ1つの学校で議論が進むものと思っていました。

先般の町民の方からこれからどうするのだという話があったものですから、私は、その考え方がちょっと違っていたのを分かったもので、ゼロベースと言っているのだから、そもそも振興計画、総合計画のスタート地点ではないのですかということも申し上げました。正しいかどうかは分かりません。

ぜひ、今、どの時点なのか。ある人は中間報告が出された、凍結された、凍結は溶ければそこからスタートだという人もいます。あるいは、一貫校でやるべきだという町の考えでしょうという人もいれば、いやそうではなくて同一敷地内であればらだってという人もいます。そういうべき論ではないです、そういう認識に立っている方がいらっしゃる。

今、どの時点なのか、お答えください。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） 凍結をした基本構想におきましては、お示ししていたように認定こども園と義務教育学校を同一敷地内に併設をするといった形が国見の教育環境としていいのではないかと考え、様々ご意見をいただいたところです。

ただ、今、議員お質しのとおり、様々な意見がございました。認定こども園をつくったほうがいだろうや、義務教育学校のほうがいだろう、それが1つのほうがいいよねという意見もあれば、ばらばらでいいのではないかと、これは先ほどご説明した保護者説明会や座談会の中でもそれぞれ意見をいただいているところです。

昨年、凍結をしてゼロベースにしたというところにつきましては、やはりこの間、説明会等が出てきましたのは、一緒にすべきなのかどうかとか、そういった議論が非常に多かったというふうに思っています。

ですので、ゼロベースということは、認定こども園をするとか義務教育学校をするとかそれを1つにまとめる、ばらばらにする、それを全て今、まっさらな状態というふうに考えてございます。

ですので、認定こども園だけを早く進めたいという考えもございませんし、それを一緒にしたいという考えも今のところ持ってございません。

ですので、先ほど来、申し上げているとおり、健全度調査によって今後の維持管理コストなどが出ています。そういったものもお示ししながら、国見町の、残念ながら子どもが減っている状況ではありますけれども、そうした中で適正規模化、適正配置、さらには複合か共用か、そういったものも検討する時期ですよねという調査結果がでていますので、そういったことも町民皆さんにお示しをしながら、今後検討を進めていくということですので、今、現時点で何かの方向性を持っているということではございません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 別の質問ですか。

3番（佐藤 孝君） 質問しません。

今の話を聞いて、私もそのとおり納得しております。

であるならば、答弁ありませんよ、総合計画の字面をそのまま残すことが、逆に誤解を与えるのではないかとこう思っているのです。

答弁ありませんので、ぜひ、議会終了後その辺の整理をしていただかないと、今の答弁と総合計画がちよっと合わないのではないかと私、今、思っていますので、ぜひそこのところはお願いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） よろしいですか。

討論なしと認めます。

これから認定第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時10分）

◇
◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◇
◇認定第 2 号 令和 5 年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤定男君） 日程第 2、認定第 2 号「令和 5 年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 認定第 2 号、令和 5 年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから認定第 2 号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、認定第 2 号は原案のとおり認定することに決しました。

◇
◇認定第 3 号 令和 5 年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤定男君） 日程第 3、認定第 3 号「令和 5 年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） それでは、決算書のほうをご覧ください。

認定第 3 号、令和 5 年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第4号 令和5年度国見町石母田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤定男君） 日程第4、認定第4号「令和5年度国見町石母田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） それでは、決算書のほうご覧ください。

認定第4号、令和5年度国見町石母田財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第5号 令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤定男君） 日程第5、認定第5号「令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 認定第5号、令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第6号 令和5年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤定男君） 日程第6、認定第6号「令和5年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 認定第6号、令和5年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決しました。



◇認定第7号 令和5年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議長（佐藤定男君） 日程第7、認定第7号「令和5年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 認定第7号、令和5年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決しました。



◇認定第8号 令和5年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（佐藤定男君） 日程第8、認定第8号「令和5年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 認定第8号、令和5年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第9号 令和5年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について

議長(佐藤定男君) 日程第9、認定第9号「令和5年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 認定第9号、令和5年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから認定第9号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第10号 令和5年度国見町水道事業会計決算認定について

議長(佐藤定男君) 日程第10、認定第10号「令和5年度国見町水道事業会計決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 認定第10号、令和5年度国見町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長からご説明をいただきました。

それで、今年度の純損失ということで六百何万円になっておるのですけれども、令和5年ですから令和4年度、令和4年度のときの純損失という金額は幾らになっていたかちょっとお知らせください。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

昨年度、令和4年度の純損失額は983万4000円でありました。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） そうしますと、やはり600万円だったと。今年度は600万円だということは、900万円が600万円に下がったと。マイナス高からすると、そこをあまり感じなかったのですけれども、そこを300万円を逆に損失を少なくしたということは、早く言えば利益が増えたかということの裏返しかなと思っております。

その辺に関しては、職員の皆さんとかが一生懸命ご苦労なされたことだと思っておりますので、それには敬意を申し上げます。

大変申し訳ないのですけれども、今年度はまだ600万円ほどの赤字というか純損失という結果になっておりました。でありますけれども、この600万円を、どのような要因、まだ600万円という損失が出たということなのですが、その要因は何があったのかお知らせください。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

純損失額652万9000円の赤字の要因ということでございますが、まず、収入におきましては、給水人口減少に伴います水道使用料の減少、支出におきましては、漏水の修繕費用の増加、また、泉田簡易水道統合時に整備しました減価償却費が費用として増加したことが挙げられます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長の説明によりますと、やっぱり水道料金に跳ね返ってくるというのは漏水あるいは水道を使っている方の感じだと思うのです。やはり水道は全て買っているものですから、その中にすれば漏水というものが最大のお金を投げていると。漏水が多ければ多いほどお金を投げているということの裏返しだと思っております。

それに対して漏水の修繕事業をしたということで、600万円ぐらいかかってしまったということで理解はしています。

令和4年のときに、佐藤議員からもありましたように、配水メーターが計画的に進んでいるのかということだったのですけれども、当年に限ってもやはりこの配水メーターの設備ということで今回の中に入っているのかと。

また、来年度以降もこの配水メーターの設備ということで、漏水を極力減らすとい

うような計画でなっているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

令和3年度に策定しました水道事業ビジョンに基づきまして、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

特に、漏水対策に関しましては、配水区域の小ブロック化を進めておりまして、令和6年度におきましては、新規に9か所の配水メーターを設置を予定しております。

有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。厳しい経営状況でございますが、より一層の経費削減に努めてまいりまして、経営の健全化を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 質問ではありません。最後です。

今、課長が申しましたように、漏水を少なくすることが、イコール水道料金を減少というわけではないですけれども下げるということになりますので、職員の皆さんの努力も合わせて町民の皆様にもやはり漏水箇所があったときには、事前に町のほうに報告していただけるというような、皆さんがやはり漏水というものに関心を持っていただけるように今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

八巻喜治郎君。

6番（八巻喜治郎君） 私のほうは水道事業の報告のほうで、漏水についてお伺いしますが、ここに載っていない金額というのは莫大な金額があるのです。

どういうことかということ、漏水した場合、本管から家庭のメーターというところまでありますが、森江野地区では、本管から自宅まで、農道です、30メートルも40メートルもある家があるのです。そうすると、そこが個人負担となるのです。そういった場合、本管から近いところはいいのですが、今後、小坂地区も大木戸地区もそういった家が増えてきますが、この個人負担、工事期間が約1か月も水道工事にかかる家もあるのですが、その辺町としてどのように考えているか。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

宅内の給水管につきましては、個人の財産ということになっておりますので、大変でございますが、個人負担となります。

ただし、道路からの引込み、道路の部分につきましては修繕費、それは一部町のほうで負担したいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから認定第10号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、認定第10号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第11号 令和5年度国見町下水道事業会計決算認定について

議長（佐藤定男君） 日程第11、認定第11号「令和5年度国見町下水道事業会計決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 認定第11号、令和5年度国見町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 1款1項1目9節、決算書でいきますと13ページ、委託料354万6000円税抜き、個別の施策で言うと146ページ、こちら税込みですから390万1000円とありますが、マンホールの点検195か所とあります。

今、首都圏のほうで発生している大雨によるマンホールが吹き飛ぶというような事故が発生しております。圧を抜くマンホールに交換するような対策を取っているようですが、国見町のほうではそのような対策はしなくてよろしいのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

東京などの都会におきましては、雨水と汚水を一緒に下水道に流す合流式下水道というような方式を取っております。そのためにそのような現象が起こっているというようなことでございます。

国見町におきましては、汚水のみを下水管に流すということで、分流式の下水道ということになっているため、マンホールの蓋が浮き上がるようなことはございません。

よって、その圧抜きの蓋というようなものは設置はしておりません。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。

そうすると、汚水だけのマンホールのついたところが回っているのですね。雨水は用水路みたいところで回っているということですね。

分かりました。ありがとうございます。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから認定第11号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、認定第11号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇常任委員長報告

議長（佐藤定男君） 日程第12、「常任委員長報告」を行います。

産業建設常任委員会に付託されました請願第3号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。

3番、佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 請願第3号の委員長報告を行います。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました請願第3号、国見町大字藤田字日渡三地内造成を求める請願についての審査結果をご報告いたします。

産業建設常任委員会は、去る9月3日午後1時50分より、また、9月10日午後5時20分より、それぞれ役場3階中会議室において開催をいたしました。

10日の委員会審査に先立ち同10日の午後4時30分から請願の現地に赴き紹介議員の渡辺勝弘議員立会いの下、請願者3名から要望内容を聴取し、その状況などを確認をいたしました。

なお、委員会には、委員全員と説明のため村上建設課長、佐藤及び鈴木両建設課係長並びに職務のため実沢議会事務局長、丹治書記が出席をしております。

請願第3号であります。本件は藤田中心地にある未利用宅地及び保全管理となっている農地に新たな進入路を整備し、土地の有効利用を図り、宅地分譲や新規農業者の受入れなどを通じて人口増につなげることが期待され、そのための対策を講じてほしいとの内容となっております。

現地確認では、通称赤道と言われる狭隘な道路があるものの、有効な進入路がないため、土地の利活用が難しい現状になっており、農地についても耕作がされない現況を確認をいたしました。

現地における請願者からの聞き取りでは、自ら所有する土地の有効利活用のため町がその進入道路を新設もしくは拡充すべきと望む一方、新たな進入道路の整備によって土地の価値が高まり、その後の利活用は土地所有者自らが判断していきたいとの将来展望も示されています。

委員会は、狭隘道路の整備拡充は議会としても重要な課題と考えています。当然のように、公共施設である道路は、地域住民の日常生活を支えるため、安全性と利便性が求められ、快適な生活環境の確保を目的に整備すべきだと認識をしています。

しかし、今回の請願の書類内容と現地での聞き取り調査を踏まえた審査では、町道新設することで私有財産の価値を高め、結果して特定の方のため個人の利益につながるものであり、ほかとの公平性を保たれないのではないかと、また、土地所有者がその利活用を図るなら自らが進入路を確保すべきで請願陳情にはなじまないとの意見、中心地の土地を利活用し町の活性化につなげるための道路整備は必要であるが、請願として扱うのは妥当なのか、あるいは、町内には同様の土地が多数あり、個人所有地の利活用のための町道整備は請願として取り扱うべきか疑問だとする意見が出されました。

最終集約では、行政に対し、その執行の公平性を求める議会として特定個人の利益を優先する請願を採択することはなじまない、地域の課題として行政要望が妥当ではないのかとの意見の集約を見ました。

それらを踏まえた採決では、全員本請願を採択することは同意できず、全会一致で不採択すべきものと決しました。

全議員におかれましては、委員会決定同様、不採択とされますようお願いし、委員長報告といたします。

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 紹介議員という立場から、私から発言させていただきます。

今、委員長から言われましたように、ある程度の性格という部分はあると思うのですが、町民はまず所有の財産を、利益ということを先に申し上げているようですけれども、やはり町民の方々は、あそこを所有している方は、今、何をしたいか、あの土地をどのように活用していいのか、あるいはどのようにやっていいのか、わらをもつかむ思いで紹介議員の私に話をしているわけです。

町民にすれば、その地主の方々は何をやっていいのか、どういうふうにして過ごしたらいいのか、どういうふうにやっていいのかと、今までの生活でも相当苦勞をしております。

なおかつその場所は市街化調整区域であり農地でもあります。そして、現実には道の駅も目の上にある。

そして、今、現実にこの町に必要なのは、土地があっても住宅を建てることができない、そういう状況の中でどういう土地があればいいのかというものは私も含めた議員の皆さん全て分かっているらっしゃると思っております。

ただ、この請願においては、執行するのは議員ではないと思っていることは十分分かっております。執行していただけるのは行政の方です。行政の職員にやっていただくためには、この所有者たちがどういうふうにしていいのか、どういうふうにやったほうがいいのかという意見あるいは要望、こんなふうにやったほうがいいのではないかとこのように議員の皆さんに力添えをいただきたいというような思いで出していると思っております。

私もこの中に必ずこれは成功しますよ、これができますよとは言っておりません。その成功するためにどうしたらいいか、どうすべきか。そのためには議員の力を借りて、議員の皆さんの要望、議員の皆さんの意見を聞きつつこれに成功に向かってやることが良いことだと思っておりました。

でありますから、今回の不採択というよりもそこは求めていませんけれども、不採択ではなく趣旨採択あるいはその状態の中を考慮していただければいいと思っております。

やはりこれは不採択ではなく、その方向を見つめた形でやっていただけることを私は望みますので、この不採択に反対をいたします。

よろしく申し上げます。

議長（佐藤定男君） ほかに討論は。

宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 私は、この案件を取り上げることに反対をいたします。

なぜなら、この案件は請願になじみません。強いて言うならば、この案件は町内会案件ではないかと私は判断しました。

理由といたしましては、このような場所は当町ではどこにでもあります。また、町までは結構あるのではないかなと思います。また、放棄地です。空き家問題も含めましてたくさんあります。我々、私議員としては公平、公正な立場からこの案件は陳情になじまないと判断しまして、取上げをすることには反対いたします。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかに討論ございますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（佐藤定男君） 起立多数です。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり不採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午後2時04分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後2時05分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（佐藤定男君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり2件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、この2件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（佐藤定男君） 日程第13、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

本件は、お手許に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（佐藤定男君） 日程第14、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（佐藤定男君） 以上で、本定例会に付されました議案の審議は全部終了いたしました。

た。

町長より挨拶があります。

町長。

町長（引地 真君） 令和6年第5回国見町議会定例会の閉会にあたって挨拶します。

提案した議案は、格別のご理解により原案のとおり議決いただいたことに感謝いたします。ありがとうございます。

また、議案審議の過程において出された意見等についても執行部と議会、しっかりと心にとどめ、それぞれの責任において熟慮熟考し、対応すべきものと思料します。

議員諸氏には今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、出精されるよう切望し、閉会の挨拶とします。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（佐藤定男君） これをもちまして本日の会議を閉じます。

令和6年第5回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後2時08分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月13日

国見町議会 議長 佐藤 定 男

同 署名議員 山崎 健 吉

同 署名議員 小林 聖 治